富士火災
Member of AIG

富士火災の現状 2013

DISCLOSURE 2013

企業理念

私たちは身近で頼れるプロフェッショナルとして、
すべてのお客さまに確かな安心を提供し、
活力ある地域社会の実現に挑戦します。

コーポレートメッセージ

安心にも、クオリティがある。

はじめに

このたび、当社の経営方針や事業概況、財務状況等をまとめた「富士火災の現状2013」を作成いたしました。

本誌が、皆さまに当社をご理解いただくうえでの一助となれば幸いに存じます。

会社概要

設立：1918年（大正7年）4月18日
資本金：559億円
総資産：8,808億円
代理店数：23,720店
従業員数：5,502名
ホームページアドレス：http://www.fujikasai.co.jp/
（2013年3月31日現在）

※本誌は「保険業法第111条」および「同施行規則第59条」に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、130以上の国や地域で顧客にサービスを提供しています。AIGグループ各社は、世界最大級のネットワークを通して個人・法人のお客様に損害保険商品・サービスを提供しています。このほか、米国においては生命保険事業、リタイヤメント・サービスの事業も展開しています。持株会社AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の各証券取引所に上場しています。詳細は、ウェブサイトwww.aig.comをご覧ください。

富士火災の現状と方向性

- トップメッセージ …… 2
- コーポレートビジョン …… 4
- 富士火災グループについて …… 5
- AIGについて …… 6
- 代表的な経営指標 …… 7
- トピックス …… 10

運営体制について

- コーポレートガバナンス …… 12
- リスク管理体制 …… 14
- 法令遵守の体制 …… 16
- 責任準備金の合理性および妥当性 …… 18
- 顧客保護管理態勢 …… 19
- 内部統制システムの構築 …… 20

商品・サービスについて

- 主な販売商品 …… 22
- お客さまサービス …… 24
- リスクマネジメントサービス …… 27
- お客さま相談サービス …… 29
- 保険の仕組み …… 30

富士火災のマンパワー

- 人材育成プログラム …… 34
- 人権への取り組み …… 36
- CSR …… 37
- 代理店制度 …… 41
- プロフェッショナルアドバイザー（営業社員）制度 …… 42

資料編 …… 43

トップメッセージ

代表取締役社長兼CEO
横山　隆美

平素より、皆さまには富士火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2012年度前半は、欧州債務危機や中国経済の減速などの影響を受け、景気の停滞が続きましたが、震災の復興需要などが下支えするなか、年度末にむかって新政権の政策転換への期待感から円安・株高が進行し、景気の底入れ感が広がりました。

そのような中、当社では、2016年度までの中長期戦略の遂行を通じ、健全かつ持続的成長を目指しました。

具体的には、当社の強みである地域営業基盤と、世界における豊富な経験をはじめとするAIGグループ資源の活用による保険料収入の成長、損害率と事業費の改善による保険引受利益の確保、コーポレートビジョンの実現やグローバルスタンダードへの適合によるガバナンスやコンプライアンスに関わる組織力の強化を進めてまいりました。

商品面では、医療保険において進化する医療技術への対応を目的とし、皆さまに

ご好評の医療総合保険「みんなの健保2」に3つの新しい特約を追加いたしました。加えて、持病があるため従来医療保険にご加入いただけなかった方にもご契約いただける、引受基準緩和型契約特約付医療総合保険「持病のある方も入りやすい　みんなの健保3」を2012年11月に発売し、お客さまの健康状態に関わらず医療保険を提供できる態勢を整備しました。また、自動車保険においては、2012年10月より「ノンフリート等級別料率制度」を改定し、保険料負担の公平性を確保するとともに、料率改定の実施により収益の改善を図りました。

業務面では、お客さまにお手続きいただいた申込書の計上業務を募集扱者自身で完結できる直接計上システムの拡大を進め、より迅速な保険証券発行などに努めました。一方、社内においては事務処理の中央営業事務センターへの集中移管を行い、事務処理の品質向上と効率化を通じ、営業店における事務軽減と営業機能強化を行ないました。

当社は、2013年4月より、日本における保険持株会社であるAIGジャパン・ホールディングスの完全子会社となりました。これを機に当社は、95年の歴史で築いた当社の顧客・営業基盤およびブランドを維持しつつ、AIGのグローバルな経営資源および信用力、資本力を有効活用して競争力を強化し、高度化・多様化するお客さまのニーズに対応した高い品質の商品やサービスを提供してまいります。

そして、損害保険業界の世界的リーダーであるAIGグループの一員として、また「身近で頼れるプロフェッショナル」として、すべてのお客さまに確かな安心を提供することで活力ある地域社会の実現を目指すため、社員一丸となって取り組んでまいります。

今後とも、皆さまのご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2013年7月

コーポレートビジョン

「すべてのお客さまに確かな安心を提供」するために

富士火災グループでは、多くのお客さまから高い信頼をいただき、そして持続的に成長を遂げていくためには、目指すべき方向性を明確にし、社員一人ひとりの価値観を揃えることが重要であると考え、富士火災グループのコーポレートビジョン(※)を策定しています。

このコーポレートビジョンを大切にし、常に成長し続ける活力ある富士火災グループを全役職員が一体となって創り上げていきます。

(※)コーポレートビジョンは、富士火災グループの「企業理念」「価値観」「将来像」を総称したものです。

企業理念

私たちは身近で頼れるプロフェッショナルとして、
すべてのお客さまに確かな安心を提供し、
活力ある地域社会の実現に挑戦します。

●「企業理念」は、私たち富士火災グループが、存在意義を確認するためのものです。

価値観

1. お客さま最優先	私たちはお客さまの視点に立ち、お客さまの信頼を得ることに責任を持ち、それを誇りとします。
2. 専門性の追求	私たちは向上心を持ち、学びを通じて専門性をたゆまず追求します。
3. 目的の実現	私たちは目的を明確にし、日々の活動が目的と合致しているかを確認して「Plan・Do・Check・Act」をスピード感をもって実行します。
4. 革新への挑戦	私たちは時代の変化を捉え、変える勇気を持ち続け、革新を追求します。
5. 高い倫理観	私たちは高い倫理観を持ち、企業理念・価値観に則り行動し、社会的責任を果たします。
6. 互いの尊重	私たちは相手の視点・立場を尊重し、チームワークを大切にします。
7. 持続的な成長	私たちはお客さまと共に、健全かつ持続的な成長を目指します。

●「価値観」は、私たち富士火災グループが、日々の意思決定や行動の基準とするものです。

将来像

私たちは「草の根のチャレンジャー」として
創立100周年に向けて、お客さまから信頼され、
すべての社員とビジネスパートナーが喜びと誇りを持ち、
常に成長し続ける活力ある富士火災グループを目指します。

●「将来像」は、価値観に基づき意思決定・行動した結果として、私たち富士火災グループが目指す姿です。

富士火災グループについて

富士火災グループは、富士火災海上保険株式会社のもとでグループのガバナンス体制を構築し、グループ全体の成長力・収益力を高める観点から、グループ戦略を推進し、経営効率を高めるよう努めています。

富士火災グループとして、お客さまの利便性の向上をはかるため、お客さまの視点で生命保険も含めた総合的な保険提案を推進し、グループ収益を向上させ、企業価値の拡大を目指します。とくに成長分野である人保険を扱うAIG富士生命保険株式会社には戦略的に経営資源を投入することにより、魅力的な商品・サービスをお客さまに提供し、成長を加速させていきます。

富士火災グループの構成

（2013年7月1日現在）

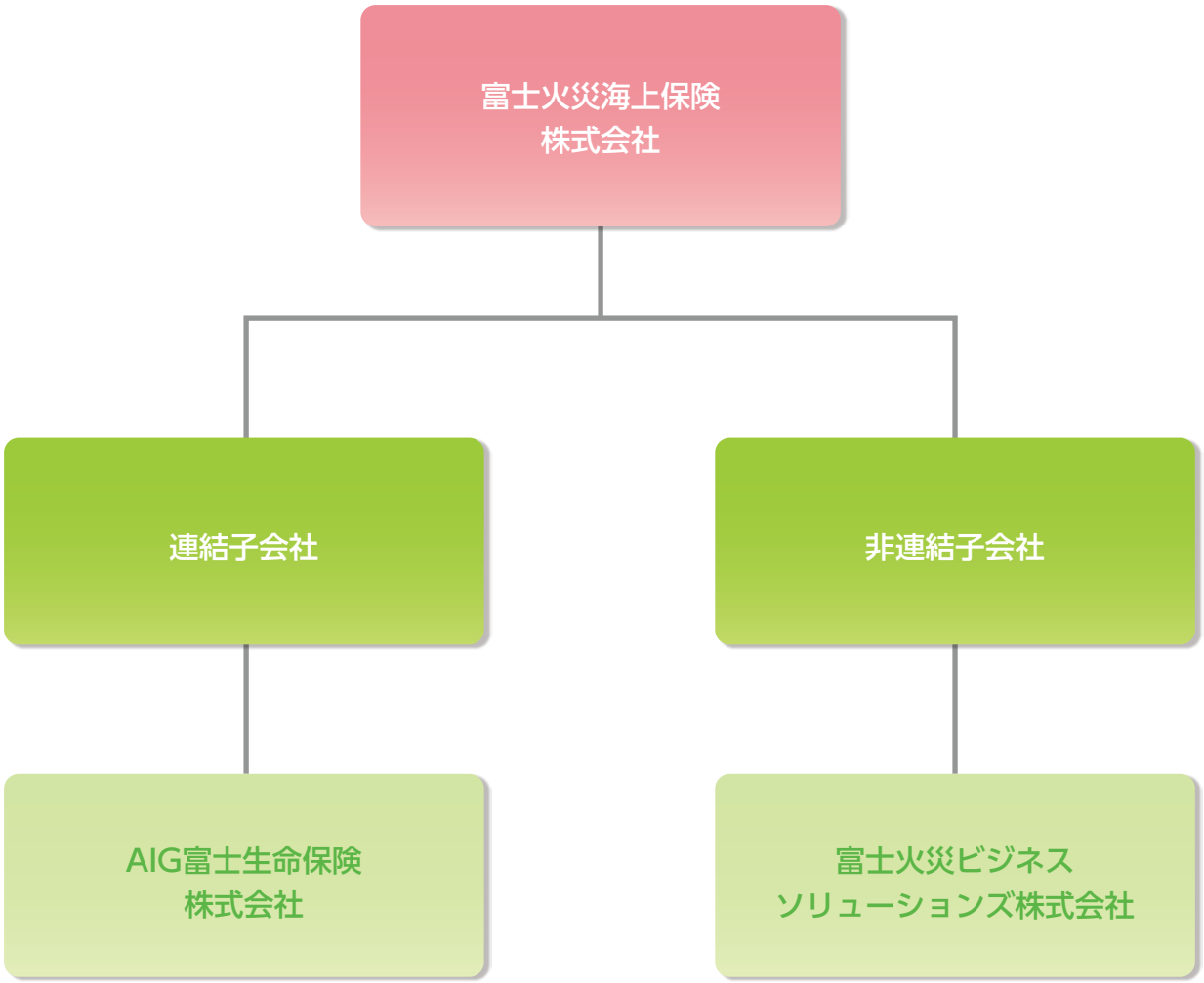

AIGについて

当社は、2011年8月にAIGグループの完全子会社となり、2013年4月には、日本における保険持株会社となったAIGジャパン・ホールディングスの完全子会社となりました。

当社は、現在の営業基盤及び「富士火災ブランド」を基に、AIGグループの一翼を担う会社として、AIGのグローバルな経営資源及びそのブランド力、信用力、資本力の有効活用により、競争力の強化を図り、当社ひいてはAIGの総合的な企業価値を向上させることを目指します。

AIGについて

富士火災海上保険株式会社はAIGグループの一員です。

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、130以上の国や地域で顧客にサービスを提供しています。AIGグループ各社は、世界最大級のネットワークを通して個人・法人のお客さまに損害保険商品・サービスを提供しています。このほか、米国においては生命保険事業、リタイヤメント・サービスの事業も展開しています。持株会社AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の各証券取引所に上場しています。

詳細は、ウェブサイトwww.aig.comをご覧ください。

AIGの損害保険ビジネスの概況と日本におけるAIG

AIGの中核事業である損害保険事業の2012年の正味収入保険料は344億ドル、当社が属するアジア・パシフィック地域はそのうち30%を占めます。また、2012年度決算に基づくAIGグループの単純合算シェアは、日本市場において約8%*を占めています。

AIGの損害保険事業全体2012年 地域別正味収入保険料

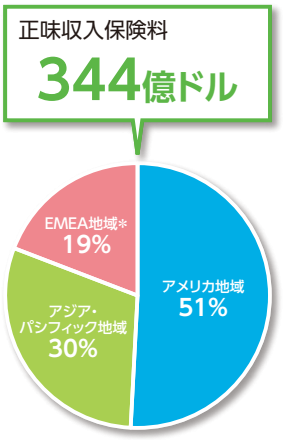

＊EMEA地域は、ヨーロッパ、中東、アフリカを含みます。

日本におけるAIG

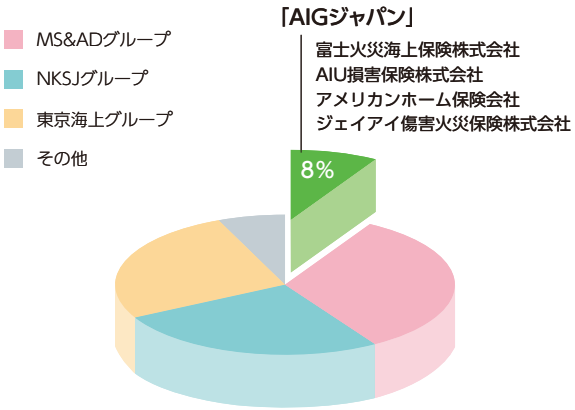

※元受正味保険料（積立保険の収入積立保険料部分を除く）による。日本損害保険協会と外国損害保険協会による加盟会社2012年度決算概況をベースに算出。

代表的な経営指標

当社の2012年度の事業活動をご理解いただくため、代表的な経営指標について掲載いたします。

（単位：百万円）

項　目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
正味収入保険料	284,835	270,837	265,451	264,870	**272,537**
正味損害率	62.7%	64.6%	64.8%	79.6%	**63.3%**
正味事業費率	37.9%	35.9%	35.0%	34.4%	**34.6%**
保険引受利益（△損失）	△857	15,100	△9,609	△ 9,317	**△ 12,321**
経常利益（△損失）	△91,650	9,062	14,833	3,384	**△ 4,651**
当期純利益（△損失）	△58,977	5,090	7,735	△ 15,741	**△ 11,067**
単体ソルベンシー・マージン比率※	505.6%	602.0%	720.8%	535.4%	**562.6%**
総資産額	912,744	933,155	918,361	858,001	**880,805**
純資産額	45,140	108,951	100,784	89,568	**93,882**
その他有価証券評価差額	△17,580	36,935	15,894	20,733	**42,582**
リスク管理債権	1,382	6,235	4,594	4,235	**4,264**

※単体ソルベンシー・マージン比率については、リスク計測の厳格化等を図るため、2011年度より算出にかかる法令等が改正されております。

● 正味収入保険料

自動車保険が増収に転じるなどにより、2.9%の増収となりました。

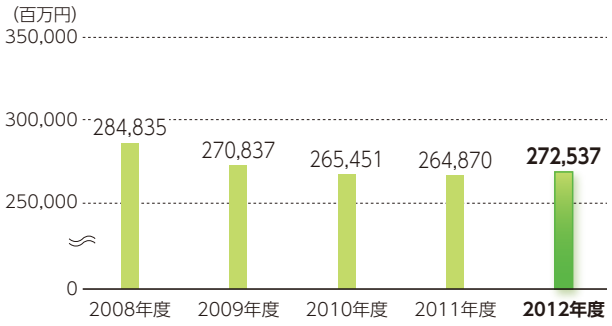

● 保険種目別構成割合（正味収入保険料ベース）

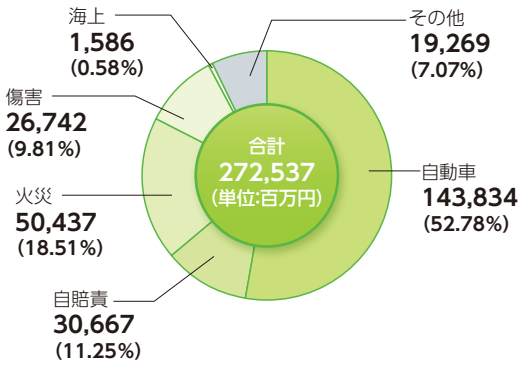

● 正味損害率

交通事故発生件数の減少による自動車の支払保険金の減少や、家計地震保険金の減少等により、前年度比16.3ポイント低下し、63.3%となりました。

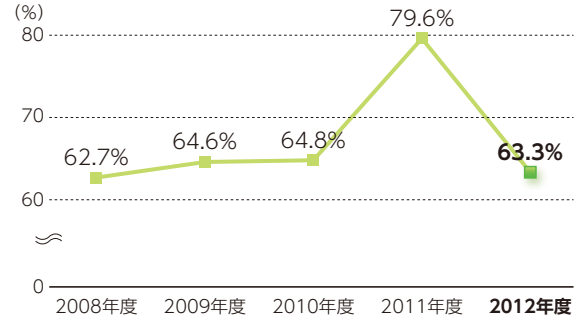

● 正味事業費率

AIGグループ共有システムに関するシステム開発などの設備投資により、前年度比0.2ポイント上昇し、34.6%となりました。

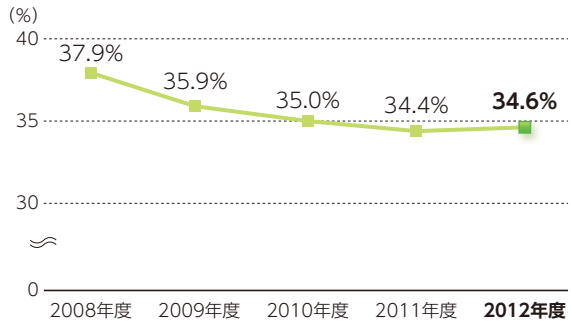

用語解説

正味収入保険料
お客さまから受け取った保険料（元受保険料）から再保険料を加減し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除したものをいいます。

正味損害率
（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料により算出しています。

正味事業費率
（諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費）÷正味収入保険料により算出しています。

● 保険引受利益(△損失)

自然災害(風水害)の高水準な発生保険金の計上や、大規模自然災害リスクに対応した責任準備金の計上など普通責任準備金積増額の増加等により、前年度比30億円減少し、△123億円となりました。

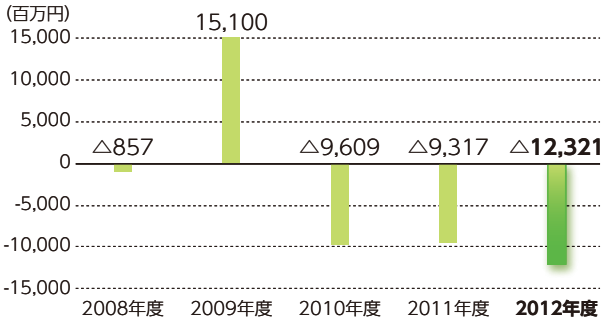

● 経常利益(△損失)

保険引受収益の減少に加え、金利低下に伴う利息及び配当金収入の減少によって資産運用損益が減少したこと等もあり、前年度比80億円減少し、△46億円となりました。

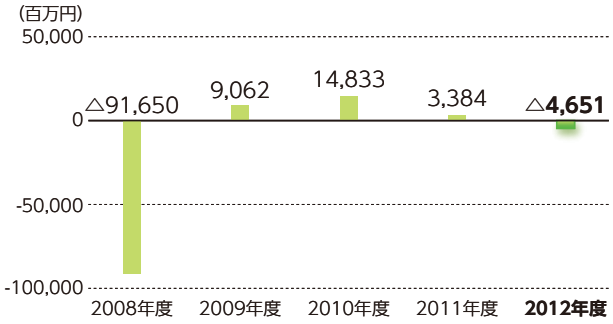

● 当期純利益(△損失)

繰延税金資産の評価性引当額を計上したこともあり、前期に引き続き赤字となりました。

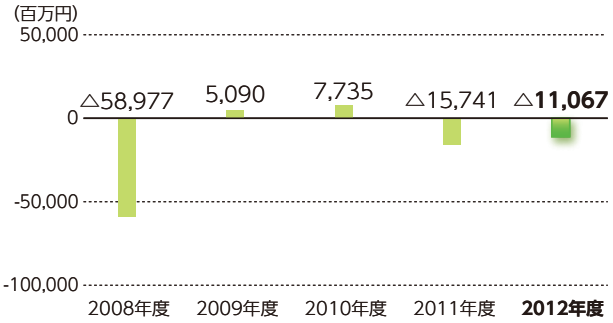

● 単体ソルベンシー・マージン比率

国内株式及びJ-REITの時価回復に伴い、資産運用リスクが増加した一方で、その他有価証券評価差額が増加したこと等によりマージン総額が大幅に増加しました。その結果、前年度比27.2ポイント上昇し、562.6%となりました。なお、リスク計測の厳格化等を図るため、2011年度より算出にかかる法令等が改正されています。

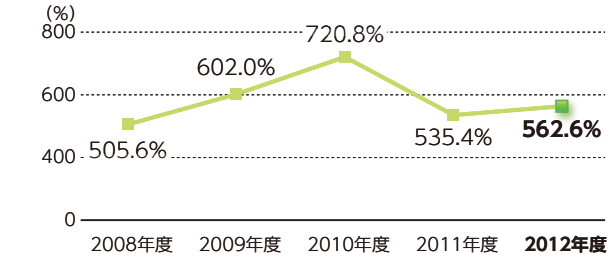

● 総資産額

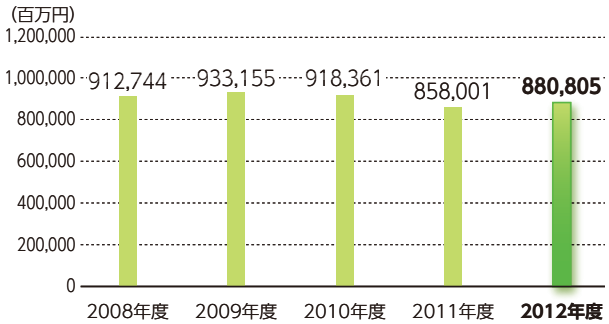

● 純資産額

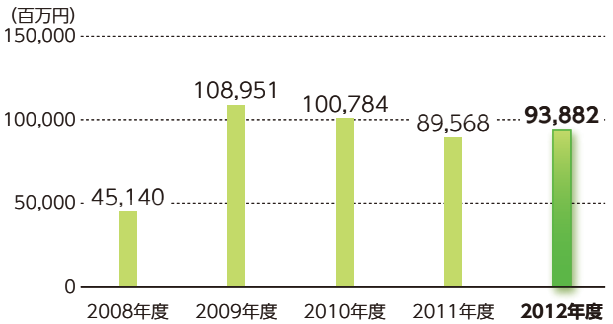

用語解説

保険引受利益
保険の引受に関する利益のことをいいます。
保険引受収益(正味保険料等)−(保険引受費用(保険金・損害調査費・満期返戻金等)+保険引受に係る営業費および一般管理費)±その他収支により算出しています。
なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等にかかる法人税相当額等です。

当期純利益
経常損益+特別損益(固定資産処分損益・価格変動準備金繰入額等)−法人税等合計により算出しています。

総資産額
貸借対照表における資産の部の合計額です。

経常利益
保険引受や資産運用等、通常の事業活動に基づいて毎期反復的に発生する損益で、経常収益(正味保険料・利息および配当金収入・有価証券売却益等)から経常費用(保険金・満期返戻金・有価証券売却損・有価証券評価損・営業費および一般管理費等)を差し引いた金額です。

ソルベンシー・マージン比率
巨大災害や資産の大幅な価格下落など、「通常の予測を超える危険(リスク)」に対し、どれだけ支払能力(=ソルベンシー・マージン)を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。ソルベンシー・マージン比率は、通常200%以上あれば、その損害保険会社の保険金等の支払能力は問題ないとされています。

純資産額
貸借対照表上の資産から負債を差し引いた額です。

● その他有価証券評価差額

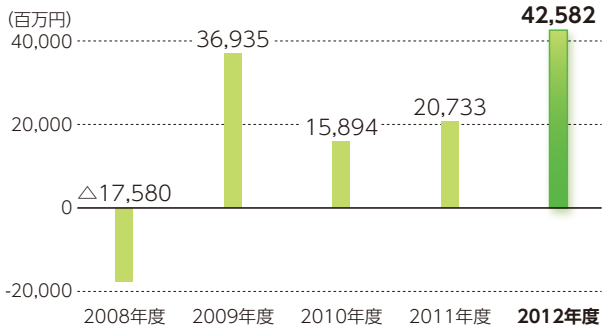

● リスク管理債権

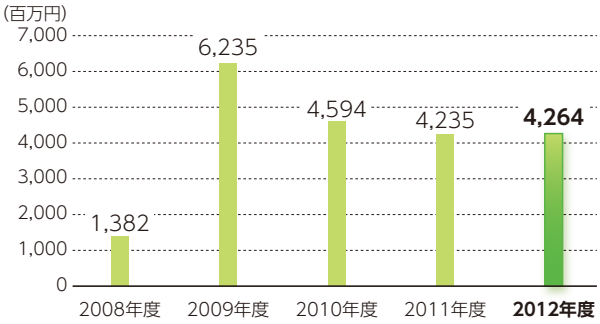

● リスク管理債権内訳

(単位：百万円)

項　目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
破綻先債権額	609	110	9	—	—
延滞債権額	511	1,936	661	602	1,014
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸付条件緩和債権額	260	4,189	3,923	3,632	3,249
合計	1,382	6,235	4,594	4,235	4,264
貸付金残高に対する比率	2.4%	12.0%	11.0%	14.9%	17.8%
(参考)貸付金残高	58,187	51,813	41,947	28,337	23,996

(※各債権の意義はP.77参照)

● 資産の自己査定結果

(単位：百万円)

科　目	非分類資産	分類資産				合計
	Ⅰ分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	小計	
有価証券	678,744	2,590	83	507	3,182	681,927
貸付金	16,971	6,516	500	7	7,024	23,996
有形固定資産	36,261	70	—	—	70	36,331
その他	138,296	356	251	224	832	139,128
資産合計	870,274	9,534	834	740	11,109	881,384

①自己査定とは、保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠⅡⅢⅣの4段階に分類することです。
Ⅰ分類資産…査定基準日において、Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産であり、回収の危険性または価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。
Ⅱ分類資産…査定基準日において、債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる資産です。
Ⅲ分類資産…査定基準日において、最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って損失発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。
Ⅳ分類資産…査定基準日において、回収不可能または無価値と判定される資産です。
②各欄の金額は自己査定による償却実施前の残高を表示しています。そのため、貸借対照表計上額より大きくなっています。
③その他に含まれる資産とは、現金及び預貯金、無形固定資産、その他資産、繰延税金資産等です。

用語解説

その他有価証券評価差額
その他有価証券(満期保有目的、売買目的および関係会社株式以外の有価証券)で時価のあるものの貸借対照表価額(時価)と帳簿価額との差額です。

リスク管理債権
貸付金の価値毀損の危険性や回収の危険性等により「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に区分されています。

トピックス

お客さまをサポートする商品・サービスのご提供

医療総合保険「みんなの健保2」のインターネット販売を開始

医療総合保険「みんなの健保2」は、2010年12月の発売以来、おかげさまで累計新規販売件数61,463件（2013年3月末現在）を超え、当社の主力商品の一つになっています。本商品はこれまで、代理店や営業社員がお客さまと対面して販売してきましたが、昨今のお客さまの購買スタイルや価値観の変化等を踏まえ、インターネットを通じた通信販売を並行して展開することとしました。

インターネット経由で販売する「個室に入れる入院プラン」は、一日あたり3万円までの差額ベッド代や入退院時の交通費といった入院に関わる諸費用の実費補償（入院諸費用保険金）を主契約とすることにより、個室で治療に専念したいというお客さまのニーズに焦点を合わせた内容になっております。

また、基本補償は「入院諸費用保険金」および「先進医療費用保険金」のみとし、公的医療保険制度における自己負担3割分の補償である「入院治療費用保険金」をオプションとすることで、「みんなの健保2」の最大の特長である実費補償を前面に出したシンプルなプランとしました。

引受基準緩和型契約特約付医療総合保険「持病のある方も入りやすい　みんなの健保3」の発売

医療総合保険「持病のある方も入りやすい　みんなの健保3」は、当社の主力商品である実費補償型の医療総合保険「みんなの健保2」をベースに開発した新商品です。

「実費補償型の医療保険に加入したいけれど加入できない。」というお客さまの声にお応えすべく「引受基準緩和型」商品として開発しました。健康状態告知を従来より簡素化し、3つの質問に対する回答がすべて「いいえ」の場合、ご加入いただけます。

医療総合保険「みんなの健保2」の新特約発売

医療技術の進歩により変化している医療事情を踏まえ、医療総合保険「みんなの健保2」において、3つの新特約（「がん入通院治療費用特約」「特定疾病診断保険金支払特約」「女性特定疾病入院一時金支払特約」）を発売しました。

新特約のうち、「がん入通院治療費用特約」では、がんの外来患者数や外来治療費の増加、化学療法の外来診療への急速な移行といった医療事情の変化を踏まえ、通院治療に対する補償（公的医療保険制度における自己負担3割分の補償）の充実を図りました。また、「特定疾病診断保険金支払特約」では、脳卒中、心疾患に対して一時金をお支払いすることで、いわゆるがん以外の重大疾病に対する補償の充実を図りました。さらに、「女性特定疾病入院一時金支払特約」では、女性特有の病気に対する補償の充実を図りました。

自動車保険　ノンフリート等級別料率制度の改定

自動車保険では、前契約の保険事故の有無や件数等により継続契約の「等級」を決定し、それにより保険料の割引・割増を適用する「ノンフリート等級別料率制度」を導入しています。

従来、本制度では同一の等級であれば同一の割引・割増率を適用していましたが、同じ等級のご契約者でも、「前年事故がなかったご契約者」に比べ「前年事故があったご契約者」の方がリスク実態（保険金のお支払い状況）が高い傾向にあり、そのため前年事故のなかったご契約者の実質的な保険料負担が大きくなっていました。

このような状況から、当社では2012年10月にノンフリート等級別料率制度の改定を行ない、継続契約の7～20等級の割引・割増率を「無事故の割引・割増率」と「事故有の割引・割増率」に細分化し、過年度に事故のあったご契約者には「事故有の割引・割増率」を適用することとし、ご契約者ごとのリスク実態に見合った保険料負担となるよう改善しました。

地震保険の普及・啓発

日本は世界の0.25％の国土面積であるにもかかわらず、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約20％が発生しています（出典:内閣府「防災白書」）。このことからも「日本は地震大国」と言えます。

地震への備えとして、2012年度に火災保険を契約された方の2人に1人の方が地震保険に加入されています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与するという、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進および普及促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどを通じて、地震保険の理解促進および普及促進を図っています。

コーポレートガバナンス

当社は、監査役会設置会社として、取締役会を中心とする経営体制を確立しています。

取締役会においては、経営上の重要事項の決定を行うとともに、執行責任を負う執行役員とこれを監査する監査役会の役割を分割し、取締役会の監査機能を強化しています。

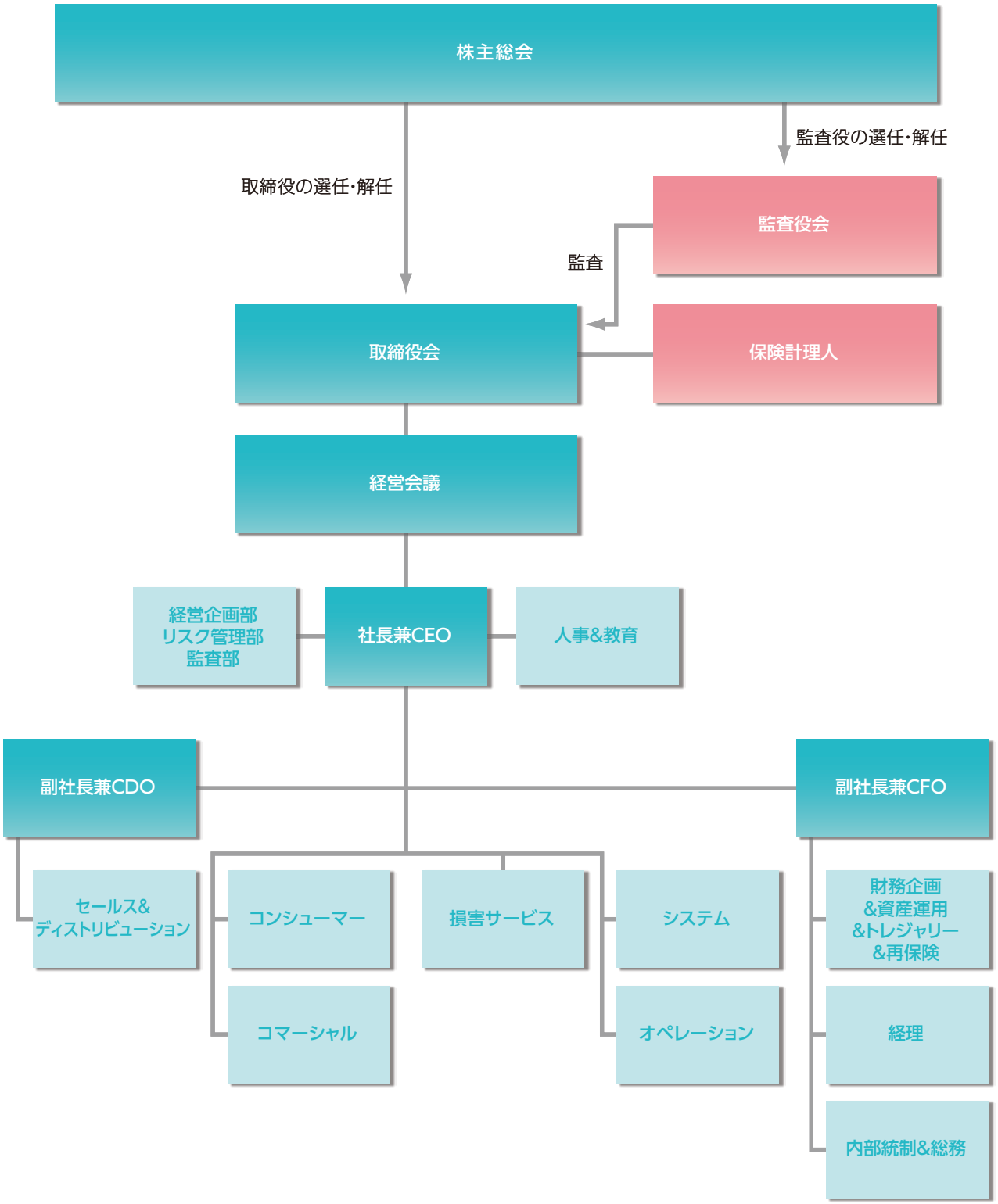

1. 取締役

（2013年6月21日現在）

［代表取締役］

横山　隆美

見瀬　清次

首藤　透

［取締役］（非常勤）

近藤　章

友野　紀夫

［社外取締役］

佐藤　康洋

ホゼ・A・
ヘルナンデス

デービッド・W・
ジューニアス

ロバート・L・
ノディン

レオナルド・A・
ベラフィオーレ

クリスチャン・M・
サンドリック

2. 監査役

長田　國彦

荒川　純司※

高橋　直樹※

（注）※は非常勤です。

3. 執行役員

東　希篤

則生　直人

西田　直樹

登石　宏明

御厨　志郎

ヴィンセント・M・
オフレシオ

前場　俊宏

北澤　緑

栗丸　安幸

坂本　真樹

（注）横山　隆美、見瀬　清次、首藤　透は、執行役員を兼務しています。

リスク管理体制

迅速かつ適切な対応の徹底

金融の国際化に伴い経営環境は大きく変化し、当社を取り巻くリスクは多様化、複雑化かつ高度化しています。その中で当社において、リスク管理は重要な経営課題と認識して対応しています。

リスク管理の基本方針

当社では、リスク管理の基本方針となる「リスク管理基本方針」を定め、「当社を取り巻くあらゆるリスクに対して、リスク選好を明確化し、対応できる体制作りを目指す」、「リスクを所管するリスク主管部門によるリスク管理の強化、および統合的リスク管理部門による牽制機能の発揮により、更なる強化を図る」といった基本的スタンスに基づき、業務の健全性と適正性の確保に努めています。

リスク管理体制

当社では、統合的リスク管理部門として、経営会議の諮問機関であるERM委員会、リスク管理担当役員、およびリスク管理部を設置し、リスクを包括的かつ一元的に管理しています。また、リスクカテゴリーごとにリスク主管部門を設置し、網羅性の確保に努めています。

当社が認識するカテゴリー別リスクとその管理

● 統合リスク管理

統合リスク量とは、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナルリスクを、統一的な尺度で定量的に評価(リスクの計量化)し、これらを統合したリスク総量をいいます。当社では、この統合リスク量と経営体力となる実質的な自己資本を比較する統合リスク管理を行っています。

統合リスク管理では、実質的な自己資本に対して、経営体力や市場変動の大きさ等からアラームポイントやリスクリミットといった許容リスク量を定め、統合リスク量がその許容リスク量内に収まるように定期的に管理を行っています。

● 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や、地震や台風の巨大災害等によって保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。一般保険リスク、巨大災害リスク、再保険取引リスクおよび再保険取引にかかる回収リスク(P.33参照)、第三分野保険リスク(P.18参照)等、に分類できますが、当社では、保険商品ごとの引受基準に基づいて保険引受を行い、定期的に損害率等の収支状況の把握・分析を行い、適宜、引受基準の見直しを実施しています。巨大災害・集積リスクについては、適切な保有・再保険カバーにおける基本方針を定めて対応しています。

また、リスクの計量化手法としては、バリュー・アット・リスク(VaR:一定の確率のもとで被る可能性のある予想最大損失額)によるリスク管理を実施しています。このリスクの計量化においては、VaRを補完するものとしてストレステストを実施し、想定される将来の不利益が生じた場合の影響を把握し、また、予想した将来の最大損失額VaRと実際の発生保険金とを比較するバックテストを定期的に実施し、計測手法の妥当性を検証しています。

● 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産価値の変動や、負債特性に応じた資産運用ができないこと等により、損失を被るリスクをいいます。資産運用リスクは、市場関連リスク(金利リスク、価格変動リスク、為替リスク)、信用リスク、不動産投資リスクに分類できますが、当社では、個別のリスク管理とともにバリュー・アット・リスク(VaR)による計量化手法を用いたリスク管理を実施しています。このリスクの計量化においては、金融市場の混乱を想定し、VaRを補完するものとして、ストレステストを定期的に実施しています。ストレステストでは、より機動的に対応できるように高度化を進め、金利・株価・為替などの変動がそれぞれ過去一定期間内での最大値となった場合の損失額を把握するヒストリカル型ストレステストに加え、過去の経験によらない市場環境シナリオ(例えば、日経平均株価水準が4,000円になった場合など)を想定し、シミュレーションによって損失額を把握するシナリオ型ストレステストを実施し、通常では考えられない潜在リスク量をより包括的に把握し、迅速かつ適切に対応できる体制としています。また、将来の損失を予想するVaRと実際の資産価値の変動とを比較するバックテストを定期的に実施し、計測手法の妥当性を検証しています。

特に、金利リスクを有する保険負債(積立保険等)については、その特性に応じた資産配分を推進するなど、資産・負債を統合的に管理(ALM:アセット・ライアビリティ・マネジメント)する体制としています。

投融資における与信審査においては、投融資部門から独立した審査管理部門が個別案件を審査し、内部牽制が機能する体制を整えています。また、一定額以上の投融資については取締役会等が審議・決定を行っています。

● オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当社では、オペレーショナルリスクを以下の8つのリスクカテゴリーに分類しています。

オペレーショナルリスクを適切に管理することを通じて、適正かつ効率的なオペレーションを実施し、それぞれの業務品質の向上につなげることにより、お客さまからの信頼を高め、当社の収益・価値の最大化に寄与することを目的としています。

(1)流動性リスク管理

流動性リスクとは、巨大災害等の発生に伴う支払保険金の増加等による資金繰りリスクや、市場の混乱によって資産が市場において適正な価格で取引できない市場流動性

リスクをいいます。当社では、「流動性リスク管理方針」を定めて流動性資産を十分に保有するとともに、適切な資金繰り管理を実施しています。

(2)事務リスク管理

事務リスクとは、役職員・代理店が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。当社では、各種規程類や事務処理マニュアルを整備するとともにコンピュータシステムによるチェックを実施しています。各事務リスク管理部門においては、管理者による内部管理点検を定期的に実施し、併せて内部監査部門による監査も実施しています。また、お客さまの苦情等にも迅速かつ適切に対応するため、お客さまの声室を設置して対応しています。

(3)保険金支払管理リスク管理

保険金支払管理リスクとは、保険金支払いに関して、多様な商品特性によるヒューマンエラー、支払査定担当者の理解不足等により、適切でない不払い等が発生するリスクをいいます。当社では、商品特性を踏まえた適切な事務フロー、システム投資、教育・指導および支払業務の検証・審査等、適正な保険金支払管理体制を構築しています。

(4)システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、コンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。当社では、これらのリスクに対するさまざまな対策を講じるとともに、特に不慮の災害や事故等によるコンピュータのシステムダウンによって、業務に重大な影響が生じる恐れがある場合の備えとして「コンティンジェンシープラン」を定め、緊急時の対応を明確にしています。また、情報資産保護の基本方針である「情報資産の保護に関する規程(セキュリティ・ポリシー)」を定め、本社各部はその規程に基づき業務特性に応じた規程等を制定し、安全対策に取り組んでいます。

(5)コンプライアンスリスク管理

コンプライアンスリスクとは、役職員・代理店による不祥事件や法令違反の発生等に関連して、取引の法律関係の不確実性により、損失を被るリスクをいいます。当社では、コンプライアンス研修や各種情宣資料により徹底を図るとともに、必要に応じて契約書や募集文書のリーガル・チェックを実施しています。

(6)事故・災害リスク管理

事故・災害リスクとは、地震・風水災などの自然災害、火災・その他の大事故や新型インフルエンザの大流行(パンデミック)等により、損失を被るリスクをいいます。当社では、「大規模災害対策関連規程」、「大規模災害対策マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」を定め、平常時にその訓練を実施するなど、緊急時に迅速かつ適切に対応できるように備えています。

(7)風評リスク管理

風評リスクとは、当社に関する根拠のない単なる「うわさ」や「憶測」等、不利益な情報が流布し、事業に対して直接間接の損失を被るリスクをいいます。当社では、風評リスクの所在・規模・性質を適時かつ正確に把握し、適切な対応を行うよう努めています。

(8)グループ会社における業務リスク管理

グループ会社における業務リスクとは、子会社・関連会社を通じて展開している損害保険事業、生命保険事業、損害保険関連事業および総務・事務受託等関連事業に伴う各種リスクをいいます。当社では、国内外の「グループ会社リスク管理規程」を定め、各社の規模・リスクの種類・事業特性に応じたリスク管理体制を構築しています。

当社におけるリスク管理体制図

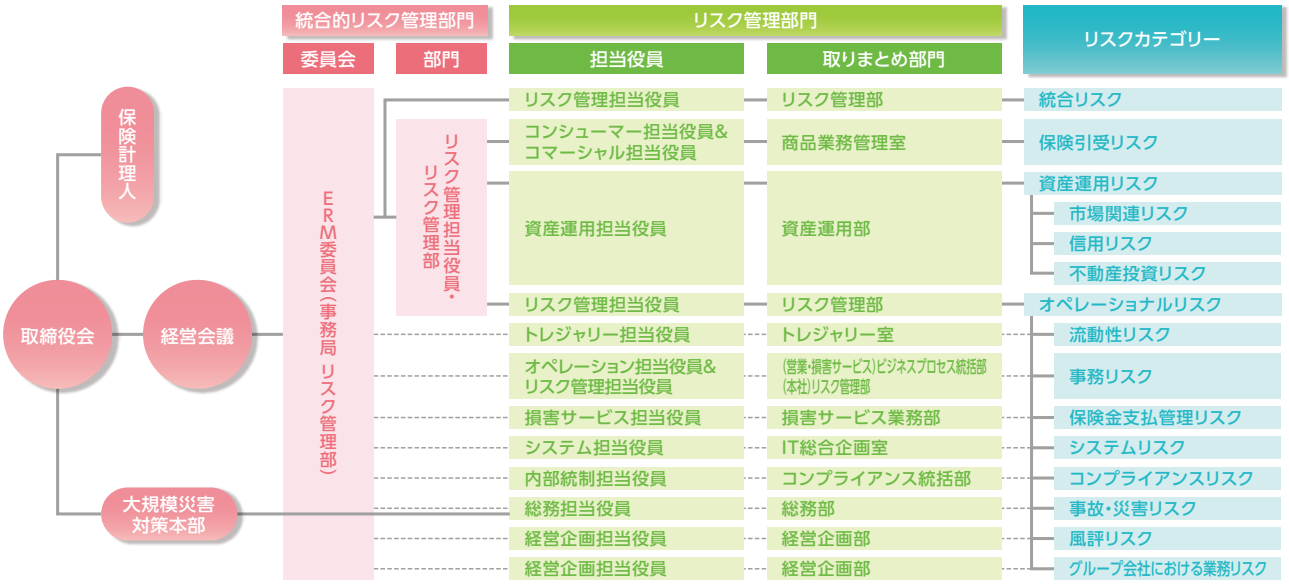

法令遵守の体制

企業の社会的責任の実現に向けて

コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンスを単なる「法令等遵守」ではなく、「お客さまや社会からの要請に応え、さらに信頼を得ること」ととらえています。コンプライアンスとは「当社が社会的責任を果たし、社会との共生を図りながら、今後も社会の一員であり続けるための基盤になるものであり、その実現は私たちの誇りであり喜びとなるもの」と位置付け、次の取り組みによりコンプライアンスの推進に努めています。

(1)基本方針

当社は組織をあげてコンプライアンスならびに企業倫理の遵守を推進するとともに、企業の社会的責任を果たすべく行動します。

(2)富士火災行動規範

当社は、業務遂行上の実務指針として「富士火災行動規範」を定めています。役職員は「富士火災行動規範」の内容を十分に理解のうえ、業務を遂行しています。

また、「富士火災行動規範」は、社会環境の変化等に応じて随時内容の見直しを行っています。

(3)コンプライアンス推進体制

当社のコンプライアンス推進体制は、最高責任者を社長兼CEO、統括責任者を内部統制担当役員とし、コンプライアンス統括部が全社的なコンプライアンス実務を統括しています。

また、経営会議をコンプライアンス推進の中核組織として位置づけるとともに、法令等遵守態勢等の整備・確立を目的としたコンプライアンス委員会を設置し、継続したコンプライアンス取り組みを行っています。

さらに、各組織単位にコンプライアンス・オフィサー(全社・地域)およびコンプライアンス推進責任者(本社・地域)を選任し、会社全体としてコンプライアンスを推進しています。

お客さまとの接点となる代理店においては、代理店組織にコンプライアンス委員会を設置するなど、代理店による自律的なコンプライアンスの推進を図っています。

(4)コンプラホットライン

不祥事件の早期発見と未然防止等を目的として、2003年12月よりコンプラホットライン制度を導入し、社外ルートと2本の社内ルートを設けて運営しています。また、富士火災グループのコンプラホットライン制度のほかに、AIGグループの内部通報制度も設置しています。2006年4月に公益通報者の保護を目的とした「公益通報者保護法」が施行されましたが、通報者に対しては、通報者名が漏れることを防ぎ、職務上で不利益な取扱いを受けないように、万全の注意をはらっています。

(5)コンプライアンス・プログラム

当社のコンプライアンス取り組みにおいて最も重要な施策は、コンプライアンス・プログラムです。コンプライアンス・プログラムは、当社がコンプライアンスを実現するための全社組織を対象とした具体的、かつ網羅的な実践計画です。このコンプライアンス・プログラムを、役員を含む全社員が参画して実践することで、当社のコンプライアンスを推進、強化しています。

コンプライアンス・プログラムは、「コンプライアンス体制の確立」、「コンプライアンス実現のための研修計画」、「内部管理体制の強化」の3つの区分のもと、コンプライアンスに係る各施策を毎年策定し、実施・検証を繰り返し行っています。

(6)コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルは、当社がコンプライアンスを実現するための具体的な手引書です。会社業務に則した具体的な事例の充実を図り、役職員にとって使い勝手の良いマニュアルとすることで、コンプライアンス取り組みの実効性を高めています。

(7)反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」(全文はP.142に掲載)を定め、この基本方針に則り、会社全体として反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組んでいます。

〈 主たる取組 〉

○社内規程等の整備

反社会的勢力に対して役職員の安全を確保しつつ、会社全体として対応することを目的に「反社対応基本規程」「反社対応管理規程」「反社対応要領」「反社対応マニュアル」を作成し、具体的な反社対応に備えています。

○反社データベースの整備

反社データベースを整備し、取引のスクリーニングを実施することで反社会的勢力の排除に活用しています。

○外部への業務委託時の対応

外部業者との間で業務委託契約書などを締結する際には、原則、当社における標準「反社会的勢力排除条項」を盛り込むこととしています。

○社員採用時および代理店委託時の対応

社員採用時または代理店委託時には、その候補者が反社会的勢力でないか、また、反社会的勢力と特段の取引または関係がないかについて十分に確認をしています。また、2012年7月より代理店委託契約書に「反社会的勢力排除条項」を追加しています。

○研修活動の実施

職場コンプライアンス研修や代理店研修等を通じ、反社会的勢力対応に関する啓発や意識の向上を図っています。

○外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しています。

コンプライアンス推進体制

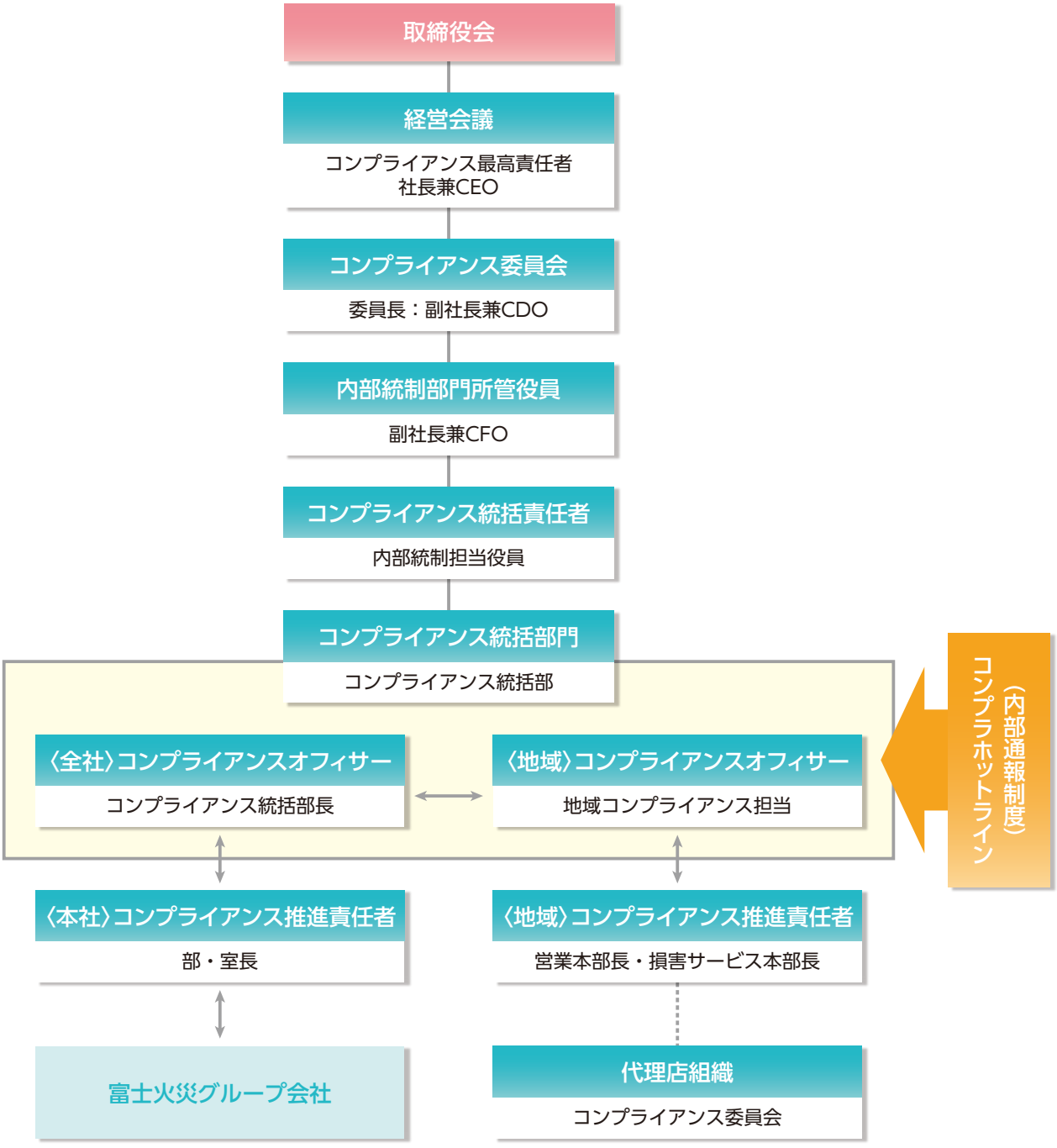

責任準備金の合理性および妥当性

第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

医療保険等の長期の第三分野保険では、医療技術の進歩や医療政策の見直し等の影響を受けやすく、契約締結時に想定しえない不確実性が内在しています。

当社では、この想定しえない不確実性に対して、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、事故発生率に関するストレステストを実施し、必要に応じて負債十分性テストを実施することとしています。

ストレステスト・負債十分性テストにおける事故発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステストおよび負債十分性テストの実施にあたっては、法令等に基づき、過去の経験値の変動と照らして合理的で妥当な方法により、事故発生率等の水準を設定しています。

なお、ストレステストとは、商品ごとに予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するもので、予定事故発生率に不足が見込まれる場合には、「通常の予測の範囲内のリスク」を超える部分を危険準備金として責任準備金に積み立てます。また、ストレステストの結果、「通常の予測の範囲内のリスク」をカバーできないおそれがある場合には負債十分性テストを実施し、不足がある場合には保険料積立金等として責任準備金に追加して積み立てることになります。

テストの結果

ストレステストの結果、平成24年度において、危険準備金として16百万円の積み立てを行いました。

また、負債十分性テストに基づく追加の責任準備金は必要ありませんでした。

なお、責任準備金が十分な水準であることを法令等に基づき保険計理人が確認しています。

顧客保護管理態勢

個人情報保護管理態勢

● プライバシーポリシー（個人情報保護宣言・方針）

当社は、当社が業務上使用する当社のお客さま・お取引先関係者等の個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」およびその他の関連法令等、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を遵守し、かつ国際的な動向にも配慮して自主的なルール及び体制を確立し、以下のとおりプライバシーポリシーを定め、これを実行し維持することで個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理措置について適切な措置を講じていきます。

また、プライバシーポリシーは適宜見直しを図り、改善に努めてまいります。

● プライバシーポリシーの主旨

（全文はP.136に掲載）

①個人情報の適正な取得・取扱い

当社は、業務上必要な範囲内で適法・公正にお客さまに関する個人情報を取得し取扱います。

②個人情報の利用目的

取得した個人情報は、保険契約の申し込みに係る引受の審査、保険事故の調査および保険金等の支払、当社および当社グループ会社ならびに日本におけるAIGグループ会社（AIGメンバーカンパニーズ）が取扱う商品・各種サービスの案内などの業務を実施する目的に利用します。

③個人データの第三者への提供

当社は、取得したお客さまの個人データを第三者に提供する場合は、法令に基づく場合などを除いて、ご本人の同意を得るものとします。

④センシティブ情報の取扱い

当社は、センシティブ情報については、例外を除き原則として取得、利用、第三者提供をいたしません。

⑤個人データの管理

当社は、ご本人の個人データを正確、最新のものにするよう常に適切な処置を講じています。また、適用あるプライバシーおよびデータ保護に関する法令に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施いたします。

⑥個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等

当社は、個人情報保護法に基づくお客さまからの開示・訂正等・利用停止等の請求に対し適切かつ迅速に対応いたします。なお、開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

⑦問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱い、保有個人データや安全管理措置に関するご照会・ご相談は下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ窓口】
富士火災海上保険株式会社　お客さまの声室
0120-246-145
平日：午前9時～午後7時（年末年始を除きます）
※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

利益相反管理態勢

● 利益相反管理方針

当社は、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定め、利益相反のおそれのある取引を管理してまいります。

● 利益相反管理方針の概要

（全文はP.143に掲載）

本方針において管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社または当社のグループ会社が行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。利益相反は、①当社または当社のグループ会社とお客さまの間の利益相反、または②当社または当社のグループ会社のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性がありますが、個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

また、本方針に「利益相反のおそれのある取引の管理の方法」、「利益相反管理体制」、「利益相反管理の対象となる会社の範囲」を定め、利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証を行い、改善いたします。役職員に対しては研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

内部統制システムの構築

グループ全体の企業価値の向上を目指して

当社では、会社法および会社法施行規則の定めに従い、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しています。

グループ内部統制に係る基本方針

1.職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役会は、当社が直面するまたは将来直面する可能性のあるコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理するため、その基本的な事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定する。

(2)取締役会は、コンプライアンス基本規程において「コンプライアンス基本方針」を定める。

(3)取締役会は、業務上の倫理指針であり、また行動の拠り所とする「行動規範」を制定する。

(4)取締役会は、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス推進体制、コンプライアンスを実現するための具体的な活動計画である「コンプライアンス・プログラム」の策定、コンプライアンス実現のための手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」の策定、不祥事件等の早期発見や未然防止等を目的とする「コンプラホットライン(内部通報制度)」の設置などを定めた「コンプライアンス推進規程」を制定し、その体制を整備する。

(5)取締役会は、コンプライアンス推進、コンプライアンスに係る全社横断的かつ自律的なPDCAサイクルの確立、および法令等遵守・保険募集管理に係る事項を審議するため、コンプライアンス委員会を設置する。

(6)経営会議は、コンプライアンス基本規程に基づき、個人情報を適切に保護するため、「プライバシーポリシー(個人情報保護宣言・方針)」ならびに方針に基づく基本規程としての「個人情報保護管理基本規程」を制定し、その体制を整備する。

(7)経営会議は、情報資産の保護のため、「情報セキュリティポリシー」および「情報セキュリティ・スタンダード」を制定し、その管理体制を整備する。

(8)経営会議は、コンプライアンス基本規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するため、「利益相反管理方針」を制定し、その体制を整備する。

(9)経営会議は、コンプライアンス基本規程に基づき、保険契約者等の保護ならびに不祥事件・会社規則違反の未然防止、再発防止等を図るため、不祥事件・会社規則違反の定義・対象・報告等を定めた「不祥事件・会社規則違反基本規程」を制定し、その体制を整備する。

(10)経営会議は、コンプライアンス基本規程に基づき、保険募集に関する法令等遵守を確保し、適正な保険募集を実現することにより、顧客の保護を図るため、「保険募集基本規程」を制定し、その体制を整備する。

(11)経営会議は、コンプライアンス基本規程に基づき、反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応、拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、その体制を整備する。

(12)取締役会は、内部監査の実効性を確保するため、監査部の被監査部門からの独立性、内部監査の計画および実施等に関する事項を定めた「内部監査基本規程」を制定し、その体制を整備する。

2.職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役会は、取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制を確立するため、「取締役会規則」等を制定し、その体制を整備する。

(2)経営会議は、取締役等および使用人の職務の執行に係る情報を適切に取扱・保存・管理するため、「情報セキュリティポリシー」および「文書管理規程」等を制定し、その体制を整備する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)取締役会は、当社をとりまくあらゆるリスクを管理するため、「リスク管理基本方針」を制定し、その体制を整備する。

(2)取締役会は、統合的なリスク管理の観点から、当社が直面するあらゆるリスク等の包括的かつ一元的な評価・管理、実効性のある方針・戦略および迅速かつ的確な対応について審議するため、ERM委員会を設置する。

(3)取締役会は、危機発生時における当社の主要業務の継続および復旧のため、「事業継続管理規程」、「大規模災害対策規程」、および「コンティンジェンシー・プラン」等を制定し、適切な事業継続管理体制を整備する。

4.職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会は、迅速な意思決定とモニタリングが適切に行なわれる体制を確保するため、経営計画(利益計画を含む)を策定し、当計画の実施状況を確認する。

(2)取締役会は、組織体制、取締役等や各組織・職位の所管事項および権限・責任等を定めた「取締役会規則」、「執行役員規則」および「組織規程」等を制定し、職務の執行が効率的かつ適正に行なわれるための体制を構築する。

(3)取締役会は、取締役会の決議により権限を付与した事項および全般的な業務執行に関する事項等を協議・決議する機関として、経営会議を設置する。

5.AIGJHグループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)取締役会は、AIGの行動規範に定める「私たちのビジョン」および「私たちのバリュー」、富士火災グループの「コーポレートビジョン」、AIGジャパン・ホールディングス株式会社(以下「AIGJH」といい、AIGJHと当社を含むAIGJHの子会社を総称して「AIGJHグループ」という。)との間で締結された経営管理契約、およびAIGJHが定める基本方針等に基づき、業務を遂行する。

(2)取締役会は、AIGJHとの間で締結された経営管理契約に基づくAIGJHへの次の事項を適切に行うため、その体制を整備する。

①AIGJHが定める基本方針等との整合を確認するための重要事項に関する「承認」

②AIGJHの持つ専門性に基づいた助言、指摘、勧告を受領するための「事前相談」

③業務遂行状況等に関する「報告」

(3)取締役会は、当社および当社の子会社(以下「富士火災グループ」という。)の業務の適正を確保するため、当社の子会社に対する経営管理体制および管理基準を定めた「富士火災グループ関連会社管理規程」を制定し、その体制を整備する。

(4)取締役会は、グループ会社との取引等の公正性および健全性を確保するため、「アームズレングスルール検証要領」を制定し、その体制を整備する。

(5)取締役会は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する事項について定めた「財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する規程」を制定し、その体制を整備する。

(6)法令等に定める情報の開示について、適切な開示のための体制を整備する。

6.監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役等からの独立性

(1)取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その監査業務を補助する能力と専門性を有する使用人(以下「監査役スタッフ」という。)を配置する。

(2)監査役スタッフの取締役等からの独立性を確保するため、監査役スタッフの人事考課・異動・任命および懲戒処分は、常勤監査役の事前合意を必要とする。

(3)各取締役等は、監査役スタッフの業務遂行に係る不当な制約を行わないなど十分に配慮する。

7.監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役会は、監査役及び監査役会へ定期的または適時に報告すべき事項等について定めた「監査役及び監査役会への報告事項に関する規程」を制定し、監査役および監査役会へ報告する体制を整備する。

(2)監査役は、必要に応じ、いつでも取締役等または使用人に報告を求めることができる。

(3)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。

(4)監査役は、重要な会議の議事録、取締役、執行役員および使用人が決裁を行った決裁伺書類等を、いつでも閲覧することができる。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、富士火災グループ全体の内部統制の構築、運用状況を検証するために、子会社の業務執行者および監査役との意思疎通、情報交換等連係することができる。

(2)内部監査、リスク管理、法令等遵守、財務など内部統制に係る部門は、監査役との円滑な意思疎通等その連携を図る。

主な販売商品

主な販売商品の一覧

【クルマの保険】

- 「ひとつ上を行く自動車保険“ベリエスト”」
  （一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険）
- 「まもる。ふせぐ。ささえる。ドライバー想いの自動車保険“ミューズ”」
  （一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険）
- 「働く人を応援する自動車保険“ON／OFF”」
  （一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険）
- 一般用総合自動車保険「FAI」
- 家庭用総合自動車保険「FAP$_{NEO}$」
- 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）
- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

【住まいの保険】

- 家庭用火災総合保険「未来住まいる」
- 地震保険
- 賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα」
- 管理組合用火災総合保険「マンション管理安心保険」

【からだの保険】

- 傷害総合保険「未来スケッチ」
- 部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険「シニアの救急箱」
- 医療総合保険「みんなの健保2」
- 引受基準緩和型契約特約付医療総合保険「みんなの健保3」
- 普通傷害保険
- 国内旅行傷害保険
- 海外旅行保険
- （長期）所得補償保険

【レジャーの保険】

- ゴルファー保険

【事業者向けの保険】

- 企業財産包括保険「三冠王」
- 企業財産包括保険「三冠王Lite」
- 地震休業損失等補償特約付企業財産包括保険「三冠王Liteα」
- 店舗総合保険
- 普通火災保険
- 利益保険
- 店舗休業保険
- 動産総合保険
- 業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」
- グループ傷害保険「経営安心部長」
- グループ傷害保険「新・経営安心部長」
- 労働災害総合保険
- 建設工事保険
- 情報漏洩総合保険特約付包括職業賠償責任保険「みんなの情報ガード」
- 新企業総合特約付賠償責任保険「MVP」
- 施設所有（管理）者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険
- テナントビジネス基本特約付テナント総合保険「テナントパートナーα」
- テナント総合保険
- 事業総合保険「工事王」
- 事業総合保険
- 外航貨物海上保険
- 内航貨物海上保険
- 運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エースⅡ」

新商品の開発状況（含む料率改定）

平成21年（2009年）

2月　●家庭用火災総合保険「未来住まいる」をWEBサイトで契約締結できるシステム「未来住まいるWEBシステム」の提供開始

3月　●自動車保険の商品改定（分かりやすい約款文言への改定、特約等廃止による商品簡素化、サービス改定）

4月　●傷害保険の簡素化<第5弾>（商品・特約の廃止）
●医療保険「みんなの健保　新重点契約タイプ」の発売
●傷害総合保険のインターネット契約システム「ネットでみんなの傷害保険」を提供開始

11月　●新企業総合特約付賠償責任保険「MVP」の発売

平成22年（2010年）

1月　●火災保険の商品改定（「保険法」に対応した約款改定、構造級別区分および判定方法の改定、損害保険金・費用保険金・各種割増引等の改定・廃止、保険料の改定）
●自動車保険の商品改定（「保険法」に対応した約款改定、各種割引の改定・廃止、Web約款の導入）
●傷害保険（グループ傷害保険を除く）の保険法改正対応
●積立家庭用火災総合保険「積立未来住まいる」の発売
●（積立）医療保険「みんなの健保　がんにも負けず」の発売、「がん診断保険金支払特約」の充実

4月　●グループ傷害保険の保険法改正対応
●新種保険の保険法改正対応
●新種保険の簡素化<第2弾>（商品の廃止・商品の一部販売停止）

7月　●部位・症状別保険金支払特約付積立傷害総合保険「積立シニアの救急箱」の発売

10月　●傷害保険の料率改定

12月　●医療総合保険「みんなの健保2」の発売
●海外旅行保険の料率改定

平成23年（2011年）

1月　●工事王の商品改定（「元請工事限定補償特約」「下請工事限定補償特約」の新設など）

4月　●自動車保険の商品改定（料率改定、各種補償内容の改定・廃止）
●ミニフリートの改定（長期分割払ミニフリートの発売、割引適用台数の拡大）
●リスク細分型バイク保険の発売

6月　●工事王の商品改定（最低保険料の改定、「保険責任終期特約」の新設など）
●新種保険の簡素化<第3弾>（商品の廃止）
●企業財産包括保険「三冠王Lite」の発売

8月　●新企業総合特約付賠償責任保険「MVP」の商品改定（フランチャイズチェーン用特約の新設）

平成24年（2012年）

1月　●自動車保険の商品改定（「記名被保険者年齢別料率区分」の導入、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」の新設など）
●運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エース」を全面的に改定し、運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エースⅡ」として発売

3月　●業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」の発売

7月　●地震休業損失等補償特約付企業財産包括保険「三冠王Liteα」の発売

10月　●自動車保険の商品改定（「ノンフリート等級別料率制度」の改定、「ロードサービス」の改定（事故時搬送費用特約の整理・拡充等）、「日常生活賠償責任特約への示談代行サービス」の導入）

12月　●引受基準緩和型契約特約付医療総合保険「みんなの健保3」の発売
●医療総合保険「みんなの健保2」3つの新特約（「がん入通院治療費用特約」「特定疾病診断保険金支払特約」「女性特定疾病入院一時金支払特約」）の発売

平成25年（2013年）

1月　●情報漏洩総合保険特約付包括職業賠償責任保険「みんなの情報ガード」の発売

お客さまサービス

充実した保険相談・事故対応サービスでお客さまへいち早く安心をご提供

事故対応サービス

当社では、事故対応サービスについてお客さまから直接評価をいただく「お客さまアンケート」を定期的に実施し、その結果をお客さまが求める新たなサービス開発や教育プログラムに反映させています。これまでの分析結果から、損害保険会社に求められる最も重要なサービスは「事故受付時の初期対応力」「営業時間外の事故対応力」であると判断し、これらのサービスを強化するために「セイフティ24コンタクトセンター」を設置しています。

これは、当社の社員が24時間365日常駐する事故対応部門であり、深夜・休日を問わず平日の営業時間帯と同様のサービスのご提供を可能にしています。

今後とも、事故の発生により困惑されているお客さまに、いち早く“安心”をご提供するために、緊急時の初期対応をはじめ、各種サービスの高品質化を図ってまいります。

【主なサービスメニュー】（2013年7月1日現在）

● セイフティ24コンタクトセンター（フリーダイヤル）

24時間365日、電話による事故受付などの対応ができるよう専用のフリーダイヤルを設けています。専門のスタッフが、事故に関するご相談や事故受付、保険金請求手続きなどについて適切なアドバイスを行うことはもとより、平日夜間・休日に緊急の初期対応が必要な場合には相手の方への連絡、修理工場・医療機関等への手配などの初期対応サービスや、休日面談サービスなどの手配の実施により、お客さまへ“安心”をお届けしています。

※事故状況等によっては、初期対応サービスをご提供できない場合があります。

● 安心コール1（ワン）

“ベリエストミューズ”・“ベリエスト”をご契約のお客さまの対人・対物・人身傷害事故の際に、事故受付完了から“1時間以内”に初期対応状況（相手の方への連絡、代車の手配、病院への手配等）をお客さまにお知らせするサービスです。お客さまがご要望された事故を全件、24時間365日対応しています。

※お客さまから「ベリエスト専用ダイヤル」に事故連絡をいただき、“ベリエストミューズ”・“ベリエスト”の保険金支払対象となる場合にご利用いただけます。

※大規模な自然災害時や事故状況等によっては、1時間以内に対応できない場合があります。

※フリート契約（所有・使用している自動車を10台以上自動車保険にご加入されている契約）のお客さまに対しても、「安心コール1」同様のサービスである「フリートコール1（ワン）」を提供しています。なお、お客さまから直接「専用フリーダイヤル」に事故のご連絡をいただき、ご契約のフリート契約で対人・対物・人身傷害事故保険金のお支払対象となる事故の場合にご利用いただけます。

● 事故現場「電話代理対応」

“ベリエストミューズ”・“ミューズ”をご契約のお客さまの対人・対物事故の際に、事故現場から当社「セイフティ24コンタクトセンター」に事故報告をいただいた場合、ご希望により、お客さまに代わって電話にて事故の相手の方に、事故状況の確認や今後の対応についての説明等を行います。

お客さまの不安を一刻も早く取り除くために、「事故発生時」からお客さまを“まもる”サービスをご提供します。

※お客さまから直接「セイフティ24コンタクトセンター」に事故のご報告をいただいた場合にご利用いただけます。

● 社長“ホッと”コール

フリート、ミニフリート（ノンフリート全車両一括特約／ノンフリート多数割引）をご契約のお客さまの対人・対物・人身傷害事故の際に、事故受付後、事故報告をされた従業員の方だけでなく、社長または車両管理をご担当の方にも、初期対応状況（相手の方への連絡、代車の手配、病院への手配）をご報告します。

※お客さまから「フリート・ミニフリート専用ダイヤル」に事故のご報告をいただいた場合にご利用いただけます。

● 富士火災フローラクラブ

医療保険をご契約の女性のお客さまの保険金請求に対して、女性スタッフが事故受付から保険金ご請求に関する手続きの支援、保険金の支払いまでを行います。女性特有の疾病について異性に話すことに多くの方が抵抗を感じていることから、女性のお客さまに対して同性が対応するサービスをご提供します。この他、「女性専用24時間電話健康相談サービス」では、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスのご相談や医療機関情報をご案内します。また、ご要望により、セカンドオピニオンのための優秀専門医のご紹介や、全国のレディースドック施設のご紹介から予約代行を行います。

● ロードサービス（ロードレスキュー・ロードレスキューミニ）&緊急アシストサービス

“ロードレスキュー”“ロードレスキューミニ”は、車両搬送費用特約および車両搬送時諸費用特約による補償と、付帯（無料）サービスにより構成され、主に以下の付帯サービスを年中無休でご提供します。

①ご契約のお車が事故や故障などで自力走行不能となった際の「レッカー・搬送業者の手配」

②脱輪・バッテリー上がり・インロック・パンク・ガス欠等に対応する「現場応急対応」

③ロードレスキューによるレッカー・搬送により臨時の帰宅・移動手段や宿泊施設が必要となった場合の「代替交通機関や宿泊施設のご案内」

※ロードレスキューまたはロードレスキューミニ付自動車保険にご加入のお客さまが対象となります。また、お客さまにサービス費用を一時お立替えいただく場合や、一部お客さまのご負担が生じる場合があります。付帯サービスは“業者の手配”のみとなり、現場応急対応時を除き、原則として付帯サービスによる費用負担は行いません。車両搬送費用特約および車両搬送時諸費用特約による保険金をお支払いできない場合、作業に要した費用はお客さまのご負担となります。

※ロードレスキューまたはロードレスキューミニの特約を契約されていないお客さまには「緊急アシストサービス」がご利用いただけます。このサービスでは、修理工場・レンタカー・ホテル等のご紹介、事故時の応急措置方法のアドバイス、交通渋滞・24時間営業のガソリンスタンド等の情報提供を専門スタッフが行います。
緊急アシストサービスの提供にともなって発生する実費はお客さまのご負担となります。

● 富士指定工場ネットワーク

当社自動車保険ご契約のお客さま、ならびに事故の相手の方が、当社の指定する高い技術力を有した修理工場で修理していただいた場合、次のサービスをご提供します。

（代表的な例）

- 引取り・納車無料
- レッカーサービス（原則無料）
- 修理期間中は「無料」で代車の提供
- 修理保証書（ワンオーナー永久保証）の発行

● 休日面談サービス

お客さまのご要望により、自動車保険の対人・人身傷害に関する事故受付から24時間以内に休日事故担当スタッフがお客さまのご自宅を訪問し、事故解決までの手続きに関する説明やアドバイスなど、事故の初期段階におけるサポートを行います。

※サービスの実施には一定の条件があり、一部離島など24時間以内の対応ができない場合があります。

● ホームサービス（住まいのホットライン）

水まわり・カギ開け・ガラス破損の緊急トラブル時に当社提携会社の「生活救急車」がお客さまのご自宅を訪問して応急処置または修復を行います。

※家庭用火災総合保険「未来住まいる」、賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα」にご契約いただいているお客さまが対象となります。また、無料サービスは応急的な作業の範囲で、交換部品代や本修理の費用および特殊作業費用などはお客さまのご負担となります。

● アーキテクトサービス

お客さまのご自宅が被災された時、建築関連の専門家が損害確認を行います。また、お客さまが建築物の修復に関わるコンサルティングをご要望される場合、当社提携の優良建築業者をご紹介し、災害復旧支援を行います。

※一部の地域および大規模な自然災害時、当サービスをご提供できない場合があります。

● 保険金請求書類省略（QPS）サービス（QPS･･･Quick Payment System）

自動車保険における車両保険、対物保険など財物損害の保険金支払額が各々300万円以下の事故について、保険金請求書類のご提出を省略し、スピーディーなお支払いを実現します。

また、保険金支払額が1事故1被保険者10万円以内の傷害保険、搭乗者傷害保険事故については、当社独自のチェックシステムにより、傷害保険金請求特有の煩雑な必要書類を省略し、スピーディーなお支払い手続きを実施しています。

※サービスの実施には一定の条件があり、一部対応できない場合があります。

● モバイルサービス

“ベリエストミューズ”、“ミューズ”をご契約のお客さま専用のモバイルサイトでは、次のサービスを提供しています。また、契約内容の概要もモバイルサイトにてご確認いただけます。

①事故サポートメニューとして、見知らぬ場所で事故（故障等）にあわれた場合でも、携帯電話のGPS（位置情報機能）を利用して事故（故障等）場所をご報告いただくことにより、素早いサポートが可能となる「GPS事故報告・ロードレスキュー」

②いつでも“事故のご報告”と“連絡希望時間帯のご指定”が可能となる「Webによる事故報告」

③ご希望により事故のご報告後の当社における対応状況を経過情報として携帯メールに配信させていただく「事故経過情報配信サービス」

● 移動式損害サービスオフィス（通称「パスカ」）

主に自然災害による被災現場へ事故対応サービスセンター機能を搭載した当社の車両「パスカ」が赴き、“契約内容のオンライン照会、保険金請求手続き、損害評価、保険金支払手続き等”の事故対応サービスをご提供します。従来の保険金請求資料や損害見積資料の提出、後日の電話や面談による打ち合わせなどの所要時間を大幅に短縮し、お客さまへの速やかな保険金支払いと安心をご提供します。

● 富士火災ワールドデスク

当社はジェイアイ傷害火災保険株式会社と提携しています。“日本語対面デスク（Jiデスク）”は、特に日本人旅行者の多い海外55都市に配置されており、ご旅行中の病気やケガ、盗難などの様々なトラブルに対し、現地の事情に精通したスタッフが日本語でご相談に対応します。もちろん、万が一の時だけではなく、ホテルやレストラン、ショッピングなどの情報提供や予約・手配も行っています。

● メールサービス

事故にあわれたお客さまに対しては、当社ホームページ上からアドレス登録していただくことにより、次の情報を電子メールにて配信します。

① 自動車事故に関わる「交渉状況等の対応経緯のご案内」

② 「保険金お受取人宛のご通知」

③ 「ご契約者宛お支払い通知」

※メールサービスのご利用にあたっては、事前に当社ホームページ上からアドレス登録を行ったうえで、「事故関連メール」サービスにお申込みいただく必要があります。なお、「事故関連メール」はノンフリートの自動車保険のお客さまに限定したサービスとなります。

※事故受付時にメールサービス利用ご希望の有無をお聞きし、ご希望されるお客さまに登録方法をご案内します。

● インターネット事故受付サービス

自動車保険・海外旅行保険・（積立）傷害総合保険「未来スケッチ」にご契約のお客さまからの事故報告を、当社ホームページから受付けします。

● mobile富士火災

万が一事故にあわれたときでも、携帯電話に表示されたフリーダイヤルをワンクリックするだけで、セイフティ24コンタクトセンターにつながります。その他、事故の際の対処方法なども掲載しています。

保険相談サービス

● 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

「そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）　0570-022-808
IP電話やPHSから　03-4332-5241
（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

● そんぽADRセンター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ（http://www.jibai-adr.or.jp）をご参照ください。

「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ（http://www.jcstad.or.jp）をご参照ください。

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。

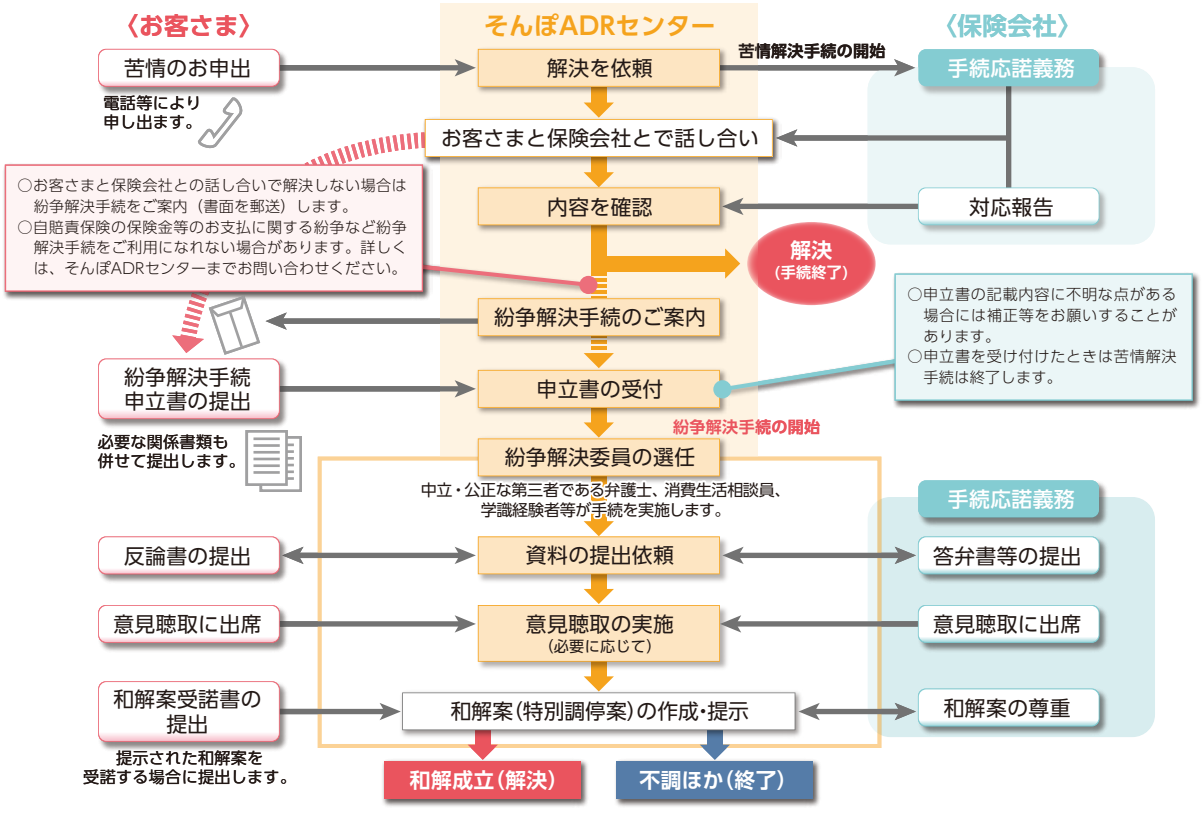

リスクマネジメントサービス

事故・災害を未然に防ぐためのさまざまなサービスをご案内

当社では専門部署において、企業活動で生じるさまざまなリスクを分析し、事故の発生を未然に防ぐためのサービスをご提供しています。

リスクマネジメントサービスの主な内容についてご案内します。

労働安全・人事労務

● 労働安全講演

「管理者としての安全管理」や「現場での安全」「政府労災保険のポイント」など、業種ごとのリスク特性を踏まえ、お客さまのご要望に応じたテーマで講演を行っています。安全大会における講演も実施します。

● 現場安全診断

工場や作業現場での安全パトロールに同行し、危険の傾向を診断し、レポートにてご報告します。

● 安全衛生管理コンサルティング

(1)企業防衛として、安全配慮義務を果たすために必要な諸規程のコンサルティングや情報提供を実施します。

(2)労働基準法で作成を義務づけられている就業規則について、法改正等を含めた情報提供や診断を実施します。

自動車防災サービス

● 安全運転講習

交通事故防止や安全運転に対する意識の啓発・高揚を目的として、企業および従業員の皆さまに対し、安全運転講習会を開催します。

● 運転適性診断

①運転操作検査機による運転適性診断(警察庁認証)

運転シミュレータ方式で、4種類の診断(信号に対する反応の早さと正確さ、ハンドル操作、これらの組み合わせ等)を実施します。診断結果をプリントアウトし、適切なアドバイスをご提供します。

②ドライブレコーダーによる危険運転チェックサービス

カメラとGPS機能を備えるドライブレコーダーを企業に貸し出し、実際に運転する車両に装着します。衝撃度(G)が一定以上にいたった場合、その前後の運転映像が約20秒間記録されます。この記録を、富士火災の独自の分析システムにより解析して「危険運転チェック報告書」を作成し、問題のある運転行動の映像を「動画データ」としてご提供します。

③F-F式運転態度テスト(ペーパーテスト)

運転態度(ドライバーの心構え)にスポットを当てて、安全運転度を診断します。テストの所要時間は約15分、検査結果は約2週間でご提供します。

賠償事故防止

● 施設賠償事故防止

施設危険診断

第三者の出入りの多い施設の危険を診断し、レポート形式でご報告します。

● 請負工事第三者賠償事故防止

①賠償事故に関する講演

過去の実例を引用し、賠償責任の根拠となる法律や具体的対応についてわかりやすい内容で解説します。

②現場安全診断

請負工事現場を診断し、潜在する危険についてレポートでご報告します。

● PL事故防止

相次ぐ製品事故の発生に対し、PL法の施行後、消費生活用製品安全法改正など法整備がすすむ一方、消費者自身も製品の製造方法、使用する原材料等の安全性について高い関心を持つようになりました。製造業の皆さまはより高度な製品安全対策が求められており、PL法の内容や予防対策について講習会形式による情報提供をします。また、取扱説明書や警告ラベルについて、アドバイスを行います。(ただし、日本語表記のものに限ります。)

● 個人情報保護

漏えい等事故防止に関する講習

個人情報保護法の内容、最近の事例にみる事故原因と諸対策につき、わかりやすい内容で解説します。

火災事故防止

①防災診断サービス

事務所、工場、店舗の火災等の財物リスクを診断し、防災についてのアドバイスを実施します。(本サービスは有料となる場合があります。)

②火災防災講演

防災管理のあり方、防災対策の推進についての講演を実施します。

食品安全

● 危機管理体制支援サービス

①危機管理体制の構築支援

危機管理体制づくりや緊急時対応マニュアル、自主回収マニュアルなどの作成支援を行います。

②教育・トレーニング

危機管理に関する講演・講習を行います。また、マスコミ対策などのメディアトレーニング（有料）も実施します。

● 事故防止サービス

①食品事故に関する講習

近年話題となっている食中毒や異物混入事故を防止するため、食品衛生の基本事項について従業員の皆さまを対象に講習しています。

②食品衛生診断

食品加工の工程上生じる食品衛生の問題箇所を指摘し、リスク分析の結果をレポート形式でご報告します。

企業危機管理

● 企業危機管理セミナー

企業にとってコンプライアンス重視の経営が求められています。会社法をはじめとする法令では、整備すべき内部統制システムとして「コンプライアンス体制」と「リスク管理体制」を求めています。相次ぐ企業の不祥事の原因、ダメージ拡大の理由などを分析し、事故発生および損害拡大の防止策を解説します。

● 救命講習サービス

近年、自治体のみならず民間企業でも防災力を高める必要性が高まっており、とりわけ災害時における人命保護の体制構築は企業の重要課題となっています。「救命講習サービス」では、応急手当の概要についての講義と、「心肺蘇生」「AEDを用いた除細動」の実技指導を行います。

● BCP（事業継続計画）セミナー

地震をはじめとした自然災害や新型インフルエンザ等により、企業の事業継続が困難になることが想定されます。事前に事業継続計画を策定し、訓練を行うことにより、企業の損失を最小限に止め一日もはやい復旧を可能にします。セミナーや「地震シミュレーション」を行い、BCP（事業継続計画）の重要性を認識していただきます。

お客さま相談サービス

お客さまの声に誠実にお応え

お客さまの声室

お客さまからのご不満・ご要望を承る窓口として、「お客さまの声室」を設置しています。

お客さまから寄せられた苦情は、お客さまの声室にて一元的に集約し、苦情の発生対応状況を正確に把握・管理しています。また、営業店・サービスセンターでは、お客さまの声に誠実・的確・迅速にお応えする態勢としています。

当社では、「お客さまの声情報は、経営にとって貴重な情報の源」として「お客さまの声データベース」に登録し、業務運営の改善に活かすため積極的に収集・分析しています。2008年4月に「お客さまの声小委員会」として発足した「VOC(Voice of Customers)会議」(現行)においては、お客さまの声のモニタリング結果をもとに、業務改善すべき事項を本社各部門で確認し、業務改善やサービス向上および苦情の再発防止に活用するとともに、お客さま満足度向上に資するよう取り組んでいます。また、改善すべき事項は、経営会議等の各種会議に定期的に報告して業務改善態勢を構築するとともに、情宣活動を継続することにより、業務品質の向上に活かしています。

● 苦情のご相談受付件数(2012年度)

受付方法	電話	来訪	文書(E-mailを含む)	アンケート	総合計
件数	14,865	137	128	643	15,773

富士火災 お客さまの声室

0120-246-145

平日　　：午前9：00～午後7：00（年末年始を除きます）

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

お客さまセンター

お客さまからのご契約内容に関するご質問・ご相談を承る窓口として、「お客さまセンター」を設置しています。主に自動車保険における車両入替等のご契約内容変更受付やお見積もりなどのサービスを提供しており、専任のオペレーターが迅速かつ適切な対応に努めています。

またお客さまからのお申し出内容は、お客さまを担当している関連部署にフィードバックすることで、会社全体の情報共有を図りサービスの向上に役立てています。

● お客さまセンター応対件数(2012年度)

受付方法	電話
件数	207,346

富士火災 お客さまセンター

自動車保険専用窓口

0120-228-303

平日　　：午前9：00～午後6：00

土・日・祝：午前9：00～午後5：00

火災・傷害など自動車保険以外の窓口

0120-228-386

平日　　：午前9：00～午後6：00

土・日・祝：午前9：00～午後5：00

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

健康告知相談センター

お客さまが医療総合保険等第三分野の保険に加入される際に、健康状態告知に関して専門部署の担当者に直接お問合せいただける窓口として、「健康告知相談センター」を設置しています。

お客さまが、ご自身の健康状態や医療機関への入通院の有無などが保険契約時の告知の対象となるかどうかの判断に迷われた場合や、告知後の契約はどのような引受条件になるのか等に関して疑問をもたれた際に、お問合せいただくことができます。

当センターでは、告知に関してお客さまがもたれる不安を取り除き、安心して第三分野の保険にご加入いただけるよう、サービス向上に努めています。

富士火災 健康告知相談センター

0120-228-517

平日　　：午前9：00～午後5：00（年末年始を除きます）

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

保険の仕組み

損害保険をより深く理解していただくために

安定した企業経営や平穏な個人生活も、さまざまな危険(リスク)にさらされています。

損害保険は、同種のリスクについて“大数の法則”に基づいて多くのご契約者にご負担いただく保険料により、一定の偶然な事故によりご契約に生じる経済的損害を補償する制度です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の精神こそが保険の原点であり、本質であります。

当社は企業経営の安定と個人生活の安心に貢献する保険商品と、それに関連するサービスを通じて損害保険の普及に努めています。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、これに対して保険契約者がその事故の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。(保険法第2条)

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約となります。

保険料率

お支払いただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分)から成り立っています。

ご契約の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

ご契約の際にご留意いただきたいこと

①最適な保険をお選びください

損害保険という商品は、他の商品と異なり、かたちのない商品です。

ご契約に際しては、各種の危険(リスク)に応じてお客さまに最も適した内容を選んでいただくことがまず何よりも大切です。

当社では、契約内容の重要な点を分かりやすく解説した「重要事項説明書」や「パンフレット」などをご用意し、ご契約時にこれらをお客さまにご提供することにより、ご契約内容について誤解が生じることを防いでいます。

保険契約はすべて約款、特約に従いますので「重要事項説明書」や「パンフレット」などを、よくお読みいただいたうえでご契約ください。

②申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、正しくご記入ください。例えば、自動車保険の場合には、車名、型式、登録番号、運転者の年齢条件、事故歴などを、火災保険の場合は建物の用途や構造、面積などを正確にご記入いただくことが必要です。また、医療保険などの健康状態告知を必要とする商品の場合は、現在の健康状態や過去の傷病歴などに関する質問事項について、被保険者(補償の対象者)ご本人が、ありのままを正確にもれなくご回答いただく必要があります。

万一記載内容が事実と異なっている場合は、保険金をお支払いできないことがありますので記載内容をご確認ください。

③適切な保険金額でご契約ください

損害保険契約は、事故や災害によって被った損害を、補償することを目的としています。適切な保険金額(お支払いする保険金の限度額)で契約されてこそ、万一の時にお役に立つことができます。

火災保険の場合、新価または時価で保険をお付けいただきますが、例えば時価でご契約いただく際は、建物などの時価額いっぱいで保険をお付けになることが大切です。もし保険金額が保険の対象の時価額よりも少ない場合、万一の時に十分な補償を受けられないことになってしまいます。また時価額を超えている場合にはその超過部分は無効になってしまうことがあります。

④保険契約の内容をご確認ください

お申し込みいただく保険契約の内容は、お客さまの意向に沿ったものでなければなりません。当社においては、お客さまと当社が書面をもってお互いに契約内容を確認する制度を導入いたしました。

これにより、お客さまのご希望に沿った内容であること、割引の適用など保険料の決定に必要な情報が正しいことを、お客さまと一緒に確認させていただく取り組みを実施しています。

なお、長期契約等(長期一括払契約・自動継続契約)にご加入のお客さまに、現在のご契約の状況をお知らせするとともに、契約内容に変更があった場合などにお客さまからご連絡いただきやすい環境づくりに努めています。

ご契約内容確認シート

⑤保険料はご契約と同時にお支払いください

保険料は必ずご契約と同時にお支払いください。保険のお申し込みをいただいても、保険料のお支払いがないと、損害が生じても保険金のお支払いができませんのでご注意ください。

（団体扱契約、初回□座振替など、保険料のお支払いがご契約後になる契約もあります。）

なお、後日、お客さまのお手元に保険証券および約款をお届けしますので、お手数ですが記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください。（Web証券あるいはWeb約款をお選びいただいた場合には、保険証券あるいは約款は発行されませんので、当社ホームページ上から閲覧し、記載内容をご確認ください。）

保険契約が失効したり解除された場合には、約款の規定に従って保険料をお返しします。なお、保険金をお支払いすべき事故が発生している場合など、お返しできない場合もあります。

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超えるご契約につきましては、お申し込みいただいた日またはクーリングオフに関する説明書の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約の撤回を行うことができます。
ただし、ご契約者が法人である場合や、質権付火災保険などの債権担保を目的とした契約、自動車損害賠償責任保険契約などはクーリングオフの対象外となります。

⑥保険契約は解約することができます

保険契約の対象となっているものが存在しなくなったときなど、保険の必要性がなくなったときにはいつでも解約することができます。

ご契約の後にご留意いただきたいこと

①ご契約の内容を変更する必要が生じた場合は直ちにご通知ください

ご契約の後、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、直ちに当社社員または代理店にお知らせください。

ご通知いただく内容は保険の種目によって異なりますが、火災保険の場合では建物を譲渡したり、構造や用途が変わったとき、転居によって保険の対象（家財など）を移転したときなど、自動車保険の場合では車両の入替や譲渡が発生したとき、用途・車種または登録番号を変更するときなど、傷害保険の場合では職業・職務を変更されるときなどがこれに当たります。

ご通知が遅れますと、損害が生じても保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

②保険証券は適宜ご確認ください

事故が起きたときすでに保険期間が終了していたり、必要な契約内容の変更が行われていなかったりするようなことが無いように、保険証券を適宜ご覧いただき、保険期間や契約内容をご確認いただくことをおすすめします。

富士火災勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、保険商品をはじめとする各種金融商品の販売における勧誘方針を次のとおり定め、これに基づいて販売活動を行います。

①保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売を心掛けます。
　なお、販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力して参ります。
②お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った商品が選択できるように常に努力して参ります。
③お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力して参ります。
④保険金の不正取得を防止する観点から、適正な販売を行うよう常に努力して参ります。
⑤万が一保険事故が発生した場合、事故の解決と保険金のお支払いについて迅速かつ的確に行われるよう常に努力して参ります。
⑥お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法で勧誘はいたしません。
⑦お客さまの様々なご意見等の収集に努め、それを今後の販売業務に反映していくよう常に努力して参ります。

保険金お支払いの仕組み

「保険金お支払いの仕組み」と「事故相談」

万一の事故の際、お客さまに的確なアドバイスを行い、速やかに適正な保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社では、24時間365日、お客さまに安心をお届けできるよう、セイフティ24コンタクトセンターにおいて夜間・休日でも全国共通のフリーダイヤル（通話料無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）による事故の受付やご相談をお受けしています。事故連絡を受け付けた案件は全国のサービスセンターに配置された専門知識を持つ損害サービス担当者により事故対応を行っています。

また、各地の顧問弁護士やアジャスター（物損事故サービス担当）とともに、法律相談や示談についてのご相談に応じる充実した事故相談体制も整えています。

事故連絡の受付から保険金のお支払いまで

保険金お支払いお手続き

①事故連絡の受付

お客さまから事故のご連絡を受け、ご契約者名・事故の日時・場所・状況・損害や被害の程度・届出警察署名など詳しい事故情報をお伺いします。

②ご契約内容の確認

事故のご連絡を受けたのち、ただちにご契約の内容および保険料のご入金等の確認を行います。

③書類のご提出依頼

お客さまに保険金のお支払いに必要な書類のご提出をお願いします。

なお、一部の保険金請求書類については省略サービスも行っています。

④損害の確認

当社の社員や一般社団法人日本損害保険協会に登録されたアジャスター・鑑定人などによって被害物や、罹災現場の確認を行います。

⑤損害額の算出

契約者・被災者・被害者・修理業者との協議や書類審査などを経て、損害額が決定されます。

⑥示談交渉と保険金の算出

自動車事故の場合、保険契約の内容により、当社で示談交渉の代行も行っています。

示談交渉により、損害額やお互いの責任割合（過失割合）を決定して、支払保険金の額を算出し、示談書を作成します。

賠償事故においては、事故の原因について相手の方にも責任があった場合、公平の原則から相手の方の責任割合部分を損害額から減額して賠償額を算出します。

また、お客さまが事故の被害者となられた場合、従来はお客さまご自身が相手の方（相手の保険会社）と直接交渉する必要がありましたが、現在は人身傷害補償保険を付帯いただくことにより自動車事故にあわれ、ご契約自動車の運転者や同乗者が死亡されたり、身体に後遺障害または傷害を被られた場合に、責任割合にかかわらず、ご契約保険金額の範囲内で、当社が定めた人身傷害補償特約（条項）損害額算定基準に基づいて算定した保険金をお支払いします。

⑦保険金のお支払い

お客さまの預金口座へ速やかに保険金をお支払いします。

再保険について

● 再保険の仕組み

再保険とは、保険会社が自社の引き受けた保険の一部を他の保険会社に引き受けてもらいリスクを分散する仕組みです。再保険を引き受けてもらうことを「出再（しゅっさい）」、逆に引き受けることを「受再（うけさい）」といいます。

支払保険金の大きな変動を防ぎ、保険会社の経営を安定的なものとするためには、リスクの種類・程度・保険金額が均質な保険契約が多数独立して存在し、可能な限り大数の法則を働かせることが重要です。保険会社の引き受けるリスクを平均化・分散化するために、保険会社はお客さまから引き受けたリスクのうち、自社の負担能力を超える部分を国内外の他の保険会社に引き受けてもらっています。

例えば、大型船舶、石油コンビナートなどのような巨額な契約に損害が生じた場合や、地震・台風などの自然災害によって同時に多くの契約に損害が発生した場合には、保険金の支払いが巨額となる可能性があります。再保険を活用すれば、支払った保険金の再保険出再部分を他の保険会社から回収することができるため、巨額の保険金支払いによる保険収支の不安定化を和らげることができます。

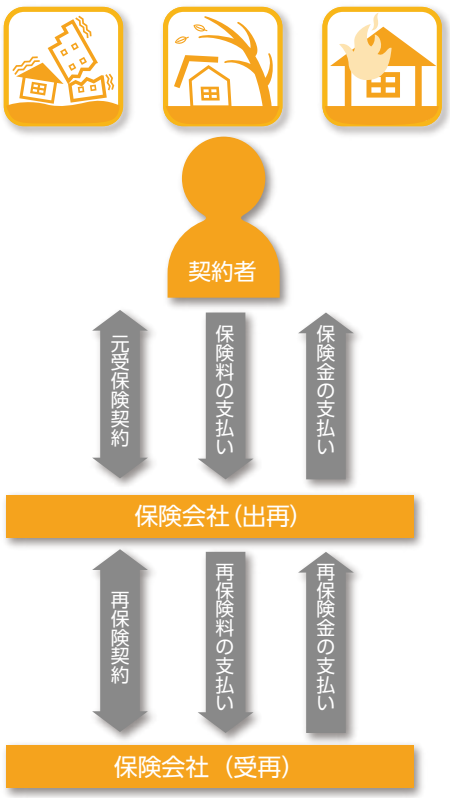

● 再保険の一般的な方針

保険会社が引き受けるリスクはさまざまです。火災保険や自動車保険のように一般的なリスクもあれば、原子力、航空や船舶といった一つのリスク単位が巨額になるリスクもあります。また、一つのリスク単位では保険会社にとって巨大な損害にならなくても、地震や台風のように一度に多数の契約に損害が発生することによって損害が巨大になる集積リスクもあります。当社はそれぞれのリスクについて、リスクの種類・程度、それぞれの契約種目別の引受状況、準備金や自己資本などをもとに適切な出再保険を手配しています。

【主要な集積リスク（地震災害リスク・台風災害リスク）に対応する再保険】

地震災害リスク、台風災害リスクともに割合再保険（再保険の引受額の割合に応じて保険料、保険金などを分担し合う方式の再保険契約）および非割合再保険（保険料と保険金の支払責任を別途に取り決める方式の再保険契約）を組み合わせて出再保険を手配しています。地震災害リスクについては関東大震災（1923年）と同等の地震が再来しても正味保有損害額が一定額内に抑えられるように、また台風災害リスクについては伊勢湾台風（1959年）と同等の台風が再来しても正味保有損害額が一定額内に抑えられるように、再保険プログラムを構築して対応しています。

国内外の保険会社に再保険を引き受けてもらう場合、再保険金が確実に回収できる相手でなければなりません。そのため、出再する場合は相手会社の財務状況が重要となります。当社では主要な保険財務力指標であるS&P社やA.M.Best社の格付けが一定レベル以上であるなど、十分な保険財務力を有した保険会社に出再しています。

受再については、ガイドラインを定め慎重な引受方針をとっています。財物リスクなど責任期間が長期化しない契約を限定的に引き受けています。

人材育成プログラム

「人財」の育成に対して積極的に投資

企業を支えるのは「人」です。当社では、将来にわたって事業の発展を期するため、「人」に対して積極的に投資を行うことが極めて重要な経営課題であると考えています。

人材の育成において、当社の経営戦略に沿った育成方針を持つことはもちろん重要ですが、同時に社員個人のキャリアプランを重視し、それを積極的にサポートしていくことが大切であると考えています。社員の一人ひとりが仕事(ワーク)と生活(ライフ)両面のバランスをとるなかで個人のキャリアを築き、個人と会社が「共生」することで、はじめて社員は真に自立することができ、会社の発展に貢献できるものと考えています。

当社は、2011年、AIGの一員となり、グローバル人材も求められるようになっています。仕事の経験を積み、スキルを磨きながら、自らのキャリアプランを明確にしていくことにより、国内外で活躍できる人材を育てていきます。

当社の教育プログラムは、次の分野から構成されています。

❶ リーダー育成プログラム
❷ ビジネススキル強化プログラム
❸ キャリア開発ワークショップなどの「テーマ別教育プログラム」
❹ マネージャー研修などの「階層別教育プログラム」
❺ 営業部門、損害サービス部門など分野別の「専門教育プログラム」

このうち「リーダー育成プログラム」「ビジネススキル強化プログラム」は、「意欲のある社員に、最高品質の学習機会を提供する」ことを目的としており、意欲・向上心のある社員には積極的かつ重点的に投資を行っています。

こういった当社の教育コンセプトは、『教育効果の最大化』と同時に社員の自律的キャリア形成支援など『企業文化そのものの改革』にも寄与するものと考えています。

次に代表的な研修をご紹介します。

リーダー育成プログラム

●「ビジネスリーダー育成コース」

このプログラムは、当社の明日を担うリーダーを育成するコースです。受講者は、eラーニングによるMBA基本知識(企業経営の知識)のインプット、その知識を活用したケーススタディによるアウトプット演習を徹底的に行い、企業経営全般について学びます。また、グループワークを中心としたアクションラーニング(自社課題を解決する戦略策定)を行うなかでコミュニケーションやマネジメント・リーダーシップ、プレゼンテーション能力などを養い、最終的にはグループによるトップマネジメントへのプレゼンテーションを行います。

ビジネススキル強化プログラム

●「出張研修」

“研修センターまで行かずにビジネススキルを学びたい”、“職場全体で学びたい”、“仲間同士で学びたい”というニーズに合わせ、講師が地域に出張して研修を行います。研修テーマは、32講座の豊富なラインナップの中から選択し、地域単位、職場単位で学びます。

●「自己啓発支援プログラム」

社員一人ひとりの自己啓発の推進を目的に、通信研修やeラーニングなど約150のプログラムを用意しています。修了者には「自己啓発奨励金」を支給する制度があり、また公的資格取得の支援も行っています。

テーマ別教育プログラム

●「キャリア開発ワークショップ」

社員と会社の共生関係構築のため、個々の社員の自律的キャリア形成の支援として30代・40代・50代社員に対して、それぞれが抱えるキャリア形成上の課題と今後の方向性を定めるワークショップを開催しています。参加者は個人ワーク・グループワークを通じて自己理解・他者理解を図り、過去・現在・未来を統合した個人のキャリア形成の方向性や個人と会社のニーズの統合などを図ります。

また希望者はキャリアコンサルタントによるキャリアカウンセリングを受けることもできます。

●「ワーキングマザーいきいきワークショップ」

育児休暇を取得し復職した社員を対象に、モチベーションアップや各種社内制度利用推進を目的とした半日のワークショップを開催しています。このワークショップでは、先輩社員のノウハウ紹介や参加者同士が語り合うことによって仕事と育児の両立について理解を深めています。また、ワークライフバランスの向上や自己実現の可能性を広げる機会も提供しています。

階層別教育プログラム

●「新入社員研修」

基幹職Ⅰ種・基幹職Ⅱ種

ビジネスパーソンとして求められる基本的姿勢（ビジネスマナー）、商品知識、業務知識を習得する最長1.5ヵ月間のプログラムを実施しています。お客さま・マーケットに関する知識を習得する体験型の研修や、配属部門別の実践的な研修などを盛り込んだ多彩な内容となっています。

◇上記研修に加え、新入社員フォローアップ研修やOJT制度、エルダー制度など、職場配属後の新入社員を全社的にサポートするシステムを整備しています。

人権への取り組み

「人権尊重の社風の構築」に向かって邁進

企業は利潤の追求のみならず、あらゆるステークホルダーはじめ、社会全体から信頼される存在であることが求められます。その要素として「人権」への取り組みが企業にとって重要な課題となります。

当社では従来から「人権は本業の基本」であると位置づけ、お客さまの立場に立って、お客さまの痛みや心を理解できる人権感覚を常に磨くことが、「確かな安心」の提供につながるものと考えています。

当社のコーポレートメッセージ【安心にも、クオリティがある。】は、まさに社員一人ひとりのクオリティによって実現されるものであり、継続的な人権教育が必要と考えています。

● トップメッセージ

全役職員が「人権尊重の社風の構築」に向って邁進するために、12月の人権週間には社長兼CEOが従業員に対して「人権に関するメッセージ」を発信しています。

● 人権推進のための組織

社長兼CEOを最高責任者とする人権推進体制のもと、人権啓発の推進ならびに人権問題の相談・解決を担う専門部署を設置し、各種研修の実施などを通じて人権啓発活動に努めています。

● 当社の価値観

当社の「価値観」には人権を根底に「高い倫理観」「互いの尊重」を掲げ、一切の差別を行わないこと、人権感覚が豊かで健全な職場環境の維持を全役職員に求めています。

● 人権標語の募集

人権週間（12月4日～10日）にあわせて、全役職員および家族から広く人権標語を募集しています。

毎年、人権感覚を自由に表現したすばらしい作品が多く寄せられ、その中から選出された優秀作品を職場に掲示し、人権啓発に活用しています。

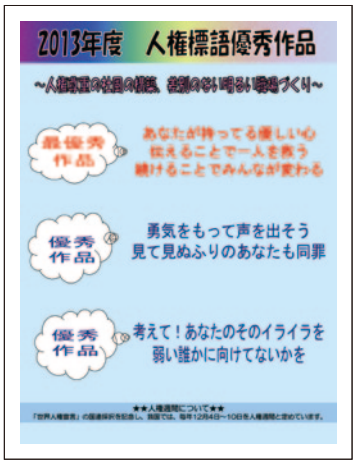

2013年度人権標語最優秀作品

**「あなたが持ってる優しい心
伝えることで一人を救う
続けることでみんなが変わる」**

● 人権教育

当社では「人権が尊重される社風の構築」「差別やハラスメントのない、元気の出る明るい職場作り」を基本方針として、さまざまな研修・教育を通じて全役職員が人権に対しての正しい理解と認識を深め、自立的な行動ができるよう啓発活動に努めています。

研修項目	対象者	実施時期・回数
役員研修	全役員	年1回
管理職研修	全管理職	年2回
新任管理職研修	新任管理職	年1回
入社時研修	新入社員 研修社員	入社時
職場内研修	全社員	年2回
社外研修会	任意	随時

● 人権問題に関する相談窓口の設置

職場の人権問題事象（セクハラ・パワハラ・その他）の早期発見や未然防止、及び解決を図るため、全従業員を対象に、「人権相談ホットライン」を設置しています。

● ひろびろトイレの市民への開放（京都ビル）

当社ビル内に、車椅子の方にも十分な広さのトイレを設置し、市民の方々に自由にご利用いただいています。

CSR

草の根の社会貢献活動を推進

当社は「活力ある地域社会の実現への挑戦」を企業理念として掲げています。
その実現を目指し、福祉・環境・文化・芸術・教育など幅広い分野において、草の根の社会貢献活動を推進しています。

「佐渡裕(さどゆたか)とスーパーキッズ・オーケストラ」の支援

地域社会への貢献と音楽を通じて子どもたちの未来を育むことを目的として、日本を代表する指揮者佐渡裕氏が監督する小学生から高校生までで構成される弦楽合奏団「スーパーキッズ・オーケストラ」を応援しています。

2013年1月に大阪本社(長堀ビル)にて『佐渡裕とスーパーキッズ・オーケストラ ニューイヤー・ミニコンサート2013』を開催しました。

アマチュアスポーツへの協賛

生涯スポーツの祭典である「全日本マスターズ陸上競技選手権大会」に1990年度から特別協賛しています。マスターズ陸上は、男性35歳、女性30歳から参加することができ、5歳毎にクラス分けされ、競技を行います。

2012年9月に開催された第33回岡山大会には、約1,500名のアスリートが集い、日頃の練習の成果を競い合いました。

写真提供:湘南アーツ

途上国へワクチンを寄付

医療総合保険『みんなの健保2』、引受基準緩和型契約特約付医療総合保険『持病のある方も入りやすい　みんなの健保3』等の新規契約の販売件数に応じたポリオワクチン相当額を認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを　日本委員会(JCV※)」に寄付する「『みんなの健保』でみんなへワクチン」活動を展開しています。

2012年度までの活動において、JCVを通じて約40万人分のポリオワクチン相当分を世界の子どもたちにお届けすることができました。

※Japan Committee,Vaccines for The World's Children

Web約款のご選択件数に応じ、WWFジャパンへ寄付

Web約款を導入し、紙資源の節約に努めています。ご契約時にお客さまがWeb約款をご選択されますと、印刷物（冊子）の約款の送付を省略し、この省略により約款1冊でA4コピー用紙約40枚分の紙の消費が節減できます。

Web約款をご選択いただいた件数に応じた一定額を環境保全団体「公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）」へ寄付しています。

富士火災ふれ愛倶楽部

「富士火災ふれ愛倶楽部」は、1993年度に当社の創立75周年を記念して設立されました。任意で加入した役職員を会員とし、その拠出金をもとに、会社と共同で行う寄付活動を通じて、高齢者や身体障害者への介護活動や環境問題、また震災復興に取り組む団体を支援しています。

2012年度には、計8団体に寄付支援を行いました。

セレッソ大阪のパートナーカンパニー

スポーツ文化の振興、ならびに地域社会活性化への貢献をテーマとして、Jリーグ発足以来「セレッソ大阪」のパートナーカンパニーとして応援しています。

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会（以下、「損保協会」といいます。）の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取組みは以下のとおりです。

1.交通安全対策

(1)交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- 自動車事故防止対策:若年者向け交通マナー教育拡充事業支援、飲酒運転根絶事業支援等
- 自動車事故被害者支援:高次脳機能障害者支援、脊椎損傷者支援、交通遺児支援等
- 救急医療体制の整備:救急外傷診療研修補助、ドクターヘリ体制整備補助等
- 自動車事故の医療に関する研究支援
- 適正な保険金支払のための医療研修等

(2)交通安全啓発活動

①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子を作成し、教育現場における講演活動などを通じ、自転車事故防止の啓発を行っています。

③シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーによる交通事故の増加という状況を踏まえ、自動車保険データの分析結果を踏まえて啓発チラシを作成し、シニアドライバーに安全運転を呼びかけています。

④飲酒運転防止活動

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、講習会への講師派遣やイベント等における啓発展示等の活動を行っています。

2.防災・自然災害対策

(1)地域の安全意識の啓発

①実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

②幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための第一歩を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

(2)地域の防災力・消防力強化への取組み

①軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。

②防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚を目的として防火標語の募集を行い、入選作品を「全国統一防火標語」として使用した防火ポスターを全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示いただくとともに、全国各地の防火意識の啓発・PR等に活用いただいております。

③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップを活用いただき、日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、消費者向けの副読本を作成するとともに、eラーニングコンテンツを損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

3.犯罪防止対策

(1)盗難防止の日(10月7日)の取組み

自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、2003年から毎年、47都道府県の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

(2)自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間事務局として盗難対策に取り組むとともに、イモビライザ(自動車盗難防止装置)の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

(3)啓発活動

犯罪について大人と子どもが一緒に考える手引きや、地域における防犯活動を紹介した冊子のほか、犯罪の手口と防止策を取りまとめた防犯啓発ビデオなども作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

4.環境問題への取組み

(1)リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

(2)エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、冊子やチラシを作成し、普及に取り組んでいます。

(3)環境問題に関する目標

地球温暖化対策としての省エネルギーや循環型社会につながるリサイクル・廃棄物排出抑制に向けて、二酸化炭素の削減および廃棄物の削減に関する目標を定め、その実現に向けて取り組んでいます。

代理店制度

豊富な専門知識で多様化するニーズに対応

当社は、社会・経済の環境変化に対応した、顧客対応力の優れた代理店販売網の拡充を図っています。専門知識を持った代理店を通じて、多様化するお客さまの損害保険へのニーズに対応し、安心をお届けしています。

当社の代理店は約24,000店、全国に広がるネットワークで、それぞれのお客さまへ適切な保険商品の提案や保険情報の提供を行い、総合的なリスクマネジメントのアドバイスを行っています。

● 代理店数の推移

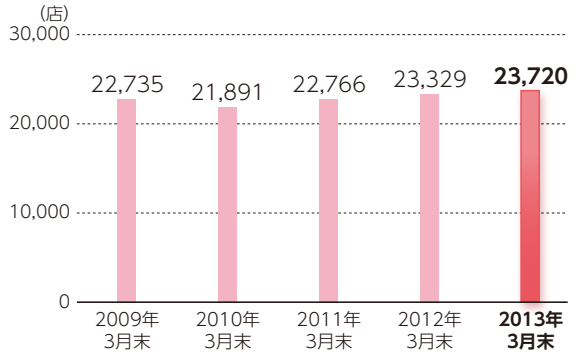

代理店の登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、所定の代理店試験に合格し、当社と代理店委託契約を取り交わしたうえで、保険業法に基づき代理店登録をすることが義務づけられています。

また、代理店は保険業法等による規制を受け、適正な保険募集と契約者保護に万全を期すことが求められています。

代理店の役割

代理店は、当社の委託を受けて、保険契約を募集し、当社を代理してお客さまと保険契約を締結、保険料を領収することを基本的な業務としています。

代理店の最も大切な仕事は、お客さまと当社のパイプ役として適切な保険サービスを提供し、さまざまなリスクからお客さまをお守りすることです。そのために、お客さまのニーズを十分に確認し、適切な商品の選択が行えるように情報の提供と助言を行うとともに、災害や事故が発生した場合は、迅速かつ円滑な解決をお手伝いするなど、きめ細かで広範なコンサルティング活動を展開しています。

代理店の主な業務は次のとおりです

●保険募集(勧誘や契約締結など)

- 保険情報の提供　・保険契約の締結
- 保険の対象の確認　・商品内容説明
- 保険料の算出
- 重要事項(契約概要・注意喚起情報等)の説明
- お客さまのご意向、および申込みいただく保険契約内容の確認
- 保険申込み受付と保険申込書の作成・保険契約の締結

●当社への契約締結の報告

●保険料の領収、保険料領収証の発行・交付

●保険料の保管、当社への精算

●保険契約の維持、管理
(満期管理、保険契約内容の変更・解約の手続きを含む)

●ご契約者からの事故の受付、当社への通知
(保険金請求のためのアドバイスと必要書類のご案内)

代理店の業務能力と代理店手数料

代理店手数料は、代理店が適切な保険募集体制を確立し、代理店の業務能力、販売能力の向上が図れるよう、販売実績状況、資格者状況、業務遂行状況等を評価し、総合的な代理店の活動状況を反映して決定しています。

教育体制

代理店は損害保険の販売を通じて、個人や企業の経済活動の安定を図るなど極めて重要な仕事に携わっています。そのため、当社では代理店の資質向上を図り、お客さまの信頼を得ることを目的として、代理店試験制度を設けています。試験の種類は、損害保険募集人一般試験、損害保険大学課程各コースに係る試験、保険商品試験の3種類です。

また、当社営業担当社員による個別指導のほか、保険の商品知識や循環(情報提供)型営業等のセールス手法、代理店システムの活用方法、業態別経営手法、後継者育成など、代理店経営の発展をサポートすべく、各種の勉強会や研修・セミナーなどを実施しています。

さらには、プロフェッショナルな代理店の育成システムとして、「代理店研修生制度」を設けています。

VICTORY代理店認定制度

中核代理店を認定する制度として「VICTORY代理店認定制度」があります。この制度は、顧客対応力・業務遂行力・販売力・経営能力・成長性に優れた代理店を「VICTORY代理店」として認定するものです。当社が定める一定の認定基準を充足した代理店につき、同制度の最高峰である「SUPER VICTORY」などの認定を行っています。

プロフェッショナルアドバイザー（営業社員）制度

“一生涯のパートナーとして”お客さまの人生と企業を守る新しい営業スタイル

当社は代理店制度に加え、プロフェッショナルアドバイザー制度を販売組織の大きな柱にしています。代理店が当社の委託を受けて販売を行う組織であるのに対し、プロフェッショナルアドバイザー制度は当社との雇用契約に基づくプロ社員の販売組織です。

今、お客さまが保険に対し求めているのは、「信頼できて長く付き合うことができる」「きちんと分かりやすく情報を提供し、自分にあった最適な商品をすすめてくれる」「親切に相談に乗ってくれる」といった真のセールス・プロフェッショナルです。その思いに応えるために、売り込みのない循環（情報提供）型セールス、いわゆるプル型・コンサルティング型営業を実践しています。

プロフェッショナルアドバイザー（営業社員）とは

お客さまの人生や事業経営を守るために存在するもの、それが「保険」です。

その保険を扱う人がプロフェッショナルであることは当然のことでしょう。

しかしながら、日本の保険業界は、まだまだお客さまのニーズではなく、商品ありきのプッシュ型営業から脱しきれていません。

当社は、これからの日本の保険業界を牽引することを決意しています。そのミッションを担うのがプロフェッショナルアドバイザーなのです。

業界No.1の組織とトレーニングシステム

当社はこのプロフェッショナルアドバイザー制度において業界No.1*の販売組織を築き上げており、現在約1,080人のプロフェッショナルアドバイザーが全国各地で活躍しています。

プロフェッショナルアドバイザー制度は、入社後3～5年間は、保険のプロフェッショナルとして個人・法人のお客さまに対し、総合的なコンサルティングを行える知識・スキルを身につける期間としており、その後の研鑽を経て、お客さまに安心を提供する真のプロフェッショナルとして、当社の営業第一線で活躍を続けるPAクラブ員、または独立し専属専業代理店経営者になる、という道が用意されています。

そして、このセールススキルの習得を支えているのが、当社独自の体系化された循環（情報提供）型セールス手法のトレーニングシステム（下図）であり、お客さまとの信頼関係強化を主眼においた、安定的な収益基盤の構築に貢献しています。

*当社調べ

体系化されたトレーニングシステム

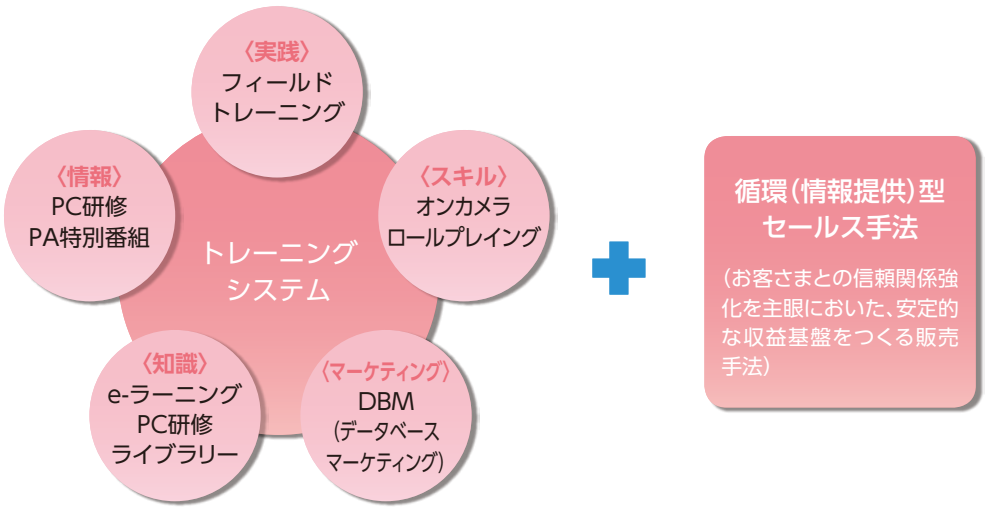

資料編

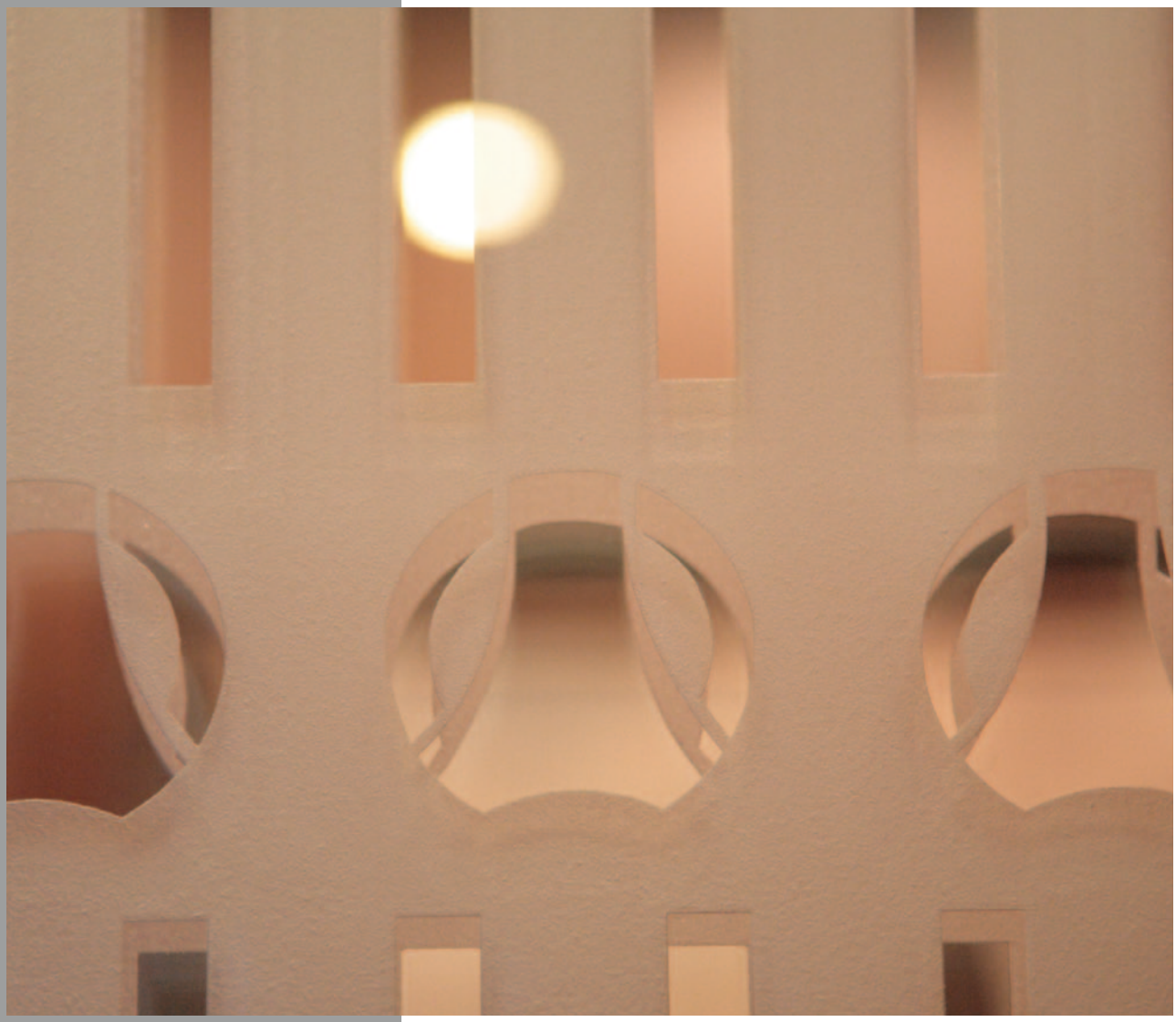

Ⅰ. 事業概況……44
Ⅱ. 経理の状況……59
Ⅲ. 当社及び子会社等の概況……86
Ⅳ. 当社及び子会社等の主要な業務……88
Ⅴ. 当社及び子会社等の財産の状況……95
Ⅵ. 会社概要……121
Ⅶ. プライバシーポリシー(個人情報保護宣言・方針)(全文)
……136
Ⅷ. 反社会的勢力に対する基本方針……142
Ⅸ. 利益相反管理方針の概要(全文)……143
Ⅹ. 損害保険用語の解説……144
Ⅺ. 店舗一覧……148

■事業の経過及び成果等

当期におけるわが国経済は、欧州債務危機問題や中国の景気減速などの影響を受けて春先から停滞しましたが、震災の復興需要などが下支えし、年末にかけて新政権の政策への期待感により円安・株高が進行し、景気に底入れ感が広がりました。

このような経営環境のもと、当社は平成28年度までの中長期戦略の遂行を通じて、地域営業基盤とAIGグループ資源の活用による持続的なトップラインの成長、損害率改善と事業費改善による保険引受利益の改善、コーポレートビジョンやグローバルスタンダードへの適合による組織力の強化を進めてまいりました。

商品戦略におきましては、当社主力商品のひとつであったグループ傷害保険を大幅にリニューアルした業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」を平成24年3月に発売し、順調に販売件数を拡大いたしました。

同商品は、『労働環境や法的環境の変化に伴う新たな労災リスク（過労死を含む脳・心臓疾患やうつ病による自殺など精神障害による労災など）の補てん』と『今までにない魅力ある福利厚生（実費型医療補償や医療情報サービス等の拡充）の構築』を一つの商品で可能にした次世代型任意労災保険です。また、病気を補償する商品でありながら、保険料は売上高と業種で算出するなど契約手続きを徹底的に簡素化してお客さまのニーズにお応えいたしました。

医療保険においては、実費補償型の特長を生かし、近年増加する「がん」をはじめとする特定の疾病に対する補償のニーズにお応えできるよう、平成24年12月より医療総合保険「みんなの健保２」に「がん入通院治療費用特約」、「特定疾病特約」、「女性疾病特約」を追加するとともに、従来、持病などにより医療保険に入れなかった方もご加入いただける引受基準緩和型医療保険「持病のある方も入りやすい みんなの健保３」を発売いたしました。

自動車保険におきましては、近年の損害率高騰に伴う収益改善が喫緊の課題でありました。そこで、「ノンフリート等級別料率制度」を改定し、事故があったお客さまにリスク実態に見合った保険料をご負担していただくことにより保険料負担の公平性を確保するとともに、料率改定を実施することで収益の改善を図りました。さらに、厳格かつ適正なアンダーライティングの実施により、今後の適正な料率設定や、安定的にお客さまへ適切な補償とサービスをご提供できる体制の整備を図りました。

業務面におきましては、代理店・営業社員が契約計上業務を完結できる直接計上システムの拡大を進めるとともに、申込書等の書類チェックに係る事務処理を中央営業事務センターへ集中移管することを推進しました。これにより、事務処理品質向上と効率化を図り、営業店における事務軽減と営業機能の強化を推進してまいりました。

こうした取り組みの結果、事業損益につきましては、保険引受収益が2,952億円、資産運用収益が91億円、その他経常収益が29億円となり、これらを合計した経常収益は3,073億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が2,656億円、資産運用費用が15億円、営業費及び一般管理費が433億円、その他経常費用が15億円となり、3,120億円となりました。

この結果、経常損失は46億円となり、これに特別損益、法人税等を加減した当期純損失は、110億円となりました。

■保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は2,725億円となり、前期に比べて2.9%の増加となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は1,586億円となり、20.3%減少しました。この結果、正味損害率は63.3%となり、前期に比べて16.3ポイント低下しました。

保険引受に係る営業費及び一般管理費は、前期に比べて1億円減少して417億円となり、諸手数料及び集金費は33億円増加して524億円となりました。この結果、正味事業費率は、34.6%となりました。

これらに支払備金繰入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受損失は、123億円となりました。

■主要な保険種目別の概況

●傷害保険

当期の正味収入保険料は前期に比べて1.6%減少して267億円となり、正味損害率は継続的なアンダーライティング取り組み等の結果、前期に比べて2.1ポイント減少して43.8%となりました。

●自動車保険

当期の正味収入保険料は前期に比べて0.3%増加して1,438億円となり、正味損害率は料率改定やアンダーライティング強化等の取り組みの結果、前期に比べて3.5ポイント減少して67.4%となりました。

●自動車損害賠償責任保険

当期の正味収入保険料は保険料の改定効果等により、前期に比べて5.1%増加して306億円となり、正味損害率は前期に比べて5.8ポイント減少して94.3%となりました。

●火災保険

当期の正味収入保険料は前期に比べて0.3%増加して504億円となり、正味損害率は前期の東日本大震災に係る支払保険金の反動等により、前期に比べて65.7ポイント減少して50.3%となりました。

●海上保険

当期の正味収入保険料は上期の円高の影響等により、前期に比べて6.0%減少して15億円となり、正味損害率は前期に比べて△8.9ポイント減少して36.2%となりました。

●その他の保険

当期の正味収入保険料は平成24年3月に発売した業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」の販売件数の拡大等の取り組みの結果、前期に比べて46.4%増加して192億円となり、正味損害率は前期に比べて16.5ポイント減少して47.2%となりました。

■資産運用の概況

当期末の運用資産は7,831億円となり、前期に比べて323億円の増加となりました。運用につきましては、負債特性に合わせた公社債中心の運用を行う一方、リスクの分散・期待収益率の向上を目的とした為替ヘッジ付外貨建債券への取り組みなどにより、安定的な収益体制の構築に努めました。

当期の有価証券売却損益は、前期に比べ15億円減少しました。昨年度は、世界的なリスクオフによる金利の低下局面において、為替ヘッジ付外貨建債券の売却を行った一方、当期においては、超低金利の環境下において、利息および配当金等のインカム収益を中長期的に確実に稼得することを重視したためです。

利息及び配当金収入については、金利水準の低下や信用スプレッドの縮小の影響により、前期に比べ19億円減少の97億円となりました。

また、運用資産利回り（インカム利回り）は1.33%となり、前期に比べて0.23ポイント低下しました。この結果、資産運用粗利益は76億円となり、前期に比べ29億円減少しました。

■当社が対処すべき課題

当社は「活力ある富士火災グループ」の実現のため、引き続き、2016年度までの中長期戦略の遂行を通じて、地域営業基盤とAIGグループ資源の活用による持続的なトップラインの成長、損害率改善と事業費改善による保険引受利益の改善、コーポレートビジョンやグローバルスタンダードへの適合による組織力の強化を目指してまいります。

（注）上記における各計数の表示及び計算は次のとおりです。

1. 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第２位を四捨五入し小数点第１位まで表示しています。
2. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）／正味収入保険料
3. 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）／正味収入保険料

1. 主要な業務指標の推移

（単位：百万円）

項目＼年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益 （対前期増減率）	360,796 (△ 6.96%)	361,533 (0.20%)	340,957 (△ 5.69%)	349,739 (2.58%)	307,371 (△ 12.11%)
経常利益又は経常損失（△） （対前期増減率）	△ 91,650 (△ 742.12%)	9,062 (－ %)	14,833 (63.68%)	3,384 (△ 77.18%)	△ 4,651 (△ 237.41%)
当期純利益又は当期純損失（△） （対前期増減率）	△ 58,977 (△ 1,064.72%)	5,090 (－ %)	7,735 (51.96%)	△ 15,741 (△ 303.50%)	△ 11,067 (－ %)
資本金の額 （発行済株式総数）	49,231 (543,263 千株)	55,981 (700,239 千株)	55,981 (700,239 千株)	55,981 (121,000 千株)	55,981 (121,000 千株)
純資産額	45,140	108,951	100,784	89,568	93,882
総資産額	912,744	933,155	918,361	858,001	880,805
積立勘定として経理された資産額	257,771	220,831	191,020	169,478	145,535
責任準備金残高	729,881	687,282	671,964	628,617	628,243
貸付金残高	58,187	51,813	41,947	28,337	23,996
有価証券残高	556,936	628,602	613,158	667,865	681,419
単体ソルベンシー・マージン比率	505.6%	602.0%	720.8%	535.4%	562.6%
配当性向	－	－	－	－	－
従業員数	6,825 名	6,148 名	5,653 名	5,309 名	5,502 名
正味収入保険料 （対前期増減率）	284,835 (△ 3.12%)	270,837 (△ 4.91%)	265,451 (△ 1.99%)	264,870 (△ 0.22%)	272,537 (2.89%)

（注）1. 平成 20 年度、平成 23 年度及び平成 24 年度は当期純損失を計上しているため、配当性向を記載しておりません。
2. 単体ソルベンシー・マージン比率については、リスク計測の厳格化等を図るため、平成 23 年度から算出にかかる法令等が改正されております。

2. 保険引受の状況

(1) 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

正味収入保険料

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	50,369	17.7	9.4	48,998	18.1	△2.7	48,614	18.3	△0.8	50,309	19.0	3.5	50,437	18.5	0.3
海上	1,921	0.7	△6.0	1,537	0.6	△20.0	1,656	0.6	7.7	1,687	0.6	1.9	1,586	0.6	△6.0
傷害	28,572	10.0	△2.5	27,022	10.0	△5.4	26,581	10.0	△1.6	27,170	10.3	2.2	26,742	9.8	△1.6
自動車	156,757	55.0	△2.6	150,862	55.7	△3.8	147,530	55.6	△2.2	143,360	54.1	△2.8	143,834	52.8	0.3
自動車損害賠償責任	32,445	11.4	△21.3	28,589	10.5	△11.9	27,964	10.5	△2.2	29,177	11.0	4.3	30,667	11.2	5.1
その他	14,770	5.2	1.7	13,827	5.1	△6.4	13,104	5.0	△5.2	13,166	5.0	0.5	19,269	7.1	46.4
(うち賠償責任)	(9,954)	(3.5)	(6.2)	(9,556)	(3.5)	(△4.0)	(9,297)	(3.5)	(△2.7)	(9,412)	(3.6)	(1.2)	(9,383)	(3.4)	(△0.3)
合計	284,835	100.0	△3.1	270,837	100.0	△4.9	265,451	100.0	△2.0	264,870	100.0	△0.2	272,537	100.0	2.9

(注) 正味収入保険料……元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料（含む積立保険料）

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	71,718	21.8	6.0	69,781	22.4	△2.7	69,328	22.8	△0.6	73,005	23.9	5.3	75,331	24.5	3.2
海上	1,809	0.5	△6.1	1,391	0.4	△23.1	1,638	0.5	17.7	1,747	0.6	6.6	1,713	0.6	△1.9
傷害	47,075	14.3	△13.3	43,413	13.9	△7.8	41,569	13.7	△4.2	40,969	13.4	△1.4	33,671	11.0	△17.8
自動車	157,967	48.0	△2.5	152,092	48.8	△3.7	148,261	48.7	△2.5	144,268	47.2	△2.7	144,832	47.1	0.4
自動車損害賠償責任	34,564	10.5	△18.4	29,963	9.6	△13.3	29,088	9.5	△2.9	31,243	10.2	7.4	31,201	10.2	△0.1
その他	16,210	4.9	△1.6	15,341	4.9	△5.4	14,518	4.8	△5.4	14,412	4.7	△0.7	20,445	6.6	41.9
(うち賠償責任)	(10,824)	(3.3)	(4.3)	(10,415)	(3.3)	(△3.8)	(10,178)	(3.3)	(△2.3)	(10,236)	(3.3)	(0.6)	(10,142)	(3.3)	(△0.9)
合計	329,345	100.0	△4.5	311,984	100.0	△5.3	304,405	100.0	△2.4	305,647	100.0	0.4	307,197	100.0	0.5
従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)	70		△7.9	69		△1.3	70		1.4	73		3.6	69		△5.1

(注) 1. 元受正味保険料（含む積立保険料）……元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。（積立型保険の積立保険料を含みます。）
2. 従業員一人当たり元受正味保険料（含む積立保険料）……元受正味保険料（含む積立保険料）÷内勤職員数

(2) 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	3,976	14.4	2.4	4,279	17.0	7.6	4,007	16.5	△6.4	2,958	12.1	△26.2	1,198	4.9	△59.5
海上	507	1.8	△2.3	338	1.3	△33.4	203	0.8	△40.0	207	0.8	2.4	85	0.4	△59.1
傷害	179	0.7	△2.9	293	1.2	63.3	548	2.3	87.3	639	2.6	16.5	816	3.4	27.7
自動車	669	2.4	△21.5	576	2.3	△13.9	289	1.2	△49.7	97	0.4	△66.4	77	0.3	△20.6
自動車損害賠償責任	21,131	76.7	△31.1	18,841	74.7	△10.8	18,454	76.1	△2.1	20,041	81.6	8.6	21,537	88.8	7.5
その他	1,092	4.0	△20.8	890	3.5	△18.5	737	3.1	△17.2	607	2.5	△17.6	527	2.2	△13.2
(うち賠償責任)	(50)	(0.2)	(5.1)	(31)	(0.1)	(△38.3)	(25)	(0.1)	(△17.9)	(29)	(0.1)	(14.3)	(30)	(0.1)	(2.4)
合計	27,557	100.0	△26.5	25,219	100.0	△8.5	24,241	100.0	△3.9	24,552	100.0	1.3	24,242	100.0	△1.3

(注) 受再正味保険料……受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

(3) 支払再保険料

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	15,675	31.0	5.0	16,480	34.4	5.1	16,810	36.2	2.0	18,745	37.9	11.5	20,266	45.0	8.1
海上	395	0.8	△1.6	192	0.4	△51.3	185	0.4	△3.9	267	0.6	44.5	212	0.5	△20.8
傷害	6,850	13.6	10.6	6,926	14.4	1.1	6,674	14.4	△3.6	5,469	11.1	△18.0	△299	△0.7	△105.5
自動車	1,880	3.7	△2.9	1,805	3.8	△3.9	1,021	2.2	△43.5	1,005	2.0	△1.5	1,075	2.4	7.0
自動車損害賠償責任	23,250	46.0	△27.0	20,215	42.1	△13.1	19,577	42.2	△3.2	22,108	44.7	12.9	22,071	49.0	△0.2
その他	2,491	4.9	△22.9	2,362	4.9	△5.2	2,115	4.6	△10.5	1,844	3.7	△12.8	1,698	3.8	△7.9
(うち賠償責任)	(920)	(1.8)	(△12.1)	(890)	(1.9)	(△3.3)	(906)	(2.0)	(1.8)	(853)	(1.7)	(△5.8)	(789)	(1.8)	(△7.5)
合計	50,544	100.0	△13.6	47,983	100.0	△5.1	46,384	100.0	△3.3	49,441	100.0	6.6	45,025	100.0	△8.9

(注) 支払再保険料……再保険料から再保険返戻金及びその他再保険収入を控除したものをいいます。

(4) 解約返戻金の額及び保険引受利益の額

解約返戻金

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
火災	4,328	4,412	3,913	4,212	4,126
海上	58	61	49	24	17
傷害	10,710	8,038	6,458	5,542	4,930
自動車	1,551	1,383	1,353	1,397	1,285
自動車損害賠償責任	1,777	1,135	1,102	977	1,140
その他	690	583	554	484	492
(うち賠償責任)	(193)	(178)	(173)	(159)	(133)
合計	19,116	15,615	13,432	12,638	11,993

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位：百万円)

区分＼年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
保険引受収益	339,952	340,948	306,492	335,100	295,298
保険引受費用	284,503	277,297	271,751	298,950	265,636
営業費及び一般管理費	55,740	48,245	44,359	41,967	41,775
その他収支	△ 566	△ 304	9	△ 3,500	△ 208
保険引受損益	△ 857	15,100	△ 9,609	△ 9,317	△ 12,321

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険損益計算等における法人税相当額などであります。

(5) 正味支払保険金の額

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	15,522	9.5	32.9	16,334	10.2	35.2	15,892	10.0	34.3	57,458	28.9	116.0	24,353	15.4	50.3
海上	794	0.5	44.7	823	0.5	57.0	547	0.3	35.4	718	0.4	45.1	514	0.3	36.2
傷害	11,948	7.3	47.3	12,605	7.8	51.4	11,961	7.5	48.8	11,608	5.8	45.9	10,679	6.7	43.8
自動車	96,937	59.6	68.4	95,289	59.2	69.1	95,462	59.9	70.2	94,477	47.4	70.9	87,947	55.5	67.4
自動車損害賠償責任	28,558	17.6	94.4	27,371	17.0	102.8	27,337	17.1	104.8	27,021	13.6	100.1	26,666	16.8	94.3
その他	8,999	5.5	66.6	8,512	5.3	66.6	8,237	5.2	67.7	7,825	3.9	63.7	8,457	5.3	47.2
(うち賠償責任)	(6,079)	(3.7)	(66.9)	(5,697)	(3.5)	(64.5)	(5,707)	(3.6)	(66.0)	(5,384)	(2.7)	(61.1)	(5,071)	(3.2)	(58.1)
合計	162,760	100.0	62.7	160,937	100.0	64.6	159,439	100.0	64.8	199,109	100.0	79.6	158,618	100.0	63.3

(注) 1. 正味支払保険金……元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率……(正味支払保険金＋損害調査費)／正味収入保険料× 100 により算出しております。

(6) 元受正味保険金の額

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 20 年度	構成比	平成 21 年度	構成比	平成 22 年度	構成比	平成 23 年度	構成比	平成 24 年度	構成比
		%		%		%		%		%
火災	16,562	9.5	16,261	9.5	16,202	9.5	101,912	40.2	27,068	16.2
海上	541	0.3	663	0.4	372	0.2	587	0.2	395	0.2
傷害	14,802	8.5	15,851	9.3	15,280	9.0	14,620	5.8	12,814	7.7
自動車	97,886	56.3	95,621	55.8	95,956	56.5	94,843	37.5	88,426	52.8
自動車損害賠償責任	34,868	20.0	33,793	19.7	33,396	19.7	33,006	13.0	29,879	17.9
その他	9,389	5.4	9,007	5.3	8,604	5.1	8,376	3.3	8,777	5.2
(うち賠償責任)	(6,433)	(3.7)	(6,051)	(3.5)	(6,119)	(3.6)	(5,695)	(2.2)	(5,474)	(3.3)
合計	174,050	100.0	171,199	100.0	169,813	100.0	253,346	100.0	167,363	100.0

(注) 元受正味保険金……元受契約の支払保険金から元受保険金戻入（事故物件の処分による売得金・損害保険賠償請求権の実行による賠償金等）を控除したものをいいます。

(7) 受再正味保険金の額

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 20 年度	構成比	平成 21 年度	構成比	平成 22 年度	構成比	平成 23 年度	構成比	平成 24 年度	構成比
		%		%		%		%		%
火災	1,478	4.7	1,153	3.8	1,056	3.6	37,202	57.1	1,395	4.9
海上	328	1.1	263	0.9	196	0.7	273	0.4	155	0.5
傷害	108	0.3	119	0.4	169	0.6	239	0.3	289	1.0
自動車	634	2.0	515	1.7	358	1.2	174	0.3	128	0.4
自動車損害賠償責任	28,558	91.1	27,371	91.4	27,337	93.3	27,021	41.5	26,666	92.8
その他	258	0.8	532	1.8	185	0.6	245	0.4	109	0.4
(うち賠償責任)	(81)	(0.3)	(48)	(0.2)	(44)	(0.2)	(36)	(0.1)	(35)	(0.1)
合計	31,365	100.0	29,955	100.0	29,304	100.0	65,156	100.0	28,745	100.0

(注) 受再正味保険金……受再契約の支払保険金から受再保険金戻入（事故物件の処分による売得金・損害保険賠償請求権の実行による賠償金等）を控除したものをいいます。

(8) 回収再保険金の額

(単位：百万円)

種目＼年度	平成20年度	構成比	平成21年度	構成比	平成22年度	構成比	平成23年度	構成比	平成24年度	構成比
		%		%		%		%		%
火災	2,518	5.9	1,081	2.7	1,366	3.4	81,657	68.4	4,110	11.0
海上	75	0.2	103	0.3	22	0.1	142	0.1	36	0.1
傷害	2,961	7.0	3,365	8.4	3,488	8.8	3,250	2.7	2,425	6.5
自動車	1,583	3.7	847	2.1	851	2.1	540	0.5	608	1.6
自動車損害賠償責任	34,868	81.7	33,793	84.0	33,396	84.2	33,006	27.6	29,879	79.7
その他	648	1.5	1,027	2.5	552	1.4	796	0.7	429	1.1
(うち賠償責任)	(435)	(1.0)	(402)	(1.0)	(456)	(1.2)	(346)	(0.3)	(438)	(1.2)
合計	42,655	100.0	40,218	100.0	39,678	100.0	119,393	100.0	37,489	100.0

(注) 回収再保険金……出再契約の回収保険金から再保険金割戻（再保険割合により受再保険者に支払う割戻金）を控除したものをいいます。

(9) 未収再保険金

(単位：百万円)

種目計		平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	年度開始時の未収再保険金	1,461 (0)	1,347 (0)	2,282 (0)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	5,564 (0)	8,448 (0)	5,274 (0)
3	当該年度回収等	5,678 (0)	7,513 (0)	7,063 (0)
4	1＋2－3＝年度末の未収再保険金	1,347 (0)	2,282 (0)	493 (0)

(注) 1. 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。
2. ( ) 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(10) 契約者配当金の額

積立保険（貯蓄型保険）では、保険期間が終了し満期を迎えられたご契約者に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしております。(運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0円となります。)

従いまして、契約者配当金は毎月変動いたしますが、平成24年6月及び平成25年6月に満期を迎えられたご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

平成24年6月及び平成25年6月に満期を迎えたご契約に対してお支払いした契約者配当金の例

【積立傷害総合保険の場合】 [満期返れい金100万円の場合]

満期月	保険期間	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
平成24年6月	3年	600円	600円	500円	500円	500円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円
平成25年6月	3年	600円	400円	300円	300円	300円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円

(11) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目＼年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	34.3	46.6	80.8	116.0	46.2	162.3	50.3	46.8	97.1
海上	35.4	31.4	66.8	45.1	30.2	75.3	36.2	41.6	77.8
傷害	48.8	39.9	88.7	45.9	40.0	85.9	43.8	38.2	82.0
自動車	70.2	31.2	101.4	70.9	31.1	102.0	67.4	31.2	98.7
自動車損害賠償責任	104.8	27.7	132.5	100.1	23.3	123.4	94.3	22.0	116.3
その他	67.7	39.8	107.5	63.7	38.5	102.1	47.2	42.0	89.2
(うち賠償責任)	(66.0)	(40.3)	(106.3)	(61.1)	(37.7)	(98.8)	(58.1)	(40.0)	(98.1)
合計	64.8	35.0	99.7	79.6	34.4	114.0	63.3	34.6	97.9

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(12) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目＼年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	37.7	45.3	83.1	52.6	50.2	102.8	62.4	57.1	119.6
海上	53.3	30.0	83.3	26.8	27.0	53.9	34.0	36.6	70.5
傷害	47.1	40.4	87.5	45.4	39.5	84.9	40.0	36.2	76.2
(医療)	(30.9)	－	－	(22.6)	－	－	(29.0)	－	－
(その他)	(52.7)	－	－	(53.9)	－	－	(45.4)	－	－
自動車	71.5	30.8	102.4	70.4	30.8	101.2	65.9	31.0	96.9
その他	58.9	34.4	93.3	60.6	35.6	96.2	57.9	41.3	99.2
(うち賠償責任)	(61.9)	(37.5)	(99.4)	(58.2)	(37.2)	(95.4)	(61.3)	(37.7)	(99.0)
合計	60.4	35.3	95.7	62.5	36.1	98.6	61.3	37.2	98.5

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

（13）国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分＼年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
国内契約	99.4%	99.5%	99.9%
海外契約	0.6%	0.5%	0.1%

（注）上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について、国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

（14）出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位５社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位５社の出再先に集中している割合
平成 23 年度	76 (0)	86.0% (0)
平成 24 年度	73 (0)	85.6% (0)

（注）1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を１,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。
2. （ ）内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

（15）出再保険料の格付けごとの割合

格付区分	A以上	BBB 以上	その他 (格付けなし・不明・BB以下)	合計
平成 23 年度	95.9% (0%)	0.0% (0%)	4.1% (0%)	100% (0%)
平成 24 年度	95.0% (0%)	0.0% (0%)	5.0% (0%)	100% (0%)

（注）1. 特約再保険を１,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
＜格付区分の方法＞
各年度末時点の S&P 社の格付けを使用しています。S&P 社の格付けを持たない機関については AM Best 社の格付けを使用しております。この場合、A －以上は「A 以上」、B ＋以上は「BBB 以上」、B 以下は「その他（格付けなし・不明・BB 以下）」に区分しています。また、S&P 社での格付けが A 格に満たない機関については AM Best 社の格付けを採用することがあります。
2. （ ）内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

3. 資産運用等の状況

(1) 資産運用方針

当社は、保険金・満期返れい金の支払いに備えるため、流動性・安全性に留意しつつ、収益性にも配慮した効率的な資産運用を行っています。平成 24 年度は負債特性に合わせた公社債中心の運用を行ってきました。今後も公社債中心のポートフォリオを維持し、健全な運用基盤を確立することを目指します。

また、資産運用の商品及び手法が多様化・複雑化するなかで、信用リスクや市場リスク等を含めたリスク管理が一層重要になっています。当社は、審査機能やリスクの計量化、ALM（資産・負債の総合管理）体制をより充実させ、リスク管理部門が適切にモニタリング、レポーティングを行うことで、リスクをコントロールしながら安定的に収益を獲得できる体制を構築します。

(2) 資産運用の概況

（単位：百万円）

区分＼年度	平成 20 年度末		平成 21 年度末		平成 22 年度末		平成 23 年度末		平成 24 年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
預貯金	79,766	8.7	51,366	5.5	27,231	2.9	18,942	2.2	23,384	2.6
コールローン	−	−	10,000	1.1	40,000	4.3	−	−	8,701	1.0
債券貸借取引支払保証金	−	−	−	−	−	−	−	−	11,284	1.3
買入金銭債権	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
金銭の信託	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
有価証券	556,936	61.0	628,602	67.4	613,158	66.1	667,865	77.8	681,419	77.4
貸付金	58,187	6.4	51,813	5.6	41,947	4.5	28,337	3.3	23,996	2.7
土地・建物	46,993	5.1	39,494	4.2	36,505	3.9	35,633	4.2	34,337	3.9
運用資産計	741,884	81.3	781,277	83.7	758,844	81.8	750,779	87.5	783,124	88.9
総資産	912,744	100.0	933,155	100.0	918,361	100.0	858,001	100.0	880,805	100.0

当期末の運用資産は 7,831 億円となり、前期に比べて 323 億円の増加となりました。運用につきましては、負債特性に合わせた公社債中心の運用を行う一方、リスクの分散・期待収益率の向上を目的とした為替ヘッジ付外貨建債券への取り組みなどにより、安定的な収益体制の構築に努めました。

当期の有価証券売却損益は、前期に比べ 15 億円減少しました。昨年度は、世界的なリスクオフによる金利の低下局面において、為替ヘッジ付外貨建債券の売却を行った一方、当期においては、超低金利の環境下において、利息及び配当金等のインカム収益を中長期的に確実に稼得することを重視したためです。

利息及び配当金収入については、金利水準の低下や信用スプレッドの縮小の影響により、前期に比べ 19 億円減少の 97 億円となりました。

また、運用資産利回り（インカム利回り）は 1.33%となり、前期に比べて 0.23 ポイント低下しました。この結果、資産運用粗利益は 76 億円となり、前期に比べ 29 億円減少しました。

(3) 利息配当金収入の額及び運用資産利回り（インカム利回り）

（単位：百万円）

区分＼年度	平成 20 年度末		平成 21 年度末		平成 22 年度末		平成 23 年度末		平成 24 年度末	
		利回り		利回り		利回り		利回り		利回り
		%		%		%		%		%
預貯金	7	0.02	2	0.00	1	0.00	1	0.01	0	0.00
コールローン	227	0.51	21	0.10	19	0.09	5	0.06	1	0.03
買現先勘定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－	0	0.11	5	0.11
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
有価証券	18,606	2.85	12,842	2.19	11,273	1.84	9,112	1.44	7,578	1.18
貸付金	1,482	2.48	1,323	2.42	1,114	2.33	930	2.53	678	2.69
土地・建物	1,686	3.39	1,445	3.37	1,458	3.76	1,441	4.01	1,423	4.06
小計	22,010	2.61	15,635	2.09	13,867	1.87	11,491	1.56	9,687	1.33
その他	255		418		433		237		63	
合計	22,265		16,053		14,301		11,728		9,750	

運用資産利回り（インカム利回り）

資産運用に係る成果を、インカム収入（利息及び配当金収入）の観点から示す指標であります。

分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回りであります。

計算式は以下のとおりであります。

・分子＝利息及び配当金収入

金銭の信託運用益（損）中の利息及び配当金収入に相当する額を含めております。

・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高

コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。

（4）海外投融資残高及び構成比・利回り

（単位：百万円）

区分＼年度		平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
			%		%		%		%		%
外貨建	外国公社債	67,692	38.9	8,640	7.1	367	0.2	0	－	61,849	51.7
	外国株式	9,196	5.3	9,213	7.6	9,210	6.2	9,204	21.2	45	0.1
	その他	2,879	1.7	3,813	3.2	362	0.2	310	0.7	290	0.2
	小計	79,767	45.9	21,667	17.9	9,939	6.7	9,515	21.9	62,185	52.0
円貨建	非居住者貸付	2,800	1.6	2,300	1.9	1,800	1.2	800	1.8	800	0.7
	外国公社債	41,896	24.1	38,935	32.2	121,999	82.5	26,397	60.8	52,643	43.9
	外国株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	49,362	28.4	58,140	48.0	14,111	9.5	6,673	15.4	4,060	3.4
	小計	94,058	54.1	99,377	82.1	137,911	93.3	33,871	78.1	57,503	48.0
合計		173,826	100.0	121,044	100.0	147,851	100.0	43,387	100.0	119,689	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り（インカム利回り）	2.62%		2.41%		1.24%		2.31%		0.81%	
	資産運用利回り（実現利回り）	△1.33%		△3.00%		3.83%		9.73%		0.35%	
	（参考）時価総合利回り	△9.26%		11.76%		3.62%		10.17%		4.56%	

（注）1. 金銭の信託として運用しているものを含めて表示しております。

2. 運用資産利回り（インカム利回り）

資産運用に係る成果を、インカム収入（利息及び配当金収入）の観点から示す指標であります。
分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回りであります。
計算式は以下のとおりであります。

・分子＝利息及び配当金収入
　金銭の信託運用益（損）中の利息及び配当金収入に相当する額を含めております。
・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高
　コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。

3. 資産運用利回り（実現利回り）

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標であります。
分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りであります。
計算式は以下のとおりであります。

・分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高
　コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。

4. （参考）時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標であります。
分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りであります。
計算式は以下のとおりであります。

・分子＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）＋（当期末評価差額＊－前期末評価差額＊）＋繰延ヘッジ損益増減
・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額＊＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益
　コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。

＊評価差額は税効果控除前の数値を使用しております。

4. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

5. 保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：百万円)

区分＼年度	平成 23 年度	平成 24 年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	193,669	205,848
資本金又は基金等	84,023	73,033
価格変動準備金	913	1,125
危険準備金	71	72
異常危険準備金	94,711	99,067
一般貸倒引当金	3,529	2,857
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	18,578	38,293
土地の含み損益	△ 12,991	△ 13,564
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	7,500	7,500
払戻超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	3,000	3,000
その他	331	462
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	72,332	73,167
一般保険リスク (R_1)	23,475	23,344
第三分野保険の保険リスク (R_2)	1	1
予定利率リスク (R_3)	4,374	4,193
資産運用リスク (R_4)	25,497	26,093
経営管理リスク (R_5)	2,554	2,579
巨大災害リスク (R_6)	31,784	32,347
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}] × 100	535.4%	562.6%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条（単体ソルベンシー・マージン）及び第 87 条（単体リスク）並びに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出された比率であります。

【単体ソルベンシー・マージン比率の説明文】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

　単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末（平成24年３月31日）から算出にかかる法令等が改正されております。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（＊１）、予定利率上の危険（＊２）、資産運用上の危険（＊３）、経営管理上の危険（＊４）、巨大災害に係る危険（＊５）の総額

＊１	保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）	：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
＊２	予定利率上の危険（予定利率リスク）	：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
＊３	資産運用上の危険（資産運用リスク）	：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
＊４	経営管理上の危険（経営管理リスク）	：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記＊１～＊３及び＊５以外のもの
＊５	巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）	：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み損益等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200％以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目＼年度	平成23年度(平成24年3月31日現在) 金額	平成24年度(平成25年3月31日現在) 金額	科目＼年度	平成23年度(平成24年3月31日現在) 金額	平成24年度(平成25年3月31日現在) 金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	**18,981**	**23,433**	**保険契約準備金**	**730,127**	**729,039**
現金	38	49	支払備金	101,509	100,795
預貯金	18,942	23,384	責任準備金	628,617	628,243
コールローン	**－**	**8,701**	**その他負債**	**34,867**	**52,750**
債券貸借取引支払保証金	**－**	**11,284**	共同保険借	160	127
有価証券	**667,865**	**681,419**	再保険借	7,038	7,231
国債	404,956	315,866	外国再保険借	536	538
社債	144,930	149,394	債券貸借取引受入担保金	－	7,688
株式	46,663	50,514	借入金	7,500	7,500
外国証券	42,581	118,881	未払法人税等	860	889
その他の証券	28,733	46,763	預り金	738	754
貸付金	**28,337**	**23,996**	前受収益	118	123
保険約款貸付	4,962	4,429	未払金	11,804	20,286
一般貸付	23,375	19,566	仮受金	4,568	3,885
有形固定資産	**38,055**	**36,331**	金融派生商品	315	2,851
土地	19,567	19,413	リース債務	821	409
建物(純額)	16,066	14,924	資産除去債務	403	463
リース資産(純額)	757	365	**退職給付引当金**	**197**	**674**
その他の有形固定資産(純額)	1,664	1,628	**役員退職慰労引当金**	**123**	**105**
無形固定資産	**1,016**	**1,067**	**賞与引当金**	**156**	**1,215**
ソフトウェア	507	730	**特別法上の準備金**	**913**	**1,125**
その他の無形固定資産	509	336	価格変動準備金	913	1,125
その他資産	**57,756**	**58,099**	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,046**	**2,012**
未収保険料	11,213	12,557	**負債の部合計**	**768,433**	**786,922**
代理店貸	1,773	1,823	(純資産の部)		
共同保険貸	284	209	**資本金**	**55,981**	**55,981**
再保険貸	12,940	9,823	**資本剰余金**	**45,679**	**45,679**
外国再保険貸	1,567	957	資本準備金	45,679	45,679
未収金	1,515	3,712	**利益剰余金**	**△17,637**	**△28,627**
未収収益	1,355	1,600	利益準備金	10,301	10,301
預託金	3,574	2,763	その他利益剰余金	△27,939	△38,929
地震保険預託金	4,195	4,718	(特別準備金)	(17,650)	(17,650)
仮払金	8,003	8,316	(配当引当準備金)	(4,400)	(4,400)
金融派生商品	353	555	(特別危険準備金)	(22,350)	(22,350)
前払年金費用	10,779	11,060	(圧縮積立金)	(240)	(147)
その他の資産	199	－	(繰越利益剰余金)	(△72,580)	(△83,477)
繰延税金資産	**50,648**	**40,325**	**株主資本合計**	**84,023**	**73,033**
貸倒引当金	**△4,570**	**△3,770**	**その他有価証券評価差額金**	**14,833**	**30,214**
投資損失引当金	**△90**	**△83**	**土地再評価差額金**	**△9,288**	**△9,365**
			評価・換算差額等合計	**5,544**	**20,849**
			純資産の部合計	89,568	93,882
資産の部合計	858,001	880,805	**負債及び純資産の部合計**	858,001	880,805

[平成24年度の貸借対照表の注記事項]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
   (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
   (2) 子法人等株式及び関連法人等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
   (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
   なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
   (4) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
   (1) 再評価の実施年月日　　平成14年3月31日
   (2) 同法律第３条第３項に定める再評価の方法
   土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第５号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。
   (3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△6,264百万円であります。また、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△2,396百万円であります。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法により行っております。
   ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法により行っております。
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
   なお、残存価額については、零としております。
   （会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）
   当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
   これに伴う当事業年度の経常損益及び税引前当期純損益に与える影響は軽微であります。
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。
   なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
7. 貸倒引当金は資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
   今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。
   また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等に

よる回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は196百万円であります。

8．投資損失引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。

9．退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

10．役員退職慰労引当金は、取締役等の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

11．賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

12．価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

13．所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

14．外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引について時価ヘッジを適用しております。

また、株式に係る価格変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引について時価ヘッジを適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

15．消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、５年間で均等償却を行っております。

16．有価証券のうち消費貸借契約により貸し付けているものの金額は7,067百万円であります。

17．現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分する権利を有するもので、当事業年度末に処分せずに自己保有している有価証券は、11,225百万円であります。

18．(1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものはありません。延滞債権額は1,014百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、３ヵ月以上延滞債権に該当するものはありません。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,249百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は4,264百万円であります。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は57,785百万円、圧縮記帳額は5,276百万円であります。
20. その他の無形固定資産のうち主なものは電話加入権250百万円及びソフトウェア仮勘定72百万円であります。
21. 関係会社に対する金銭債権総額は582百万円、金銭債務総額は485百万円であります。
22. 繰延税金資産の総額は75,739百万円、繰延税金負債の総額は12,939百万円であります。
また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は22,474百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金39,479百万円、繰越欠損金18,946百万円、有価証券評価損6,041百万円及び支払備金5,321百万円等であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金12,333百万円及び退職給付信託の設定差額493百万円等であります。
23. 親会社の株式の総額は45百万円であります。
24. 関係会社の株式の総額は13,380百万円であります。
25. 担保に供している資産は有価証券16,268百万円であります。
26. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	92,783百万円
同上にかかる出再支払備金	2,102百万円
差引（イ）	90,681百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	10,113百万円
計（イ＋ロ）	100,795百万円

27. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	257,724百万円
同上にかかる出再責任準備金	3,950百万円
差引（イ）	253,773百万円
その他の責任準備金（ロ）	374,470百万円
計（イ＋ロ）	628,243百万円

28. Ａ種種類株式に係る１株当たりの純資産額は775円88銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。Ａ種種類株式の当事業年度末株式数は121,000千株であります。
29. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
30. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
（1）退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△15,244百万円
年金資産	11,538百万円
退職給付信託	9,990百万円
未積立退職給付債務	6,285百万円
未認識数理計算上の差異	4,139百万円
未認識過去勤務債務	△38百万円
貸借対照表計上額の純額	10,385百万円
前払年金費用	11,060百万円
退職給付引当金	△674百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準
割引率	1.0%
期待運用収益率	
確定給付企業年金制度に関するもの	1.7%
退職給付信託に関するもの	0.0%
過去勤務債務の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

期首時点の計算において適用した割引率は2.0%でありましたが、期末時点において再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に影響を及ぼすと判断し、割引率を1.0%に変更しております。

31. 上記における子法人等及び関連法人等の定義は、保険業法施行令第13条の５の２に基づいております。
32. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目＼年度	平成23年度 (平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月 1日から 平成25年3月31日まで)
	金額	金額
経常収益	**349,739**	**307,371**
保険引受収益	**335,100**	**295,298**
正味収入保険料	264,870	272,537
収入積立保険料	15,888	13,877
積立保険料等運用益	8,147	7,639
支払備金戻入額	2,828	714
責任準備金戻入額	43,346	373
為替差益	－	97
その他保険引受収益	19	58
資産運用収益	**12,444**	**9,171**
利息及び配当金収入	11,728	9,750
有価証券売却益	8,854	7,052
有価証券償還益	3	－
その他運用収益	5	7
積立保険料等運用益振替	△ 8,147	△ 7,639
その他経常収益	**2,194**	**2,902**
経常費用	**346,354**	**312,023**
保険引受費用	**298,950**	**265,636**
正味支払保険金	199,109	158,618
損害調査費	11,726	14,027
諸手数料及び集金費	49,147	52,477
満期返戻金	38,700	40,349
契約者配当金	7	3
為替差損	88	－
その他保険引受費用	168	159
資産運用費用	**1,805**	**1,507**
有価証券売却損	531	247
有価証券評価損	140	505
金融派生商品費用	542	537
為替差損	52	23
その他運用費用	538	194
営業費及び一般管理費	**43,476**	**43,365**
その他経常費用	**2,122**	**1,514**
支払利息	191	190
貸倒損失	3	－
その他の経常費用	1,927	1,324
経常利益又は経常損失（△）	**3,384**	**△ 4,651**
特別利益	**0**	**1,276**
固定資産処分益	0	2
抱合せ株式消滅差益	－	1,059
子会社株式売却益	－	215
特別損失	**267**	**3,558**
固定資産処分損	34	64
減損損失	1	318
特別法上の準備金繰入額	231	211
(価格変動準備金繰入額)	(231)	(211)
早期退職関連費用	－	2,457
子会社株式売却損	－	507
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	**3,117**	**△ 6,933**
法人税及び住民税	**184**	**172**
法人税等調整額	**18,675**	**3,962**
法人税等合計	**18,859**	**4,134**
当期純損失（△）	**△ 15,741**	**△ 11,067**

[平成24年度の損益計算書の注記事項]

1. 関係会社との取引による収益総額は2,940百万円、費用総額は7,005百万円であります。
2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	317,562百万円
支払再保険料	45,025百万円
差引	272,537百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	196,108百万円
回収再保険金	37,489百万円
差引	158,618百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	56,407百万円
出再保険手数料	3,929百万円
差引	52,477百万円

(4) 支払備金戻入額（△は繰入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金戻入額（出再支払備金控除前、(ロ）に掲げる保険を除く）	3,186百万円
同上にかかる出再支払備金戻入額	2,790百万円
差引（イ）	395百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金戻入額（ロ）	318百万円
計（イ＋ロ）	714百万円

(5) 責任準備金戻入額（△は繰入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金戻入額（△は繰入額）（出再責任準備金控除前）	△18,702百万円
同上にかかる出再責任準備金戻入額	466百万円
差引（イ）	△19,169百万円
その他の責任準備金戻入額（ロ）	19,543百万円
計（イ＋ロ）	373百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
コールローン利息	1百万円
有価証券利息・配当金	7,578百万円
貸付金利息	678百万円
不動産賃貸料	1,423百万円
その他利息・配当金	68百万円
計	9,750百万円

3. 金銭の信託に係る評価損益は発生しておりません。また、金融派生商品費用中の評価損益は2,296百万円の損であります。
4. Ａ種種類株式1株当たりの当期純損失金額は△91円46銭であります。算定上の基礎である当期純損失は△11,067百万円であり、その全額がＡ種種類株主に係るものであります。Ａ種種類株式の期中平均株式数は、121,000千株であります。

5．損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は1,213百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

また、その他は確定拠出年金への掛金支払額であります。

勤務費用	1,026百万円
利息費用	250百万円
期待運用収益	△185百万円
数理計算上の差異の費用処理額	74百万円
過去勤務債務の費用処理額	△230百万円
小計	935百万円
その他	277百万円
計	1,213百万円

6．当期における法定実効税率は33.23%、税効果適用後の法人税等の負担率は△59.61%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額の増加による115.91%及び法人税率変更の影響19.66%等であります。

7．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 貸借対照表（主要項目）の推移

（単位：百万円）

科目＼年度		平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
資産の部	現金及び預貯金	79,862	51,400	27,257	18,981	23,433
	コールローン	－	10,000	40,000	－	8,701
	債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	11,284
	有価証券	556,936	628,602	613,158	667,865	681,419
	貸付金	58,187	51,813	41,947	28,337	23,996
	有形固定資産	50,491	42,705	39,349	38,055	36,331
	無形固定資産	269	267	657	1,016	1,067
	その他資産	87,347	85,043	90,939	57,756	58,099
	繰延税金資産	81,474	68,229	69,897	50,648	40,325
	貸倒引当金	△ 1,773	△ 4,847	△ 4,753	△ 4,570	△ 3,770
	投資損失引当金	△ 51	△ 60	△ 92	△ 90	△ 83
	合　計	912,744	933,155	918,361	858,001	880,805
負債及び純資産の部	保険契約準備金	826,698	787,104	776,302	730,127	729,039
	その他負債	35,915	33,815	36,279	34,867	52,750
	退職給付引当金	228	232	204	197	674
	役員退職慰労引当金	133	90	116	123	105
	賞与引当金	204	173	1,582	156	1,215
	特別法上の準備金	448	378	682	913	1,125
	再評価に係る繰延税金負債	3,976	2,408	2,408	2,046	2,012
	負債の部合計	867,604	824,203	817,576	768,433	786,922
	資本金	49,231	55,981	55,981	55,981	55,981
	資本剰余金	38,929	45,679	45,679	45,679	45,679
	利益剰余金	△ 15,023	△ 7,198	△ 1,733	△ 17,637	△ 28,627
	自己株式	△ 412	△ 204	△ 184	－	－
	株主資本合計	72,725	94,257	99,743	84,023	73,033
	その他有価証券評価差額金	△ 18,992	26,018	10,551	14,833	30,214
	土地再評価差額金	△ 9,132	△ 11,908	△ 9,649	△ 9,288	△ 9,365
	評価・換算差額等合計	△ 28,124	14,109	901	5,544	20,849
	新株予約権	539	584	139	－	－
	純資産の部合計	45,140	108,951	100,784	89,568	93,882
	合　計	912,744	933,155	918,361	858,001	880,805

(4) 損益計算書（主要項目）の推移

（単位：百万円）

科目＼年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益	**360,796**	**361,533**	**340,957**	**349,739**	**307,371**
保険引受収益	**339,952**	**340,948**	**306,492**	**335,100**	**295,298**
正味収入保険料	284,835	270,837	265,451	264,870	272,537
収入積立保険料	21,523	18,382	16,810	15,888	13,877
積立保険料等運用益	9,728	9,114	8,867	8,147	7,639
支払備金戻入額	－	－	－	2,828	714
責任準備金戻入額	23,843	42,598	15,317	43,346	373
その他保険引受収益	21	14	44	19	156
資産運用収益	**19,643**	**19,447**	**31,814**	**12,444**	**9,171**
利息及び配当金収入	22,265	16,053	14,301	11,728	9,750
有価証券売却益	7,056	10,385	25,559	8,854	7,052
その他運用収益	49	2,123	820	8	7
積立保険料等運用益振替	△ 9,728	△ 9,114	△ 8,867	△ 8,147	△ 7,639
その他経常収益	**1,201**	**1,137**	**2,650**	**2,194**	**2,902**
経常費用	**452,447**	**352,470**	**326,123**	**346,354**	**312,023**
保険引受費用	**284,503**	**277,297**	**271,751**	**298,950**	**265,636**
正味支払保険金	162,760	160,937	159,439	199,109	158,618
損害調査費	15,849	13,993	12,472	11,726	14,027
諸手数料及び集金費	52,286	49,053	48,448	49,147	52,477
満期返戻金	52,311	50,053	46,506	38,700	40,349
契約者配当金	23	12	7	7	3
支払備金繰入額	1,001	3,004	4,516	－	－
その他保険引受費用	270	242	360	257	159
資産運用費用	**107,992**	**21,112**	**5,704**	**1,805**	**1,507**
有価証券売却損	8,339	9,340	1,454	531	247
有価証券評価損	90,348	913	733	140	505
金融派生商品費用	9,125	5,787	755	542	537
その他運用費用	179	5,070	2,761	590	217
営業費及び一般管理費	**57,608**	**50,079**	**45,885**	**43,476**	**43,365**
その他経常費用	**2,342**	**3,980**	**2,781**	**2,122**	**1,514**
経常利益又は経常損失（△）	**△ 91,650**	**9,062**	**14,833**	**3,384**	**△ 4,651**
特別利益	**3,184**	**430**	**28**	**0**	**1,276**
固定資産処分益	792	360	28	0	2
特別法上の準備金戻入額	2,392	69	－	－	－
抱合せ株式消滅差益	－	－	－	－	1,059
子会社株式売却益	－	－	－	－	215
特別損失	**407**	**400**	**2,943**	**267**	**3,558**
固定資産処分損	270	124	983	34	64
減損損失	136	276	0	1	318
特別法上の準備金繰入額	－	－	303	231	211
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	－	－	238	－	－
災害による損失	－	－	748	－	－
退職給付制度改定損	－	－	668	－	－
早期退職関連費用	－	－	－	－	2,457
子会社株式売却損	－	－	－	－	507
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	**△ 88,872**	**9,092**	**11,918**	**3,117**	**△ 6,933**
法人税及び住民税	**332**	**1,816**	**248**	**184**	**172**
法人税等調整額	**△ 30,227**	**2,185**	**3,934**	**18,675**	**3,962**
法人税等合計	**△ 29,894**	**4,001**	**4,182**	**18,859**	**4,134**
当期純利益又は当期純損失（△）	**△ 58,977**	**5,090**	**7,735**	**△ 15,741**	**△ 11,067**

(5) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目＼年度	平成23年度 (平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月 1日から 平成25年3月31日まで)
	金額	金額
株主資本		
資本金		
当期首残高	55,981	55,981
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	55,981	55,981
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	45,679	45,679
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	45,679	45,679
その他資本剰余金		
当期首残高	－	－
当期変動額		
自己株式の処分	1	－
自己株式の消却	△1	－
当期変動額合計	－	－
当期末残高	－	－
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	10,301	10,301
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	10,301	10,301
その他利益剰余金		
特別準備金		
当期首残高	17,650	17,650
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	17,650	17,650
配当引当準備金		
当期首残高	4,400	4,400
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	4,400	4,400
特別危険準備金		
当期首残高	22,350	22,350
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	22,350	22,350
圧縮積立金		
当期首残高	229	240
当期変動額		
圧縮積立金の繰入	18	－
圧縮積立金の取崩	△6	△93
当期変動額合計	11	△93
当期末残高	240	147
繰越利益剰余金		
当期首残高	△56,665	△72,580
当期変動額		
圧縮積立金の繰入	△18	－
圧縮積立金の取崩	6	93
当期純損失（△）	△15,741	△11,067
自己株式の消却	△162	－
土地再評価差額金の取崩	0	76
当期変動額合計	△15,914	△10,897
当期末残高	△72,580	△83,477

（単位：百万円）

科目＼年度	平成23年度（平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで）	平成24年度（平成24年4月 1日から 平成25年3月31日まで）
	金額	金額
自己株式		
当期首残高	△184	－
当期変動額		
自己株式の取得	△3	－
自己株式の処分	23	－
自己株式の消却	164	－
当期変動額合計	184	－
当期末残高	－	－
株主資本合計		
当期首残高	99,743	84,023
当期変動額		
当期純損失（△）	△15,741	△11,067
自己株式の取得	△3	－
自己株式の処分	25	－
土地再評価差額金の取崩	0	76
当期変動額合計	△15,719	△10,990
当期末残高	84,023	73,033
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	10,551	14,833
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,281	15,381
当期変動額合計	4,281	15,381
当期末残高	14,833	30,214
土地再評価差額金		
当期首残高	△9,649	△9,288
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	360	△76
当期変動額合計	360	△76
当期末残高	△9,288	△9,365
新株予約権		
当期首残高	139	－
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△139	－
当期変動額合計	△139	－
当期末残高	－	－
純資産合計		
当期首残高	100,784	89,568
当期変動額		
当期純損失（△）	△15,741	△11,067
自己株式の取得	△3	－
自己株式の処分	25	－
土地再評価差額金の取崩	0	76
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,502	15,304
当期変動額合計	△11,216	4,314
当期末残高	89,568	93,882

(6) 1株当たり純資産額

区分＼年度	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
1株当たり純資産額	82円32銭	154円92銭	143円87銭	740円23銭	775円88銭

2. 資産・負債の明細

(1) 商品有価証券（平均残高及び売買高）

該当事項はありません。

(2) 保有有価証券の種類別の残高

（単位：百万円）

区分＼年度	平成 20 年度末		平成 21 年度末		平成 22 年度末		平成 23 年度末		平成 24 年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
国債	54,337	9.8	167,853	26.7	234,998	38.3	404,956	60.6	315,866	46.4
地方債	56	0.0	10	0.0	2	0.0	−	−	−	−
社債	171,763	30.8	183,471	29.2	158,952	25.9	144,930	21.7	149,394	21.9
株式	67,427	12.1	58,592	9.3	39,779	6.5	46,663	7.0	50,514	7.4
外国証券	171,025	30.7	118,744	18.9	146,045	23.8	42,581	6.4	118,881	17.4
その他の証券	92,326	16.6	99,929	15.9	33,380	5.4	28,733	4.3	46,763	6.9
合計	556,936	100.0	628,602	100.0	613,158	100.0	667,865	100.0	681,419	100.0

(3) 保有有価証券利回り

（単位：%）

区分＼年度		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
運用資産利回り（インカム利回り）	公社債	1.27	1.18	1.12	0.96	0.87
	株式	2.21	1.98	1.77	1.85	1.94
	外国証券	2.62	2.39	1.24	2.34	0.81
	その他の証券	5.78	4.83	7.91	6.13	6.46
	合計	2.85	2.19	1.84	1.44	1.18
資産運用利回り（実現利回り）	公社債	0.23	1.37	2.03	1.08	1.52
	株式	△ 9.34	16.19	5.55	2.02	5.01
	外国証券	△ 3.83	△ 3.10	4.07	9.88	0.80
	その他の証券	△ 39.39	4.64	33.13	7.15	13.32
	合計	△ 11.17	1.87	5.66	2.73	2.15
（参考）時価総合利回り	公社債	△ 1.14	4.07	1.73	1.94	1.48
	株式	△ 18.27	14.98	△ 5.73	6.65	16.43
	外国証券	△ 11.91	11.88	3.74	10.33	2.47
	その他の証券	△ 34.51	30.80	7.20	0.24	60.83
	合計	△ 13.63	11.50	2.10	3.41	5.38

（注）各利回りの計算方法は P56 (4) 海外投融資残高及び構成比・利回りを参照してください。

(4) 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	平成22年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
国債	16,276	21,348	36,852	24,654	46,421	89,444	234,998
地方債	2	−	−	−	−	−	2
社債	21,933	49,776	38,448	30,313	16,591	1,889	158,952
株式	−	−	−	−	−	39,779	39,779
外国証券	4,722	16,843	5,981	46,423	51,895	20,179	146,045
公社債	4,722	16,486	2,838	46,423	51,895	−	122,367
株式等	−	357	3,142	−	−	20,179	23,678
その他の証券	405	159	550	492	−	31,772	33,380
合計	43,341	88,127	81,832	101,883	114,908	183,064	613,158

(単位：百万円)

区分	平成23年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
国債	77,921	147,939	40,621	17,036	37,063	84,372	404,956
地方債	−	−	−	−	−	−	−
社債	25,744	56,097	24,241	25,475	10,797	1,575	144,930
株式	−	−	−	−	−	46,663	46,663
外国証券	14,290	8,080	4,455	−	4,112	12,641	42,581
公社債	13,985	8,080	1,218	−	4,112	−	26,397
株式等	305	−	3,236	−	−	12,641	16,184
その他の証券	297	401	145	331	−	27,556	28,733
合計	118,255	212,519	69,464	42,842	51,973	172,810	667,865

(単位：百万円)

区分	平成24年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
国債	123,406	46,260	22,950	13,174	41,447	68,627	315,866
地方債	−	−	−	−	−	−	−
社債	24,474	51,716	53,402	17,306	−	2,494	149,394
株式	−	−	−	−	−	50,514	50,514
外国証券	8,815	26,191	33,063	31,142	5,694	13,974	118,881
公社債	8,815	23,068	33,063	31,142	5,694	12,708	114,492
株式等	−	3,123	−	−	−	1,265	4,388
その他の証券	72	480	414	−	−	45,795	46,763
合計	156,768	124,649	109,831	61,623	47,141	181,405	681,419

(5) 業種別保有株式の額

(単位：株数は千株、金額は百万円、構成比は％)

		平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
金融保険業	株数	38,610 千株	37,723 千株	14,591 千株	14,286 千株	14,286 千株
	金額	23,248	23,195	13,459	16,242	16,842
	構成比	34.5%	39.6%	33.8%	34.8%	33.3%
建設業	株数	14,762	7,788	9,452	9,452	8,329
	金額	5,982	3,625	5,271	5,583	8,876
	構成比	8.9	6.2	13.3	12.0	17.6
陸運業	株数	17,959	14,241	12,840	12,858	12,858
	金額	6,922	4,143	3,474	3,984	5,163
	構成比	10.3	7.1	8.7	8.5	10.2
化学	株数	5,737	7,845	5,033	5,033	3,550
	金額	3,092	5,646	3,693	3,862	4,112
	構成比	4.7	9.6	9.3	8.3	8.1
輸送用機器	株数	5,005	2,985	1,950	1,850	1,100
	金額	3,903	3,230	2,807	3,206	2,903
	構成比	5.8	5.5	7.1	6.9	5.7
電気機器	株数	9,947	8,498	3,149	7,009	7,009
	金額	4,517	7,262	2,538	4,756	2,805
	構成比	6.7	12.4	6.4	10.2	5.6
商業	株数	13,356	7,554	5,975	5,832	5,652
	金額	5,814	3,446	2,524	2,781	2,740
	構成比	8.6	5.9	6.3	6.0	5.4
機械	株数	6,274	1,926	1,926	1,926	1,926
	金額	3,250	1,286	1,186	1,245	1,797
	構成比	4.8	2.2	3.0	2.7	3.6
サービス業	株数	2,403	1,658	1,635	1,612	1,475
	金額	2,192	1,569	1,658	1,653	1,547
	構成比	3.3	2.7	4.2	3.5	3.1
不動産	株数	6,714	3,460	1,741	1,741	1,741
	金額	1,815	1,343	640	767	1,235
	構成比	2.7	2.3	1.6	1.6	2.4
その他	株数	14,460	10,421	6,908	6,794	5,730
	金額	6,689	3,842	2,525	2,579	2,489
	構成比	9.7	6.5	6.3	5.5	5.0
計	株数	135,231	104,105	65,205	68,397	63,661
	金額	67,427	58,592	39,779	46,663	50,514
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。
2. 化学は医薬品を、陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業及び小売業は商業として、銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しております。

(6) 貸付金の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	平成22年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
固定金利	6,283	1,592	−	−	−	−	7,876
変動金利	5,018	4,390	5,468	8,722	7,961	−	31,561
貸付金合計	11,302	5,982	5,468	8,722	7,961	−	39,437

(単位：百万円)

区分	平成23年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
固定金利	5,595	146	5	2	−	−	5,750
変動金利	4,933	5,910	330	7,921	1,813	−	20,910
貸付金合計	10,529	6,056	335	7,924	1,813	−	26,660

(単位：百万円)

区分	平成24年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
固定金利	380	937	940	734	85	214	3,292
変動金利	3,512	3,839	1,069	5,836	1,001	4,429	19,689
貸付金合計	3,892	4,777	2,009	6,571	1,087	4,643	22,981

(注) 平成23年度から分割返済の契約は分割返済月に集計しております。(従来は最終弁済日に集計しておりました。)

(7) 貸付金の担保別内訳

(単位：百万円)

区分＼年度	平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
担保貸付	2,157	3.7	1,742	3.3	988	2.4	834	2.9	627	2.6
(有価証券担保貸付)	(37)	(0.1)	(78)	(0.1)	(100)	(0.2)	(100)	(0.3)	−	−
(不動産・動産・財団担保貸付)	(2,090)	(3.6)	(1,651)	(3.2)	(877)	(2.1)	(724)	(2.5)	(627)	(2.6)
(指名債権担保貸付)	(29)	(0.1)	(12)	(0.0)	(11)	(0.0)	(10)	(0.0)	−	−
保証貸付	6,330	10.9	3,198	6.2	2,317	5.5	877	3.0	604	2.5
信用貸付	41,494	71.3	39,267	75.8	31,836	75.9	20,680	73.2	17,390	72.5
その他	1,041	1.8	1,034	2.0	1,029	2.5	983	3.4	944	3.9
一般貸付計	51,024	87.7	45,241	87.3	36,171	86.2	23,375	82.5	19,566	81.5
約款貸付	7,162	12.3	6,572	12.7	5,776	13.8	4,962	17.5	4,429	18.5
合計	58,187	100.0	51,813	100.0	41,947	100.0	28,337	100.0	23,996	100.0
(うち劣後特約付貸付)	(11,000)	(18.9)	(12,000)	(23.2)	(13,000)	(31.0)	(8,500)	(29.9)	(6,500)	(27.1)

(8) 貸付金の使途別内訳

(単位：百万円)

区分＼年度	平成20年度末	構成比	平成21年度末	構成比	平成22年度末	構成比	平成23年度末	構成比	平成24年度末	構成比
		%		%		%		%		%
設備資金	5,689	9.7	5,114	9.9	3,705	8.8	2,236	7.9	2,891	12.1
運転資金	52,498	90.3	46,699	90.1	38,242	91.2	26,101	92.1	21,104	87.9
合計	58,187	100.0	51,813	100.0	41,947	100.0	28,337	100.0	23,996	100.0

(9) 貸付金の業種別内訳

(単位：百万円)

区分＼年度	平成20年度末	構成比	平成21年度末	構成比	平成22年度末	構成比	平成23年度末	構成比	平成24年度末	構成比
		%		%		%		%		%
農林・水産業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
鉱業・採石業・砂利採取業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
建設業	593	1.0	184	0.4	100	0.2	100	0.3	−	−
製造業	2,802	4.8	2,768	5.3	674	1.6	625	2.2	43	0.2
卸売業・小売業	4,673	8.0	3,718	7.2	3,204	7.6	2,103	7.4	2,001	8.3
金融業・保険業	21,665	37.2	19,853	38.3	18,306	43.6	12,573	44.6	10,176	42.4
不動産業・物品賃貸業	10,454	18.0	9,638	18.6	5,908	14.1	3,007	10.6	2,006	8.4
情報通信業	3,774	6.5	3,807	7.3	2,693	6.4	1,060	3.7	800	3.3
運輸業	992	1.7	722	1.4	661	1.6	598	2.1	537	2.2
電気・ガス・水道・熱供給・水道業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
サービス業等	1,325	2.3	1,103	2.1	1,078	2.6	662	2.3	1,474	6.1
その他	3,702	6.4	2,410	4.7	2,515	6.0	1,661	5.8	1,582	6.6
(うち個人住宅・消費者ローン)	(3,687)	(6.3)	(2,401)	(4.6)	(1,549)	(3.7)	(877)	(3.0)	(604)	(2.5)
小計	49,984	85.9	44,207	85.3	35,142	83.8	22,392	79.0	18,622	77.5
公共団体	1,000	1.7	1,000	1.9	1,000	2.4	963	3.3	926	3.9
公社・公団	40	0.1	34	0.1	29	0.1	20	0.1	18	0.1
約款貸付	7,162	12.3	6,572	12.7	5,776	13.8	4,962	17.6	4,429	18.5
合計	58,187	100.0	51,813	100.0	41,947	100.0	28,337	100.0	23,996	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

(10) 貸付金の企業規模別内訳

(単位：百万円)

区分＼年度	平成 20 年度末		平成 21 年度末		平成 22 年度末		平成 23 年度末		平成 24 年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
大企業	34,283	67.2	31,737	70.2	23,721	67.4	16,206	71.7	12,428	63.5
中堅企業	2,246	4.4	1,782	3.9	1,648	4.7	1,578	7.0	963	4.9
中小企業	6,910	13.5	5,940	13.1	5,432	15.4	2,123	9.4	2,827	14.5
その他	7,584	14.9	5,780	12.8	4,407	12.5	2,682	11.9	3,346	17.1
一般貸付計	51,024	100.0	45,241	100.0	35,210	100.0	22,591	100.0	19,566	100.0

(注) 1. 大企業とは資本金 10 億円以上の法人をいいます。
2. 中堅企業とは 1. の「大企業」及び 3. の「中小企業」以外の企業をいいます。
3. 中小企業とは資本金３億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金１億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金５千万円以下の企業をいいます。)
4. その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等であります。

(11) 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分＼年度	平成 23 年度末	平成 24 年度末
土地	19,567	19,413
営業用	12,701	12,290
賃貸用	6,865	7,122
建物	16,066	14,924
営業用	10,486	9,492
賃貸用	5,579	5,431
土地・建物合計	35,633	34,337
営業用	23,188	21,783
賃貸用	12,445	12,553
建設仮勘定	－	－
営業用	－	－
賃貸用	－	－
不動産計	35,633	34,337
営業用	23,188	21,783
賃貸用	12,445	12,553
リース資産	757	365
動産	1,664	1,628
合計	38,055	36,331

(12) リスク管理債権

(単位：百万円)

区分＼年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
破綻先債権額	609	110	9	−	−
延滞債権額	511	1,936	661	602	1,014
３ヵ月以上延滞債権額	−	−	−	−	−
貸付条件緩和債権額	260	4,189	3,923	3,632	3,249
合計	1,382	6,235	4,594	4,235	4,264
貸付金残高に対する比率	2.4%	12.0%	11.0%	14.9%	17.8%
(参考) 貸付金残高	58,187	51,813	41,947	28,337	23,996

(注) 各債権の意義は次のとおりであります。

①破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものであります。

②延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものであります。

③３ヵ月以上延滞債権

３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(13) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

(14) 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分＼年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	51	7	7
危険債権	619	594	1,006
要管理債権	3,923	3,632	3,249
正常債権	36,548	24,222	19,830
合計	41,142	28,457	24,094

(15) 支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

区分	年度	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
支払備金	火災	8,957	9,206	12,364	9,693	9,303
	海上	1,029	735	668	454	427
	傷害	7,607	9,658	9,041	8,975	8,521
	自動車	64,443	65,879	67,819	67,805	66,166
	自動車損害賠償責任	10,256	9,964	10,304	10,432	10,113
	その他	4,523	4,377	4,139	4,147	6,261
	合計	96,817	99,821	104,338	101,509	100,795
責任準備金	火災	285,135	282,324	288,730	264,642	277,984
	海上	2,063	2,216	2,394	2,513	2,389
	傷害	249,858	235,442	223,495	214,096	199,823
	自動車	66,715	48,764	47,146	46,041	48,053
	自動車損害賠償責任	88,736	81,221	73,203	64,328	60,534
	その他	37,371	37,312	36,994	36,995	39,458
	合計	729,881	687,282	671,964	628,617	628,243

(16) 責任準備金の残高の内訳

平成 23 年度

(単位：百万円)

種目＼区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	163,739	53,626	22	47,170	83	264,642
海上	769	1,744	−	−	−	2,513
傷害	13,843	17,813	46	182,139	252	214,096
自動車	41,419	4,598	0	23	−	46,041
自動車損害賠償責任	64,328	−	−	−	−	64,328
その他	20,307	11,453	2	5,225	5	36,995
合計	304,407	89,237	71	234,559	341	628,617

平成 24 年度

(単位：百万円)

種目＼区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	180,157	56,130	22	41,563	110	277,984
海上	618	1,771	−	−	−	2,389
傷害	13,173	18,635	48	167,614	352	199,823
自動車	43,442	4,610	0	−	−	48,053
自動車損害賠償責任	60,534	−	−	−	−	60,534
その他	22,365	11,936	2	5,146	7	39,458
合計	320,291	93,084	72	214,325	469	628,243

(17) 責任準備金積立水準

区　分		平成 23 年度末	平成 24 年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積　立　率		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第３条第５項第１号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第３条第５項第１号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝(実際に積立てている普通責任準備金＋払戻積立金) ÷ (下記 (1) ～ (3)の合計額)
(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成８年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金（保険業法施行規則第68条第２項に定める保険契約に限る）
(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年７月１日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第２項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年７月１日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年７月１日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
(3) 平成13年７月１日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(18) 引当金明細表

平成 23 年度

(単位：百万円)

区　分		平成 23 年度期首残高	平成 23 年度増加額	平成 23 年度減少額		平成 23 年度末残高	摘　要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3,598	3,529	－	※3,598	3,529	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	1,155	32	126	※21	1,040	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	
投資損失引当金		92	14	－	※16	90	※投資先の業況改善等による取崩額
役員退職慰労引当金		116	94	87	－	123	
賞与引当金		1,582	156	1,582	－	156	
価格変動準備金		682	231	－	－	913	

平成 24 年度

(単位：百万円)

区　分		平成 24 年度期首残高	平成 24 年度増加額	平成 24 年度減少額		平成 24 年度末残高	摘　要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3,529	2,857	－	※3,529	2,857	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	1,040	539	343	※324	912	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	
投資損失引当金		90	11	1	※15	83	※投資先の業況改善等による取崩額
役員退職慰労引当金		123	27	45	－	105	
賞与引当金		156	1,215	156	－	1,215	
価格変動準備金		913	211	－	－	1,125	

(19) 貸付金償却の額

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付金償却額	4	－	－

(注) 貸付金償却額は貸倒引当金の目的取崩額控除前の償却額を記載しております。

(20) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

平成 23 年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が１％上昇すると仮定しております。
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×１％ ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	2,259 百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 4,879 百万円

平成 24 年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が１％上昇すると仮定しております。
計　算　方　法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×１％ ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	2,256 百万円 （注）異常危険準備金残高の取崩額 4,711 百万円

（注）地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

（21）期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会　計　年　度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成 20 年度	83,647	50,796	41,133	△ 8,282
平成 21 年度	85,132	49,294	42,038	△ 6,199
平成 22 年度	88,423	48,993	42,971	△ 3,540
平成 23 年度	92,662	50,201	42,646	△ 184
平成 24 年度	90,601	49,146	40,735	719

（注）1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

（22）事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

（単位：百万円）

事故発生年度		平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	92,922			93,660			94,450			94,307			87,938		
	1 年後	94,382	1.02	1,460	95,840	1.02	2,179	94,734	1.00	284	94,628	1.00	321			
	2 年後	94,907	1.01	524	95,897	1.00	56	94,147	0.99	△587						
	3 年後	94,731	1.00	△176	95,439	1.00	△458									
	4 年後	94,832	1.00	101												
最終損害見積り額		94,832			95,439			94,147			94,628			87,938		
累計保険金		91,906			90,720			86,512			81,354			56,490		
支払備金		2,926			4,718			7,635			13,274			31,447		

●傷害

（単位：百万円）

事故発生年度		平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	13,590			15,817			15,811			15,394			11,613		
	1 年後	15,592	1.15	2,002	15,470	0.98	△346	14,744	0.93	△1,066	14,361	0.93	△1,033			
	2 年後	12,068	0.77	△3,524	15,251	0.99	△219	14,492	0.98	△252						
	3 年後	12,131	1.01	63	15,096	0.99	△154									
	4 年後	11,952	0.99	△179												
最終損害見積り額		11,952			15,096			14,492			14,361			11,613		
累計保険金		11,802			14,881			14,029			12,767			5,881		
支払備金		149			215			462			1,593			5,732		

●賠償責任

（単位：百万円）

事故発生年度		平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	5,768			5,783			6,004			5,481			5,741		
	1年後	6,083	1.05	314	5,818	1.01	35	5,786	0.96	△218	5,755	1.05	273			
	2年後	6,033	0.99	△50	5,786	0.99	△32	5,795	1.00	9						
	3年後	5,999	0.99	△33	5,694	0.98	△91									
	4年後	6,169	1.03	170												
最終損害見積り額		6,169			5,694			5,795			5,755			5,741		
累計保険金		5,953			5,627			5,606			5,260			3,651		
支払備金		216			67			188			495			2,090		

（注）1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
4.「累計保険金＋支払備金」の数値のうち空欄部分については該当がありません。

3. 損益の明細

事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分＼年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	32,728	31,017	32,423
物件費	22,592	21,372	22,266
税金	2,853	2,769	2,703
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	0	△0	△1
保険契約者保護機構に対する負担金	183	45	－
諸手数料及び集金費	48,448	49,147	52,477
合計	106,807	104,351	109,870

（注）金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額であります。

4. 時価情報等

（1）有価証券

①売買目的有価証券

該当事項はありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

種類		平成23年度（平成24年3月31日現在）			平成24年度（平成25年3月31日現在）		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	18,678	19,231	553	72,772	76,025	3,252
	小計	18,678	19,231	553	72,772	76,025	3,252
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	－	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－	－
合計		18,678	19,231	553	72,772	76,025	3,252

③子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

④その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

種類		平成23年度（平成24年3月31日現在）			平成24年度（平成25年3月31日現在）		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	437,291	445,873	8,581	353,732	362,103	8,370
	株式	13,807	23,161	9,353	16,951	31,622	14,671
	外国証券	17,233	17,569	335	104,291	105,649	1,358
	その他	17,212	20,821	3,609	25,354	43,794	18,439
	小計	485,545	507,426	21,880	500,329	543,170	42,840
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	85,505	85,335	△ 170	30,439	30,385	△ 53
	株式	7,597	7,195	△ 402	2,847	2,698	△ 148
	外国証券	14,945	14,779	△ 166	12,409	12,362	△ 46
	その他	7,109	6,700	△ 408	2,000	1,990	△ 9
	小計	115,158	114,011	△ 1,147	47,695	47,436	△ 258
合計		600,704	621,437	20,733	548,025	590,607	42,582

（注）

平成23年度（平成24年3月31日現在）	平成24年度（平成25年3月31日現在）
1．貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」の主なものは投資信託受益証券（取得原価 17,212百万円、貸借対照表計上額 20,821百万円、差額 3,609百万円）であります。 2．その他有価証券で時価のあるものについて2百万円減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものすべてを対象としております。	1．貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」の主なものは投資信託受益証券（取得原価 25,349百万円、貸借対照表計上額 43,785百万円、差額 18,436百万円）であります。 2．その他有価証券で時価のあるものについて489百万円減損処理を行っております。 なお、当該有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものすべてを対象としております。

⑤当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）			平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）		
	売却額	売却益の合計	売却損の合計	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公社債	107,848	719	155	168,868	3,789	247
株式	586	157	31	2,812	1,343	−
外国証券	106,193	7,404	46	4	2	−
その他	4,561	573	297	5,959	1,916	−
その他有価証券	219,190	8,854	531	177,645	7,052	247

⑥ 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

a）満期保有目的の債券

該当事項はありません。

b）子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

種　類	平成 23 年度（平成 24 年 3 月 31 日現在）	平成 24 年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）
株式	13,354	13,334
外国証券	9,168	－
合　計	22,522	13,334

c）その他有価証券

（単位：百万円）

種　類	平成 23 年度（平成 24 年 3 月 31 日現在）	平成 24 年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）
公社債	－	－
株式	2,952	2,859
外国証券	1,063	868
その他	1,210	978
合　計	5,226	4,706

⑦その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

（単位：百万円）

種　類	平成 23 年度（平成 24 年 3 月 31 日現在）				平成 24 年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）			
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国債	77,700	185,800	50,700	80,300	123,100	67,400	50,100	61,800
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	25,641	78,350	34,200	1,500	24,349	100,421	16,500	2,300
外国証券	14,305	12,274	4,100	－	8,800	29,528	6,400	8,050
その他	297	547	331	－	－	－	－	－
合　計	117,944	276,973	89,331	81,800	156,249	197,350	73,000	72,150

（注）金額は、償還額面が定められているものは償還額面金額、その他のものは貸借対照表計上額であります。

（2）金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

③運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) デリバティブ取引関係

平成 25 年 3 月 31 日

1. 取引の状況に関する事項

平成 24 年度 (平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)
(1) 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連取引では為替予約取引・通貨オプション取引、株式関連取引では株価指数先物取引・株式指数オプション取引・株式先渡取引、そして債券関連取引では債券先物取引・海外証券先物取引です。 (2) 取引に対する取組方針 当社では、保有する資産残高の一定の範囲内において、デリバティブ取引を利用することを基本取組方針としています。 (3) 取引の利用目的 当社では、保有資産に係る為替・金利・株式等の価格変動のリスクをヘッジすることを主な目的として、デリバティブ取引を利用しています。 (4) 取引に係るリスクの内容 当社が利用しているデリバティブ取引には、為替・金利・株価等の変動による市場リスクや契約先の倒産等による信用リスクを有しています。しかし、当社がデリバティブ取引を利用する主な目的は保有資産に係る市場リスクをヘッジするためであり、デリバティブ取引は当該市場リスクを効果的に減殺しています。また、取引の相手方は信用度の高い金融機関に限定しており、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しています。 (5) 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブの利用については、当社の内規である「投融資リスク管理基準」に基づき、信用リスク・価格変動リスク・金利リスク・為替リスク等、総合的なリスク管理を行っています。 組織面においては、取引の約定を行う運用実行部門（フロントオフィス）と取引の照合・事務処理等を行う事務管理担当部門（バックオフィス）を分離し、さらに運用部門から独立した統合リスク管理部門（ミドルオフィス）を設けることで相互牽制機能をもたせています。 取引にあたっては、運用実行部門が年度運用計画に基づき、投資環境分析・リスク分析を行ったうえで、個々の取引案を作成し、最終意思決定は「決裁権限規程」に基づいて行っています。 取引の内容、含み損益等については運用実行部門から定期的に担当役員に報告しています。さらに統合リスク管理部門ではリスク計測を行い、毎月取締役会等に報告しています。 (6) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等 「取引の時価等に関する事項」の表における「契約額等」はデリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないもの

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

区　分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち 1 年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	6,207	−	△ 9	△ 9
合　計		−	−	△ 9	△ 9

(注) 為替予約取引に係る時価の算定方法は事業年度末の先物為替相場を使用しております。

(2) 金利関連

該当事項はありません

(3) 株式関連

該当事項はありません

(4) 債券関連

該当事項はありません

(5) その他関連

該当事項はありません

②ヘッジ会計が適用されているもの

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

区　分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	17,412	4,791	44	44
	英ポンド	14,016	14,016	△47	△47
	ユーロ	28,422	28,422	△2,275	△2,275
合　計		−	−	△2,277	△2,277

(注) 為替予約取引に係る時価の算定方法は事業年度末の先物為替相場を使用しております。

(2) 金利関連

該当事項はありません

(3) 株式関連

(単位：百万円)

区　分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	株式先渡取引 売建	4,169	−	△8	△8
合　計		−	−	△8	△8

(注) 株式先渡取引に係る時価の算定方法は取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

(4) 債券関連

該当事項はありません

(5) その他関連

該当事項はありません

5. その他

法定会計監査

平成23年度

・計算書類の監査

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

平成24年度

・計算書類の監査

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

1. 当社及び子会社等の主要な業務の内容及び組織の構成 (平成25年3月31日現在)

当社及び子会社等において営まれている主な事業内容と、各子会社等の当該事業における位置付けは次のとおりであります。

＜損害保険事業＞

(1) 保険及び保険関連事業

当社は、国内における損害保険事業を行っております。また、富士火災インシュアランスサービス株式会社（子会社）は、保険関連事業として保険募集業務を行っております。

(2) 事務受託等関連事業

富士火災ビジネスソリューションズ株式会社（子会社）は、事務受託等関連事業として事務受託・システム開発・人材派遣業務を行っております。

＜生命保険事業＞

富士生命保険株式会社（子会社）は、生命保険事業を行っております。

＜企業集団の状況＞

当社及び子会社等において営まれている主な事業内容と子会社等の当該事業における位置付けは、次のとおりであります。

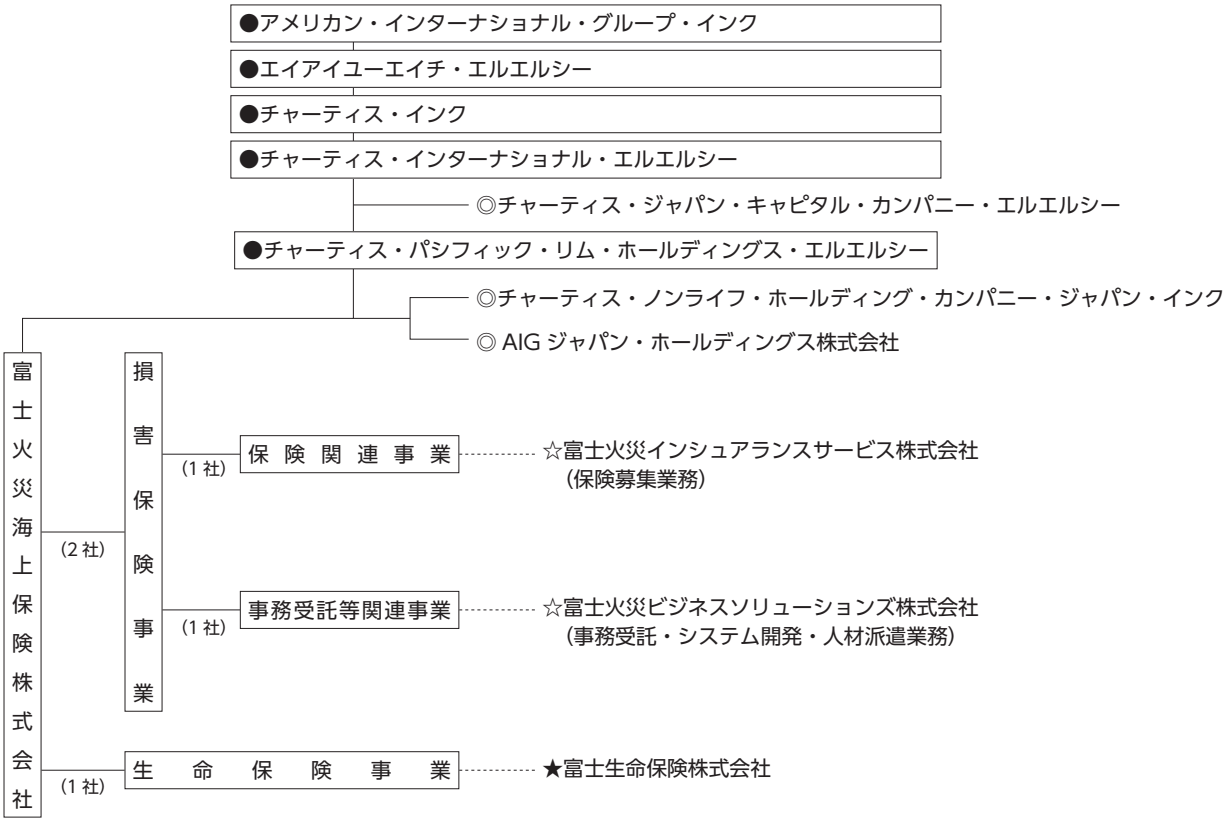

(注) 1. 各記号の意味は次のとおりです。 ★：連結子会社 ●：親会社 ☆：非連結子会社 ◎：その他の関係会社

2. 当社は、チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシーより持ち株比率 45.45%の出資を、チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インクより持ち株比率 38.84% の出資を AIG ジャパン・ホールディングス株式会社より持ち株比率 15.71% の出資を受けております。

3. チャーティス・インターナショナル・エルエルシーは、傘下のチャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシー、チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク、AIG ジャパン・ホールディングス株式会社を通じて、合計で 100% の株式を間接保有しています。

2. 子会社等に関する事項（平成25年3月31日現在）

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金	主要な事業の内容	設立年月日	当社の議決権割合	子会社等の議決権割合
富士火災 ビジネスソリューションズ 株式会社	大阪府茨木市豊川 5丁目22番10号	50百万円	・労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業 ・職業安定法に基づく有料職業紹介事業 ・情報処理システムの開発受託、及びそれらのコンサルティング業務 ・電子計算機による受託計算業務 ・書類等の作成・整理・保管・発送・配送業務	平成4年4月1日	100.00%	0.00%
富士生命保険株式会社	東京都港区虎ノ門 4丁目3番20号	11,500百万円	・生命保険業	平成8年8月8日	100.00%	0.00%
富士火災 インシュアランスサービス 株式会社	大阪府大阪市 中央区南船場 2丁目5番8号	70百万円	・保険募集業務	昭和36年1月11日 子会社とした日 平成12年3月30日	100.00%	0.00%

1. 事業の概況 (平成25年3月31日現在)

(1) 業績

当連結会計年度における当社グループの連結業績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が3,493億円、資産運用益が161億円、その他経常収益が11億円となったことにより、3,666億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が3,166億円、資産運用費用が17億円、営業費及び一般管理費が518億円、その他経常費用が15億円となったことにより、3,718億円となりました。

以上の結果、経常利益は△52億円となり、これに特別利益、特別損失、法人税等合計を加減した当期純利益は△155億円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

グループの主要事業である損害保険事業におきましては、保険引受利益のうち正味収入保険料は2,725億円となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は1,588億円となりました。また、資産運用収益のうち利息及び配当金収入は98億円となりました。

生命保険事業におきましては、新契約高は4,055億円、保有契約高は2兆4,593億円となりました。収支の状況につきましては、収入面では、生命保険料は533億円となりました。一方、支出面では、生命保険金等は70億円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ69億円増加し、358億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローは保険金の支払額が減少したこと等により、前連結会計年度に比べて176億円増加し、275億円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が減少したこと等により、前連結会計年度に比べて354億円増加し、△224億円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度よりも6百万円増加し、△4億円となりました。

2. 連結会計年度における主要な業務指標の推移

(単位：百万円)

項目＼年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	377,312	377,050	396,012	371,147	366,629
経常利益又は経常損失(△)	△ 91,782	8,894	10,577	2,973	△ 5,213
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 59,623	4,783	2,100	△ 16,359	△ 15,528
包括利益	―	―	△ 14,481	△ 10,802	7,876
純資産額	47,076	110,871	95,954	85,394	93,271
総資産額	1,084,765	1,132,392	1,167,958	1,136,511	1,202,233
連結ソルベンシー・マージン比率	―	―	―	614.7%	638.3%

3. 損害保険事業の状況

保険引受の状況

①保険料及び保険金一覧表

(単位：百万円)

	種目	正味収入保険料	構成比	対前年増減(△)率	正味支払保険金	構成比	対前年増減(△)率
			%	%		%	%
前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）	火災	50,308	18.99	3.48	56,995	28.64	257.43
	海上	1,687	0.64	1.91	731	0.37	31.64
	傷害	27,170	10.26	2.21	11,608	5.83	△ 2.95
	自動車	143,360	54.12	△ 2.83	94,477	47.48	△ 1.03
	自動車損害賠償責任	29,177	11.02	4.34	27,021	13.58	△ 1.15
	その他	13,165	4.97	0.19	8,150	4.10	△ 2.94
	計	264,868	100.00	△ 0.23	198,985	100.00	24.63
当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）	火災	50,437	18.51	0.26	24,435	15.39	△ 57.13
	海上	1,586	0.58	△ 5.98	520	0.33	△ 28.89
	傷害	26,742	9.81	△ 1.57	10,679	6.72	△ 8.00
	自動車	143,834	52.78	0.33	87,947	55.37	△ 6.91
	自動車損害賠償責任	30,667	11.25	5.11	26,666	16.79	△ 1.32
	その他	19,269	7.07	46.36	8,573	5.40	5.19
	計	272,537	100.00	2.90	158,822	100.00	△ 20.18

②元受正味保険料（含む収入積立保険料）

(単位：百万円)

	種目	金額	構成比	対前年増減(△)率
			%	%
前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）	火災	73,004	23.89	5.30
	海上	1,747	0.57	6.04
	傷害	40,969	13.40	△ 1.44
	自動車	144,268	47.20	△ 2.69
	自動車損害賠償責任	31,243	10.22	7.41
	その他	14,410	4.72	△ 0.98
	計	305,644	100.00	0.39
	(うち収入積立保険料)	(15,888)	(5.20)	(△ 5.49)
当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）	火災	75,331	24.51	3.19
	海上	1,713	0.56	△ 1.92
	傷害	33,671	10.96	△ 17.81
	自動車	144,832	47.15	0.39
	自動車損害賠償責任	31,201	10.16	△ 0.13
	その他	20,445	6.66	41.88
	計	307,197	100.00	0.51
	(うち収入積立保険料)	(13,877)	(4.52)	(△ 12.66)

(注) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

4. 生命保険事業の状況（平成25年7月1日現在）

ＡＩＧ富士生命保険株式会社

本社　〒105-8633
東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

当社は、平成８年８月８日、お客さまから選ばれる「総合安心サービス企業」を目指し、子会社として富士生命保険株式会社を設立しました。同年10月１日より営業を開始し、生損保総合販売体制を整えています。富士生命は平成25年４月１日より社名をＡＩＧ富士生命保険株式会社に変更しました。

〈営業体制〉

ＡＩＧ富士生命は、富士火災の代理店、PA社員、来店型代理店、またプロ生命保険代理店を主たる販売チャネルとし、幅広い生活保障サービスを展開しています。近年は、成長著しい来店型代理店を中心とする生保大型代理店への取組みを強化しています。また、LSP（ライフセールスプロモーター）及びLAA（ライフエージェントアドバイザー）の増員と教育体制の充実、大型代理店への営業サポートの拡充により、コンサルティング営業の強化を図っています。

〈商品内容〉

お客さまの多様なニーズにお応えするため、多種多様な商品を開発、発売しており、がんと診断されたときに、治療のためのまとまった保障として「がん診断給付金」を主契約から一括でお支払いする「無解約返戻金型がん療養保険（10）（無配当）」（ペットネーム：がんベスト・ゴールド）は平成22年10月の発売以来、ＡＩＧ富士生命の看板商品となっています。平成24年４月には、主契約で一時金を給付する介護保険「無解約返戻金型介護認定一時金給付保険(11)[無配当]」（ペットネーム：愛する家族のために いざという時 こどもの世話になりたくない保険）を販売開始しています。また、平成25年４月には引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）（2012）」（ペットネーム：告知が少ないE-終身）及び「無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）」の販売を開始しています。

今後も常にお客さまのニーズに即した商品の提供に努めてまいります。

〈店舗一覧〉

店　舗	所在地・ＴＥＬ・ＦＡＸ
北海道支店	〒060-8635　札幌市中央区南一条西6-20-1 富士火災札幌ビル4F TEL.011-231-6631　FAX.011-231-6651
東北支店	〒980-0811　仙台市青葉区一番町1-8-3 富士火災仙台ビル3F TEL.022-221-2521　FAX.022-221-2550
東京支店	〒102-0074　東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル8F TEL.03-3230-8260　FAX.03-3230-8263
首都圏支店	〒102-0074　東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル8F TEL.03-3230-8266　FAX.03-3230-8268
関東上信越支店	〒370-0801　群馬県高崎市上並榎町382-1 富士火災高崎ビル3F TEL.027-364-7227　FAX.027-364-7231
関東上信越支店 水戸営業オフィス	〒310-0805　茨城県水戸市中央2-6-29 富士火災水戸ビル2F TEL.029-233-0580　FAX.029-233-0582
東海・北陸支店	〒460-0008　名古屋市中区栄5-27-12 富士火災名古屋ビル5F TEL.052-261-6681　FAX.052-261-6665
大阪支店	〒542-0082　大阪市中央区島之内1-7-21 ミナミ長堀ビル10F TEL.06-6120-3504　FAX.06-6244-7061
関西支店	〒542-0082　大阪市中央区島之内1-7-21 ミナミ長堀ビル10F TEL.06-6120-3702　FAX.06-6244-7061
中国支店	〒730-0011　広島市中区基町12-6 富士火災広島ビル8F TEL.082-502-7071　FAX.082-223-3530
四国支店	〒760-8539　香川県高松市磨屋町8-1 富士火災高松ビル8F TEL.087-823-2112　FAX.087-823-2147
九州支店	〒810-8637　福岡市中央区大名2-4-35 富士火災福岡ビル7F TEL.092-771-5916　FAX.092-771-5912

【総合サービスセンター】0120-211-901 受付時間　9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

(1) 平成 24 年度の業績概況

収入面では、保険料等収入は 80,987 百万円、資産運用収益は 7,000 百万円になりました。一方、支出面では、保険金等支払金 30,576 百万円、責任準備金等繰入額 38,496 百万円、資産運用費用 258 百万円、事業費 19,130 百万円、その他経常費用 920 百万円となり、経常損失は 404 百万円となりました。さらに、経常損失から契約者配当準備金繰入額等を控除した結果、純損失は 882 百万円となりました。

平成 24 年度の主要業績は次のとおりです。

①保有契約高

(単位：百万円、%)

	前連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在)		当連結会計年度 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	
	金　額	対前年増減（△）率	金　額	対前年増減（△）率
個人保険	1,945,043	8.79	2,196,713	12.94
個人年金保険	50,469	△ 4.60	47,671	△ 5.54
団体保険	489,072	△ 3.49	214,982	△ 56.04

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

②新契約高

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)			当連結会計年度 (平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)		
	新契約＋転換による純増加	新契約	転換による純増加	新契約＋転換による純増加	新契約	転換による純増加
個人保険	305,579	305,579	－	398,842	398,842	－
個人年金保険	－	－	－	－	－	－
団体保険	569	569	－	6,673	6,673	－

保有契約高推移（平成 22 年度末～平成 24 年度末）

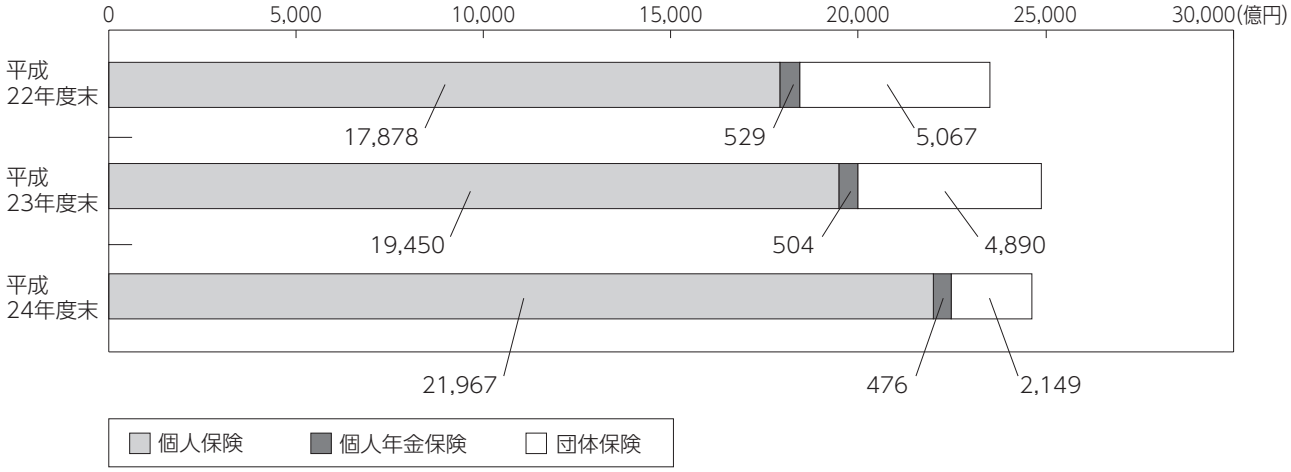

(2) 資産運用業務

①運用資産

(単位：百万円)

区　分	前連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在)		当連結会計年度 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	
	金　額	構成比	金　額	構成比
		%		%
預　貯　金	3,250	1.11	3,745	1.12
有　価　証　券	270,658	92.83	308,524	92.06
貸　付　金	11,514	3.95	12,077	3.60
土　地　・　建　物	78	0.03	82	0.02
運　用　資　産　計	285,502	97.92	324,430	96.80
総　資　産	291,570	100	335,147	100

(注) 預貯金には、現金を含んでおります。

②有価証券

(単位：百万円)

区　分	前連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在)		当連結会計年度 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	
	金　額	構成比	金　額	構成比
		%		%
国　債	254,035	93.86	273,913	88.78
地　方　債	－	－	－	－
社　債	10,455	3.86	16,584	5.38
株　式	3,619	1.34	2,364	0.77
外　国　証　券	－	－	11,893	3.85
そ　の　他　の　証　券	2,548	0.94	3,768	1.22
合　計	270,658	100	308,524	100

③利回り

運用資産利回り (インカム利回り)

(単位：百万円)

区　分	前連結会計年度 (平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)			当連結会計年度 (平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)		
	収入金額	平均運用額	年利回り	収入金額	平均運用額	年利回り
			%			%
預　貯　金	0	5,305	0.01	－	5,794	－
コ　ー　ル　ロ　ー　ン	0	815	0.1	－	－	－
有　価　証　券	4,736	248,275	1.91	5,010	281,109	1.78
貸　付　金	316	10,850	2.91	346	11,796	2.94
土　地　・　建　物	－	24	－	－	90	－
小　計	5,054	265,271	1.91	5,357	298,791	1.79
そ　の　他	－	－	－	－	－	－
合　計	5,054	－	－	5,357	－	－

(注) 1. 収入金額は、連結損益計算書における「利息及び配当金収入」に、「金銭の信託運用益」及び「金銭の信託運用損」のうち利息及び配当金収入相当額を含めた金額であります。
2. 平均運用額は、日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。
3. 預貯金には現金を含んでおります。

資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区　分	前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）			当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）		
	資産運用損益（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	年利回り	資産運用損益（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	年利回り
			%			%
預貯金	0	5,305	0.01	－	5,794	－
コールローン	0	815	0.1	－	－	－
有価証券	4,897	248,275	1.97	6,413	281,109	2.28
貸付金	316	10,850	2.91	346	11,796	2.94
土地・建物	－	24	－	－	90	－
金融派生商品	－	－	－	△37	－	－
その他	△3	2,921	△0.13	19	3,456	0.55
合計	5,211	268,192	1.94	6,742	302,248	2.23

（注）1．資産運用損益（実現ベース）は、連結損益計算書における「資産運用収益」から「資産運用費用」を控除した金額であります。
2．平均運用額（取得原価ベース）は、日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。
3．預貯金には現金を含んでおります。
4．資産運用利回り（実現利回り）にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り（時価総合利回り）は以下のとおりであります。なお、資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増加額を加算した金額であります。また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）を加算した金額であります。

（単位：百万円）

区　分	前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）			当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）		
	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	年利回り	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	年利回り
			%			%
預貯金	0	5,305	0.01	－	5,794	－
コールローン	0	815	0.1	－	－	－
有価証券	7,426	250,232	2.97	10,437	285,595	3.65
貸付金	316	10,850	2.91	346	11,796	2.94
土地・建物	－	24	－	－	90	－
金融派生商品	－	－	－	△37	－	－
その他	△3	2,921	△0.13	19	3,456	0.55
合計	7,739	270,149	2.87	10,766	306,734	3.51

④海外投融資

（単位：百万円）

区分	区分	前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）		当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）	
		金額	平均運用額	金額	構成比
					%
外貨建	外国公社債	－	－	3,597	30.0
	外国株式	－	－	－	－
	その他	－	－	71	0.6
	小計	－	－	3,669	30.6
円貨建	非居住者貸付	－	－	－	－
	外国公社債	－	－	8,295	69.2
	その他	－	－	14	0.1
	小計	－	－	8,310	69.4
	合計	－	－	11,979	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り（インカム利回り）			0.86	
	資産運用利回り（実現利回り）			0.86	

（注）1.「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り（インカム利回り）」は海外投融資に係る資産について「利回り　運用資産利回り（インカム利回り）」と同様の方法により算出したものです。
2.「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り（実現利回り）」は海外投融資に係る資産について「利回り　資産運用利回り（実現利回り）」と同様の方法により算出したものです。

(3) ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項目		前連結会計年度（平成24年3月31日現在）	当連結会計年度（平成25年3月31日現在）
ソルベンシー・マージン総額（A）		24,252	26,661
	資本金等	7,439	6,557
	価格変動準備金	371	440
	危険準備金	2,296	2,503
	一般貸倒引当金	－	－
	その他有価証券の評価差額×90％（マイナスの場合100％）	4,036	7,658
	土地の含み損益×85％（マイナスの場合100％）	－	－
	全期チルメル式責任準備金相当額超過額	17,175	22,673
	負債性資本調達手段等	－	－
	全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△7,067	△13,172
	控除項目	－	－
	その他	－	－
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ （B）		3,770	4,253
	保険リスク相当額 R_1	1,295	1,183
	第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	480	514
	予定利率リスク相当額 R_2	397	408
	資産運用リスク相当額 R_3	2,759	3,313
	最低保証リスク相当額 R_7	－	—
	経営管理リスク相当額 R_4	147	162
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$		1,286.4%	1,253.5%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条、第190条、及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

Ⅴ. 当社及び子会社等の財産の状況

1. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目＼連結会計年度	前連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在) 金額	当連結会計年度 (平成 25 年 3 月 31 日現在) 金額
(資産の部)		
現金及び預貯金	24,448	27,178
コールローン	－	8,701
債券貸借取引支払保証金	－	11,284
金銭の信託	193	－
有価証券	923,074	976,932
貸付金	39,851	36,074
有形固定資産	38,160	36,499
土地	19,567	19,413
建物	16,138	14,997
リース資産	757	365
その他の有形固定資産	1,697	1,721
無形固定資産	1,110	1,355
その他資産	63,683	67,739
繰延税金資産	50,651	40,322
貸倒引当金	△ 4,572	△ 3,770
投資損失引当金	△ 90	△ 83
資産の部合計	1,136,511	1,202,233
(負債の部)		
保険契約準備金	1,008,949	1,044,030
支払備金	105,769	102,794
責任準備金等	903,179	941,236
その他負債	36,961	56,735
退職給付引当金	205	674
役員退職慰労引当金	135	130
賞与引当金	156	1,215
特別法上の準備金	1,285	1,565
価格変動準備金	1,285	1,565
繰延税金負債	1,375	2,597
再評価に係る繰延税金負債	2,046	2,012
負債の部合計	1,051,116	1,108,962
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	55,981	55,981
資本剰余金	45,662	45,662
利益剰余金	△ 19,682	△ 35,134
株主資本合計	81,961	66,509
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,972	36,127
土地再評価差額金	△ 9,288	△ 9,365
為替換算調整勘定	△ 5,250	－
その他の包括利益累計額合計	3,433	26,762
純資産の部合計	85,394	93,271
負債及び純資産の部合計	1,136,511	1,202,233

[当連結会計年度の連結貸借対照表の注記事項]

1．有形固定資産の減価償却累計額は57,909百万円、圧縮記帳額は5,276百万円であります。

2．非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。
有価証券（株式） 322百万円

3．関係会社の株式の総額は368百万円であります。

4．富士生命保険株式会社に係る契約者配当準備金の移動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	599百万円
当期契約者配当金支払額	394百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	328百万円
当期末現在高	533百万円

5．責任準備金等には、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金5,419百万円を含んでおります。

6．(1) 貸付金のうち、破綻先債権額に該当するものはありません。延滞債権額は1,014百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものはありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,249百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は4,264百万円であります。

7．担保に供している資産は有価証券等16,268百万円であります。

8．有価証券のうち消費貸借契約により貸し付けているものの金額は7,067百万円であります。

9．現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分する権利を有するもので、当連結会計年度末に処分せずに自己保有している有価証券は、11,225百万円であります。

10．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
(1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。

(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△6,264百万円であります。うち、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△2,205百万円であります。

11. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△15,532百万円
年金資産	11,840百万円
退職給付信託	9,990百万円
未積立退職給付債務	6,299百万円
未認識数理計算上の差異	4,139百万円
未認識過去勤務債務	△38百万円
連結貸借対照表計上額純額	10,399百万円
前払年金費用	11,073百万円
退職給付引当金	△674百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準
割引率	1.0%
期待運用収益率	
確定給付企業年金資産に関するもの	主として1.7%
退職給付信託に関するもの	0.0%
過去勤務債務の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

期首時点の計算において適用した割引率は2.0%でありましたが、期末時点において再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に影響を及ぼすと判断し、割引率を1.0%に変更しております。

12. 繰延税金資産の総額は79,118百万円、繰延税金負債の総額は15,569百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は25,823百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金等40,597百万円、繰越欠損金20,212百万円、有価証券評価損6,155百万円及び支払備金5,550百万円等であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金14,930百万円及び退職給付信託設定益493百万円等であります。

13. Ａ種種類株式に係る１株当たり純資産額は770円83銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。Ａ種種類株式の期末株式数は121,000千株であります。

14. 子法人等及び関連法人等の定義は、保険業法施行令第13条の５の２に基づいております。

（2）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

①連結損益計算書

（単位：百万円）

科目＼連結会計年度	前連結会計年度 （平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで）	当連結会計年度 （平成24年4月 1日から 平成25年3月31日まで）
	金 額	金 額
経常収益	371,147	366,629
保険引受収益	352,407	349,351
正味収入保険料	264,226	271,790
収入積立保険料	15,888	13,877
積立保険料等運用益	8,147	7,639
生命保険料	45,171	54,022
支払備金戻入額	4,223	1,306
責任準備金等戻入額	14,124	－
その他保険引受収益	626	716
資産運用収益	18,444	16,157
利息及び配当金収入	16,877	15,058
金銭の信託運用益	0	0
有価証券売却益	9,704	8,730
有価証券償還益	3	－
その他運用収益	5	7
積立保険料等運用益振替	△ 8,147	△ 7,639
その他経常収益	294	1,119
経常費用	368,173	371,842
保険引受費用	314,694	316,667
正味支払保険金	198,778	158,544
損害調査費	11,750	14,017
諸手数料及び集金費	54,437	57,381
満期返戻金	38,700	40,349
契約者配当金	7	3
生命保険金等	10,346	7,311
責任準備金等繰入額	－	38,451
その他保険引受費用	672	608
資産運用費用	2,134	1,745
有価証券売却損	783	252
有価証券評価損	215	719
金融派生商品費用	542	575
その他運用費用	593	198
営業費及び一般管理費	49,205	51,898
その他経常費用	2,138	1,530
支払利息	199	191
貸倒損失	5	－
その他の経常費用	1,933	1,339
経常利益又は経常損失（△）	2,973	△ 5,213
特別利益	0	1,061
固定資産処分益	0	2
抱合せ株式消滅差益	－	1,059
特別損失	332	7,234
固定資産処分損	37	67
減損損失	1	318
特別法上の準備金繰入額	292	280
価格変動準備金繰入額	292	280
早期退職関連費用	－	2,491
子会社株式売却損	－	4,076
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	2,642	△ 11,386
法人税及び住民税等	326	213
法人税等調整額	18,675	3,928
法人税等合計	19,001	4,142
少数株主損益調整前当期純損失（△）	△ 16,359	△ 15,528
当期純損失（△）	△ 16,359	△ 15,528

[当連結会計年度の連結損益計算書の注記事項]

1．生命保険料には修正共同保険式再保険に係る再保険会社への出再保険責任準備金移転額△ 6,034 百万円及び出再保険責任準備金調整額 5,419 百万円等を含んでおります。

2．諸手数料及び集金費には修正共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入△ 4,104 百万円等を含んでおります。

3．事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	55,441 百万円
給与	27,105 百万円
募集費	8,656 百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

4．損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は 1,191 百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。また、その他は確定拠出年金への掛金支払額であります。

勤務費用	967 百万円
利息費用	242 百万円
期待運用収益	△ 185 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	74 百万円
過去勤務債務の費用処理額	△ 230 百万円
小計	867 百万円
その他	324 百万円
計	1,191 百万円

5．当連結会計年度における法定実効税率は 33.23%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は△ 36.39%であります。この差異の主要な内訳は評価性引当額の増加による△ 72.87%、法人税率変更の影響による 11.89%、子会社株式売却損の連結修正による△ 10.42%、住民税均等割等による△ 1.70%及び受取配当金等の益金不算入による 1.07%等であります。

6．Ａ種種類株式１株当たり当期純損失金額は△ 128 円 33 銭であります。算定上の基礎である当期純損失は△ 15,528 百万円であり、その全額がＡ種種類株式に係るものであります。Ａ種種類株式の期中平均株式数は 121,000 千株であります。

潜在株式調整後１株当たりの当期純利益の額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

②連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科目 ＼ 連結会計年度	前連結会計年度（平成 23 年４月 １日から 平成 24 年３月 31 日まで）	当連結会計年度（平成 24 年４月 １日から 平成 25 年３月 31 日まで）
	金　額	金　額
少数株主損益調整前当期純損失（△）	△ 16,359	△ 15,528
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,941	18,155
為替換算調整勘定	△ 384	5,250
その他の包括利益合計	5,556	23,405
包括利益	△ 10,802	7,876
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△ 10,802	7,876
少数株主に係る包括利益	－	－

[当連結会計年度の連結包括利益計算書の注記事項]

1．その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	33,529百万円
組替調整額	△7,643百万円
税効果調整前	25,885百万円
税効果額	△7,730百万円
その他有価証券評価差額金	18,155百万円

為替換算調整勘定

当期発生額	964百万円
組替調整額	4,285百万円
税効果調整前	5,250百万円
税効果額	―百万円
為替換算調整勘定	5,250百万円
その他の包括利益合計	23,405百万円

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目 ＼ 連結会計年度	前連結会計年度 (平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月 1日から 平成25年3月31日まで)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	2,642	△ 11,386
減価償却費	2,039	2,055
減損損失	1	318
支払備金の増減額（△は減少）	△ 4,191	△ 1,342
責任準備金等の増減額（△は減少）	△ 14,481	38,056
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 182	△ 801
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 6	13
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	14	△ 4
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 1,425	918
価格変動準備金の増減額（△は減少）	292	280
利息及び配当金収入	△ 16,877	△ 15,058
有価証券関係損益（△は益）	△ 8,378	△ 7,758
支払利息	199	191
為替差損益（△は益）	52	4
貸付金関係損益（△は益）	40	228
有形固定資産関係損益（△は益）	37	△ 65
子会社株式売却損	—	4,076
抱合せ株式消滅差益	—	△ 1,059
早期退職関連費用	—	2,491
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	28,857	△ 1,094
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	994	1,283
その他	484	626
小計	△ 9,888	11,975
利息及び配当金等の受取額	19,389	16,113
利息の支払額	△ 199	△ 191
法人税等の支払額	△ 438	△ 541
法人税等の還付額	1,054	223
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,916	27,579
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	405	300
金銭の信託の減少による収入	10	9
有価証券の取得による支出	△ 435,131	△ 288,912
有価証券の売却・償還による収入	360,585	267,348
貸付けによる支出	△ 11,949	△ 13,758
貸付金の回収による収入	24,708	17,308
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額（△は増加）	—	△ 3,596
その他	4,382	504
資産運用活動計	△ 56,988	△ 20,797
営業活動及び資産運用活動計	△ 47,071	6,782
有形固定資産の取得による支出	△ 637	△ 876
有形固定資産の売却による収入	223	452
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△ 2,271
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	1,508
その他	△ 497	△ 511
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 57,899	△ 22,496
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△ 3	—
自己株式の処分による収入	0	—
配当金の支払額	△ 6	—
リース債務の返済による支出	△ 419	△ 423
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 429	△ 423
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 240	864
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 48,653	5,524
現金及び現金同等物期首残高	77,607	28,953
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	1,401
現金及び現金同等物期末残高	28,953	35,879

[当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の注記事項]

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係（平成25年3月31日現在）

現金及び預貯金	27,178 百万円
コールローン	8,701 百万円
現金及び現金同等物	35,879 百万円

2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の売却により American Fuji Fire & Marine Insurance Co. 及び Fuji International Insurance Company Limited が連結子会社でなくなったことに伴い連結除外した資産及び負債の内訳並びに株式売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

American Fuji Fire & Marine Insurance Co.

資産	8,288 百万円
負債	△ 1,748 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 29 百万円
為替換算調整勘定	3,704 百万円
子会社売却損	△ 3,550 百万円
売却代金にかかる為替差損益	△ 36 百万円
株式の売却価額	6,628 百万円
現金及び現金同等物	△ 5,120 百万円
差引：売却による収入	1,508 百万円

Fuji International Insurance Company Limited

資産	2,530 百万円
負債	△ 373 百万円
為替換算調整勘定	580 百万円
子会社売却損	△ 526 百万円
売却代金にかかる為替差損益	5 百万円
株式の売却価額	2,217 百万円
現金及び現金同等物	△ 2,271 百万円
売却代金の期末未回収額	△ 2,217 百万円
差引：売却による支出	△ 2,271 百万円

3. 重要な非資金取引の内容
該当事項はありません。

4. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(4) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科　目	前連結会計年度 (平成23年4月　1日から 平成24年3月31日まで) 金　額	当連結会計年度 (平成24年4月　1日から 平成25年3月31日まで) 金　額
株主資本		
資本金		
当期首残高	55,981	55,981
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	55,981	55,981
資本剰余金		
当期首残高	45,662	45,662
当期変動額		
自己株式の処分	1	－
自己株式の消却	△ 1	－
当期変動額合計	－	－
当期末残高	45,662	45,662
利益剰余金		
当期首残高	△ 3,161	△ 19,682
当期変動額		
当期純損失（△）	△ 16,359	△ 15,528
自己株式の消却	△ 162	－
土地再評価差額金の取崩	0	76
当期変動額合計	△ 16,521	△ 15,452
当期末残高	△ 19,682	△ 35,134
自己株式		
当期首残高	△ 184	－
当期変動額		
自己株式の取得	△ 3	－
自己株式の処分	23	－
自己株式の消却	164	－
当期変動額合計	184	－
当期末残高	－	－
株主資本合計		
当期首残高	98,298	81,961
当期変動額		
当期純損失（△）	△ 16,359	△ 15,528
自己株式の取得	△ 3	－
自己株式の処分	25	－
土地再評価差額金の取崩	0	76
当期変動額合計	△ 16,337	△ 15,452
当期末残高	81,961	66,509

（単位：百万円）

科　目	前連結会計年度 （平成23年4月　1日から 平成24年3月31日まで） 金　額	当連結会計年度 （平成24年4月　1日から 平成25年3月31日まで） 金　額
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	12,031	17,972
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,941	18,155
当期変動額合計	5,941	18,155
当期末残高	17,972	36,127
土地再評価差額金		
当期首残高	△ 9,649	△ 9,288
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	360	△ 76
当期変動額合計	360	△ 76
当期末残高	△ 9,288	△ 9,365
為替換算調整勘定		
当期首残高	△ 4,865	△ 5,250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 384	5,250
当期変動額合計	△ 384	5,250
当期末残高	△ 5,250	－
新株予約権		
当期首残高	139	－
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 139	－
当期変動額合計	△ 139	－
当期末残高	－	－
純資産合計		
当期首残高	95,954	85,394
当期変動額		
当期純損失（△）	△ 16,359	△ 15,528
自己株式の取得	△ 3	－
自己株式の処分	25	－
土地再評価差額金の取崩	0	76
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,777	23,328
当期変動額合計	△ 10,559	7,876
当期末残高	85,394	93,271

[当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の注記事項]

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
A種種類株式	121,000	−	−	121,000
合　計	121,000	−	−	121,000

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（5）連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（平成 24 年度）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社数　1 社

富士生命保険株式会社

（2）非連結子会社数　2 社

富士火災インシュアランスサービス株式会社

富士火災ビジネスソリューションズ株式会社

非連結子会社 2 社については、総資産、売上高（経常収益）、当期純損益（持分に見合う額）、及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも小規模であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

American Fuji Fire & Marine Insurance Company 及び Fuji International Insurance Company Limited は、売却により子会社に該当しなくなったため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社 2 社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である富士生命保険株式会社の決算日は 3 月 31 日であります。

4．会計処理基準に関する事項

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

②子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号　平成 12 年 11 月 16 日）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法（定額法）によっております。また、責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は次の通りであります。富士生命保険株式会社において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて「5 年ごと利差配当資産」及び「一般資産」を小区分として設定し、各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。デュレーション・マッチングの有効性については定期的に検証を行っております。なお、責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額は、39,181 百万円、時価は 41,317 百万円であります。

④その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

⑤その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく

原価法によっております。

⑥運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子会社の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

当社及び国内連結子会社の無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。

当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これに伴う当連結会計年度の経常損益及び税金等調整前当期純損益に与える影響は軽微であります。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 196 百万円であります。

②投資損失引当金

資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（会計上の見積りの変更）

当社の連結子会社である富士生命株式会社は、当連結会計年度より、退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、退職給付債務の対象となる従業員数が 2013 年 3 月末時点で 300 名に近づき合理的な数理計算による退職給付債務の算定が可能となったためであります。これに伴う当連結会計年度の経常損益及び税金等調整前当期純損益に与える影響は軽微であります。

④役員退職慰労引当金

取締役等の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

⑤賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

⑥価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

(7) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引について時価ヘッジを適用しております。また、株式に係る価格変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引について時価ヘッジを適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生しておりません。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が 3 ヶ月以内の定期預金等の短資資金からなっております。

（6）金融商品関係（平成 24 年度）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、社会性、公共性の高い損害保険及び生命保険を中心とした事業を行っております。これらの保険契約の性格を十分に把握し、将来の保険金や給付金支払いの備えとしての保険契約準備金に見合う金融商品を選別して資産運用を行っております。

金融商品を含めた資産運用への取組方針は、「資産運用基本規程」等に定めております。法令順守、社会的責任、経営の安定といった理念を徹底すべく、必要に応じ改訂を加えております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として株式、国内債券、外国債券、投資信託などの有価証券やデリバティブ、貸付金及び借入金等の金銭債権債務があります。

これらの金融商品は、金利、株価、為替などの市場の変動によって価値が減少し損失を被るリスクすなわち「市場関連リスク」や、それぞれの発行体や貸付先、取引の相手先などの信用供与先の財務状況の悪化などにより、元利金の支払いが遅延、回収不能となり損失を被るリスクすなわち「信用リスク」を内包しております。また、市場の混乱等により保有する金融商品が市場で取引できなかったり、適正な価格で取引できなかったりするリスクすなわち「流動性リスク」を内包しております。 なお、これらのリスクに対するヘッジを主な目的として、金利や株価指数、為替に対する先物取引、先渡取引、オプション取引等のデリバティブ取引を行い、ヘッジ会計を適用しているものもあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品を含む資産の運用リスクに対しては、リスク管理基本方針やリスク管理体制、具体的な管理手法に

ついて、「資産運用リスク管理方針」等に定め、経営の健全性維持、安定的な資産運用収益の確保を図ることとしております。

リスク管理体制については、資産運用担当部門（フロント部門）、事務管理部門（バック部門）、リスク管理部門（ミドル部門）をそれぞれ独立させ、牽制機能が働く体制としております。資産運用リスクの状況について、経営層を含む ERM 委員会にて毎月協議を行い、迅速に対応できる体制としております。更に、経営会議、取締役会では、定期的なモニタリングを通じてリスク管理体制面も含めたリスク管理態勢の整備に努めております。

リスク管理手法については、定性的管理と定量的管理からアプローチを行っております。定性的管理は、資産運用リスクに対する運用ルールなどを含む諸規程を定め、その遵守状況の検証などを行っております。一方、定量的管理は、保有する金融商品に対して、統一的な尺度〔信頼区間 99%、保有期間 1 年〕によって、リスク特性毎の相関を考慮した統合化計算により、バリュー・アット・リスク（以下、「ＶＡＲ」）を計測しております。このＶＡＲに対して、許容出来るリスク量としてのリスクリミットやアラームポイントを定め、その遵守状況の管理などを行っております。

①市場関連リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

金利リスクについては、国内金利や外国金利の市場金利の変化によって価値が変動する国内債券や外国債券等の金融商品、及び将来の保険金支払いのための準備金として積み立てている保険負債も含めて、その金利感応度であるベーシス・ポイント・バリュー（ＢＰＶ）を算出し、市場金利の変動率（ボラティリティ）を活用してＶＡＲを計測しております。

なお、これらのリスクに対しては、積立保険の状況も含め、資産負債の統合的管理を目的にＡＬＭ（アセット・ライアビリティ・マネジメント）として管理を行う体制も構築しております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、国内外の経済情勢等によって価値が変動する株式や投資信託等の金融商品に対して、日経平均株価指数等の市場インデックスに対する感応度（ベータ値）を算出し、市場インデックスの変動率を活用してＶＡＲを計測しております。

なお、非上場株式、投資信託など市場流動性の劣る金融商品への投資に対しては、リスク管理部門による事前審査を行うなど、より慎重な投資スタンスとしております。

（ⅲ）為替リスクの管理

為替リスクについては、ドルやユーロなどの為替レートの変化によって円ベースでの価値が変動する外国債券や外国投信等の金融商品に対して、為替に対する感応度を通貨ごとに算出し、為替レートの変動率を活用してＶＡＲを計測しております。

なお、為替予約及び通貨オプション等のデリバティブ取引を活用して、ヘッジ会計の適用を行う場合があります。

②信用リスクの管理

信用リスクについては、発行体や貸付先に対して、当社の内部基準による信用格付水準毎に分類し、予想倒産確率を用いたモンテカルロシミュレーションを行い、ＶＡＲを計測しております。

なお、信用リスク低減への取組みとして、事前審査体制の強化や、保証や担保の設定、信用情報管理、問題債権への対応強化などを行っております。

③流動性リスクの管理

流動性リスクについては、巨大災害等の発生に伴う支払保険金の増加などに備え、あるいは対処する資金繰り管理の側面と、保有する金融商品が経済情勢や市場環境の変化によって、適正な価格で取引できなくなることを防止するという市場流動性管理の側面があります。

資金繰り管理の面では、資金繰り管理部門が、日々、及び中長期の資金繰りを実施し、リスク管理部門による定期的な検証を実施することで牽制機能を確保しております。

また、市場流動性管理の面では、換金性に優れた金融商品を一定比率保有することで資金繰り破綻の回避を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注 2) 参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預貯金	27,178	27,178	－
(2) コールローン	8,701	8,701	－
(3) 債券貸借取引支払保証金	11,284	11,284	－
(4) 有価証券			
①満期保有目的の債券	219,901	242,190	22,289
②責任準備金対応債券	39,181	41,317	2,135
③その他有価証券	712,676	712,676	－
(5) 貸付金	36,074		
貸倒引当金 (*1)	△ 3,365		
	32,708	32,826	118
資産計	1,051,632	1,076,176	24,543
デリバティブ取引 (*2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 9	△ 9	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	△ 2,293	△ 2,293	－
デリバティブ取引計	△ 2,302	△ 2,302	－

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(*2) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預貯金、(2) コールローン、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。債券の時価は日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は情報ベンダーから提示された価格、もしくは取引金融機関から提示された価格等によっております。

また、投資信託の時価は取引所の価格又は公表されている基準価格、もしくは取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、貸付金のうち貸付額を担保資産の範囲内に限定しているものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価の算定方法には、先物為替相場を使用しております。また、株式先渡取引の時価の算定方法には、取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「資産 (4) ③その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (*1)	3,326
②組合出資金 (*2)	978
③投資信託 (*3)	868
合　計	5,173

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。なお、非上場株式には、非連結子会社株式及び関連会社株式が含まれております。
(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
(*3) 投資信託のうち、主に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注 3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預貯金	27,129	−	−	−
コールローン	8,701	−	−	−
債券貸借取引支払保証金	11,284	−	−	−
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	1,500	6,700	48,900	157,000
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	129,100	82,700	43,800	60,200
社債	24,349	109,921	23,300	2,300
外国証券	8,800	35,596	8,817	11,050
責任準備金対応債券				
国債	−	−	2,600	35,700
貸付金 (*1)	3,894	6,791	7,661	214
合　計	214,759	241,710	135,079	266,464

(*1) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 1,014 百万円、期間の定めのない 16,497 百万円は含めておりません。

(7) 有価証券関係

①売買目的有価証券

該当事項はありません。

②満期保有目的の債券

（単位：百万円）

種　類		前連結会計年度（平成 24 年 3 月 31 日現在）			当連結会計年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）		
		連結貸借対照表計上額	時　価	差　額	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	161,952	172,412	10,459	219,901	242,190	22,289
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	3,939	3,893	△ 45	−	−	−
合　計		165,892	176,306	10,414	219,901	242,190	22,289

③責任準備金対応債券

（単位：百万円）

種　類		前連結会計年度（平成 24 年 3 月 31 日現在）			当連結会計年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）		
		連結貸借対照表計上額	時　価	差　額	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	4,492	4,503	11	39,181	41,317	2,135
合　計		4,492	4,503	11	39,181	41,317	2,135

④その他有価証券

（単位：百万円）

種類		前連結会計年度（平成24年3月31日現在）			当連結会計年度（平成25年3月31日現在）		
		連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	555,059	541,926	13,132	459,063	443,771	15,291
	株式	25,697	15,822	9,875	33,544	18,250	15,293
	外国証券	19,140	18,745	394	115,745	114,325	1,419
	その他	21,045	17,410	3,634	47,505	27,992	19,512
	小計	620,942	593,905	27,037	655,859	604,341	51,518
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	88,933	89,442	△ 508	37,612	37,767	△ 154
	株式	8,133	8,644	△ 511	2,995	3,172	△ 176
	外国証券	19,939	20,120	△ 180	14,160	14,244	△ 84
	その他	9,026	9,599	△ 573	2,048	2,059	△ 11
	小計	126,032	127,806	△ 1,773	56,816	57,243	△ 426
合計		746,975	721,711	25,263	712,676	661,584	51,091

（注）

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）	当連結会計年度（平成25年3月31日現在）
1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。 2. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券（連結貸借対照表計上額21,045百万円、取得原価17,410百万円、差額3,634百万円）であります。 3. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののうち「その他」の主なものは投資信託受益証券（連結貸借対照表計上額9,020百万円、取得原価9,593百万円、差額△573百万円）であります。	1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。 2. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」の主なものは投資信託受益証券（連結貸借対照表計上額47,497百万円、取得原価27,987百万円、差額19,509百万円）であります。 3. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののうち「その他」は投資信託受益証券（連結貸借対照表計上額2,048百万円、取得原価2,059百万円、差額△11百万円）であります。

⑤当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）			当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	117,689	992	310	198,875	4,754	251
株式	1,299	371	126	4,035	1,992	0
外国証券	111,213	7,767	49	10,758	57	0
その他	4,561	573	297	6,009	1,926	−
合計	234,765	9,704	783	219,679	8,730	252

⑥当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）	当連結会計年度（平成25年3月31日現在）
当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて76百万円（うち、株式74百万円、その他2百万円）、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて138百万円（うち、株式65百万円、外国証券72百万円）減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。	当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて704百万円（うち、公社債255百万円、株式448百万円）、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて15百万円（うち、株式7百万円、外国証券8百万円）減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。

(8) 金銭の信託関係

①運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

③運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(注)

前連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	当連結会計年度 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
上記のほか取得原価をもって連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が 193 百万円あります。	―

(9) デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成 24 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成 25 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

区分	取引の種類	契約額等	うち 1 年超	時 価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	6,207	―	△ 9	△ 9
合 計		―	―	△ 9	△ 9

(注) 時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成 24 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち 1 年超	時 価
時価ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル	その他有価証券	767	―	△ 61
合 計			―	―	△ 61

(注) 時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

当連結会計年度（平成 25 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち 1 年超	時　価
時価ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル	その他有価証券	17,714	5,092	47
	英ポンド		15,795	15,653	△ 77
	ユーロ		29,767	29,623	△ 2,254
合　計			―	―	△ 2,284

（注）時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

(2) 株式関連

前連結会計年度（平成 24 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち 1 年超	時　価
時価ヘッジ	株式先渡取引 売建	その他有価証券	4,290	―	99
合　計			―	―	99

（注）時価の算定には、取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

当連結会計年度（平成 25 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち 1 年超	時　価
時価ヘッジ	株式先渡取引 売建	その他有価証券	4,169	―	△ 8
合　計			―	―	△ 8

（注）時価の算定には、取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

（10）資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

   主に、オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

   不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務については、使用見込期間を取得から 8 年又は 15 年と見積もり、割引率は 1.80%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで）	当連結会計年度 （平成 24 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで）
期首残高	308	437
有形固定資産の取得に伴う増加額	135	82
時の経過による調整額	4	4
資産除去債務の履行による減少額	△ 10	△ 30
期末残高	437	494

（11）賃貸等不動産関係

1. 当社グループでは、全国主要都市を中心に賃貸オフィスビル、賃貸住宅等を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで）	当連結会計年度 （平成 24 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで）
連結貸借対照表計上額		
期首残高	11,705	11,658
期中増減額	△ 47	△ 185
期末残高	11,658	11,473
期末時価	8,737	8,393

（注）1. 連結貸借対照表計上額及び期末時価は、当社及び連結子会社の使用部分を控除した金額であります。なお、当該控除金額は使用面積により按分して算出しております。
2. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
3. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は賃貸用不動産への振替（333 百万円）であり、主な減少額は減価償却費（405 百万円）であります。また、当連結会計年度の主な増加額は賃貸用不動産への振替（165 百万円）であり、主な減少額は減価償却費（380 百万円）であります。
4. 期末時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価評価額等に基づく金額であります。

2. 賃貸等不動産に関する損益は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで）	当連結会計年度 （平成 24 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで）
賃貸収益	1,320	1,314
賃貸費用	921	983
差額	398	331
その他（売却損益等）	△ 1	△ 53

（注）賃貸収益は「利息及び配当金収入」に、賃貸費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）は「営業費及び一般管理費」に計上しております。また、その他は売却損益及び減損損失であり、「特別利益」又は「特別損失」に計上しております。

（12）企業結合等関係

（共通支配下の取引等）

平成 24 年 4 月 23 日に締結した合併契約に基づき、富士損害サービス株式会社を消滅会社とし、当社を存続会社とし平成 24 年 10 月 1 日に合併を実施いたしました。

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、並びに取引の目的を含む取引の概要は次のとおりであります。

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

イ．結合企業

名称　　富士火災海上保険株式会社

事業の内容　　損害保険事業

ロ．被結合企業

名称　　富士損害サービス株式会社

事業の内容　　保険事故に関わる損害調査業務

② 企業結合日

平成 24 年 10 月 1 日

③ 企業結合の法的形式

富士火災海上保険株式会社を存続会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

富士火災海上保険株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

富士損害サービス株式会社は当社の 100％出資子会社として、保険事故に関わる損害調査業務を行ってきました。この度、事故対応におけるお客様サービスレベルの更なる向上及び保険金支払業務の効率化を図るため、同社を吸収合併することといたしました。

※本合併は、当社においては会社法第 796 条第 3 項に規定する簡易合併であり、富士損害サービス株式会社においては会社法第 784 条第 1 項に規定する略式合併であるため、それぞれ合併契約承認株主総会を開催いたしません。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号　平成 20 年 12 月 26 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号　平成 20 年 12 月 26 日）に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を適用いたしました。

2. リスク管理債権（連結）

（単位：百万円）

区　分 ＼ 連結会計年度	前連結会計年度 （平成 24 年 3 月 31 日現在）	当連結会計年度 （平成 25 年 3 月 31 日現在）
破綻先債権額	－	－
延滞債権額	602	1,014
3 ヵ月以上延滞債権額	－	－
貸付条件緩和債権額	3,632	3,249
合　計	4,235	4,264
貸付金残高に対する比率	10.6%	11.8%
(参考) 貸付金残高	39,851	36,074

（注）各債権の意義は次のとおりであります。

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものであります。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものであります。

(3) 3 ヵ月以上延滞債権

3 ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

3. 保険会社及びその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況

（単位：百万円）

区　分 ＼ 年　度	平成 23 年度	平成 24 年度
（A）連結ソルベンシー・マージン総額	218,184	235,278
資本金又は基金等	81,961	66,509
価格変動準備金	1,285	1,565
危険準備金	2,368	2,576
異常危険準備金	94,711	99,067
一般貸倒引当金	3,529	2,857
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	22,655	45,952
土地の含み損益	△ 12,991	△ 13,564
保険料積立金等余剰部分	17,175	22,673
負債性資本調達手段等	7,500	7,500
保険料積立金等余剰部分及び 負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	–	–
少額短期保険業者に係るマージン総額	–	–
控除項目	342	322
その他	331	462
（B）連結リスク合計額 $\sqrt{(\sqrt{(R_1^2 + R_2^2)} + R_3 + R_4)^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2} + R_8 + R_9$	70,978	73,709
損害保険契約の一般保険リスク（R_1）	23,495	23,344
生命保険契約の保険リスク（R_2）	1,295	1,183
第三分野保険の保険リスク（R_3）	481	515
少額短期保険業者の保険リスク（R_4）	–	–
予定利率リスク（R_5）	4,771	4,602
生命保険契約の最低保証リスク（R_6）	–	–
資産運用リスク（R_7）	22,917	25,876
経営管理リスク（R_8）	2,542	2,636
損害保険契約の巨大災害リスク（R_9）	31,784	32,347
連結ソルベンシー・マージン比率［(A)／{(B)×1／2}］×100	614.7%	638.3%

（注）「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条の 2（連結ソルベンシー・マージン）及び第 88 条（連結リスク）並びに平成 23 年金融庁告示第 23 号の規定に基づいて算出された比率であります。

【連結ソルベンシー・マージン比率の説明文】

・当社は損害保険事業を営むとともに、グループ子会社等において生命保険事業等を営んでおります。
・損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」であります。連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一であります。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（＊１）、予定利率上の危険（＊２）、最低保証上の危険（＊３）、資産運用上の危険（＊４）、経営管理上の危険（＊５）、巨大災害に係る危険（＊６）の総額

＊１	保険引受上の危険（損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスク）	：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
＊２	予定利率上の危険（予定利率リスク）	：積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
＊３	最低保証上の危険（生命保険契約の最低保証リスク）	：変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
＊４	資産運用上の危険（資産運用リスク）	：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
＊５	経営管理上の危険（経営管理リスク）	：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記＊１～＊４及び＊６以外のもの
＊６	巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）	：通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害（関東大震災、伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「当社及びその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力」

当社及びその子会社等の純資産（剰余金処分額を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、国内の土地の含み損益等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が２００％以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

4. 連結決算セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）

（単位：百万円）

	損害保険事業	生命保険事業	計	消　去	連　結
Ⅰ　経常収益及び経常損益					
経常収益					
（1）外部顧客に対する経常収益	348,320	52,054	400,374	(29,227)	371,147
（2）セグメント間の内部経常収益	2,656	△ 577	2,079	(2,079)	－
計	350,976	51,477	402,454	(31,307)	371,147
経常費用	346,483	52,997	399,481	(31,308)	368,173
経常利益又は経常損失（△）	4,492	△ 1,520	2,972	1	2,973
Ⅱ　資産・減価償却費・減損損失及び資本的支出					
資産	858,696	291,382	1,150,079	(13,567)	1,136,511
減価償却費	2,005	35	2,040	(1)	2,039
減損損失	1	－	1	－	1
資本的支出	1,140	105	1,245	－	1,245

（注）1. 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
2. 各事業区分の主要な事業内容
損害保険事業 …… 損害保険引受業務及び資産運用業務　　生命保険事業 …… 生命保険引受業務及び資産運用業務
3. 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの責任準備金等繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

当連結会計年度（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）

（単位：百万円）

	損害保険事業	生命保険事業	計	消　去	連　結
Ⅰ　経常収益及び経常損益					
経常収益					
（1）外部顧客に対する経常収益	304,993	62,028	367,022	(393)	366,629
（2）セグメント間の内部経常収益	2,809	△ 679	2,129	(2,129)	－
計	307,802	61,349	369,152	(2,522)	366,629
経常費用	312,398	61,978	374,376	(2,534)	371,842
経常利益又は経常損失（△）	△ 4,595	△ 628	△ 5,224	11	△ 5,213
Ⅱ　資産・減価償却費・減損損失及び資本的支出					
資産	880,805	335,059	1,215,865	(13,631)	1,202,233
減価償却費	1,975	167	2,142	(86)	2,055
減損損失	318	－	318	－	318
資本的支出	1,032	345	1,377	(3)	1,373

（注）1. 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
2. 各事業区分の主要な事業内容
損害保険事業 …… 損害保険引受業務及び資産運用業務　　生命保険事業 …… 生命保険引受業務及び資産運用業務
3. 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金等戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの責任準備金等繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

2. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90％を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

同上

3. 海外売上高

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10％未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

同上

5. 関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	Chartis International, LLC	New York	保険業	なし	－	子会社株式の売却（注１）			
						売却代金	6,664	－	－
						売却損	3,550	－	－
	AIG Europe Holdings Ltd.	London	保険業	なし	－	子会社株式の売却（注２）			
						売却代金	2,212	未収入金	2,217
						売却損	526	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針

（注１）American Fuji Fire & Marine Insurance Company 株式を売却したものであり、売却価格は企業価値を勘案し、交渉の上決定しております。

（注２）Fuji International Insurance Company 株式を売却したものであり、売却価格は企業価値を勘案し、交渉の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

① アメリカン・インターナショナル・グループ・インク
（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

② エイアイユーエイチ・エルエルシー　（非上場）

③ チャーティス・インク　（非上場）

④ チャーティス・インターナショナル・エルエルシー　（非上場）

⑤ チャーティス・パシフィック・リム・ホールディングス・エルエルシー　（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

6. その他

1. 連結財務諸表についての会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成された前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

2. 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表及び連結財務諸表の適正性、並びに財務諸表及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社代表取締役社長兼CEOが確認しております。

1. 当社の沿革

当社は大正７年一般家庭への保険普及を目的に、簡易火災保険を専業として関西の有力財界人によって設立された「日本簡易火災保険株式会社」がその前身です。

昭和16年、「常磐簡易火災保険株式会社」を吸収合併し、その後、普通火災、海上、運送等の一般保険事業を営むに至り、昭和24年、社名を現在の「富士火災海上保険株式会社」に改め、総合的な損害保険会社へと飛躍を遂げました。

昭和40年代には、自動車の興隆に注目し、月掛自動車保険を開発、自動車保険普及の一翼を担いました。また、昭和43年に長期総合保険を発売し、「貯蓄志向の高い国民性に合致した商品」との位置付けで、販売実績業界第１位を達成するなど、当社の経営基盤の拡大に努めてまいりました。

一方、この時期に事務の機械化にも着手し、昭和44年には大型コンピュータを導入、昭和60年には総合オンラインシステムFINESⅢが完成し、事務処理の軽減とお客さまサービスの飛躍的な充実を実現いたしました。

「お客さま第一主義」の経営方針のもと、平成３年４月には、大阪、東京２本社体制とし、より密度の濃い営業展開を図れる体制といたしました。平成８年、保険業法改正を受け、同年８月、生命保険子会社「富士生命保険株式会社（現AIG富士生命保険株式会社）」を設立、10月から営業を開始し、生損保総合販売体制をスタートさせました。平成９年には、保険に関するご相談を平日の時間外や土日祝日もフリーダイヤルでお受けする「富士火災お客さまセンター」を設立し、お客さまサービスの一層の充実に努めています。平成12年７月には、これまで以上に良質の商品・サービスをお客さまにご提供することを目的に、AIU保険会社（現AIU損害保険株式会社）との包括的業務提携を実施いたしました。平成14年２月、信用力強化と強固な経営体質の実現を目的として、オリックスならびにAIGグループによる資本参加と経営参画について基本合意を行い、３月に最終的な出資契約を締結いたしました。平成16年４月、保険金のお支払いに関するサービス体制の充実のため、24時間365日の対応窓口「セイフティ24サービスセンター（現在のセイフティ24コンタクトセンター）」を新設し、お客さま視点での顧客サービスの拡充に努めています。平成18年２月より自動車保険「ベリエスト」のご契約者に対し事故受付後、「“１時間以内”初期対応状況お知らせコール（安心コール１）」を開始、平成19年３月「移動式損害サービスオフィス」によるサービスを開始、10月には女性による女性のための医療・健康サポートサービス「富士火災フローラクラブ」を立ち上げ、お客さまの視点でのサービス提供に努めています。業務運営面では、契約事務の集中化による事務処理品質の均質化・効率化の向上、事務処理リスクの低減の実現に向けて、平成18年12月から愛媛県松山市の「中央営業事務センター」の業務を開始しました。平成20年12月と平成21年１月は、AIGグループ企業を割当先とする第三者割当増資を実施、その後平成22年３月にチャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インクを割当先とした第三者割当増資を実施し、財務基盤を拡充しました。平成23年８月にはAIGグループの完全子会社となり、また平成25年４月には日本におけるAIGグループの保険持株会社となったAIGジャパン・ホールディングスの完全子会社となりました。今後ともグローバルな経営資源、保険引受のノウハウなどを活かし、より最適な保険やサービスをお客さまへ提供してまいります。

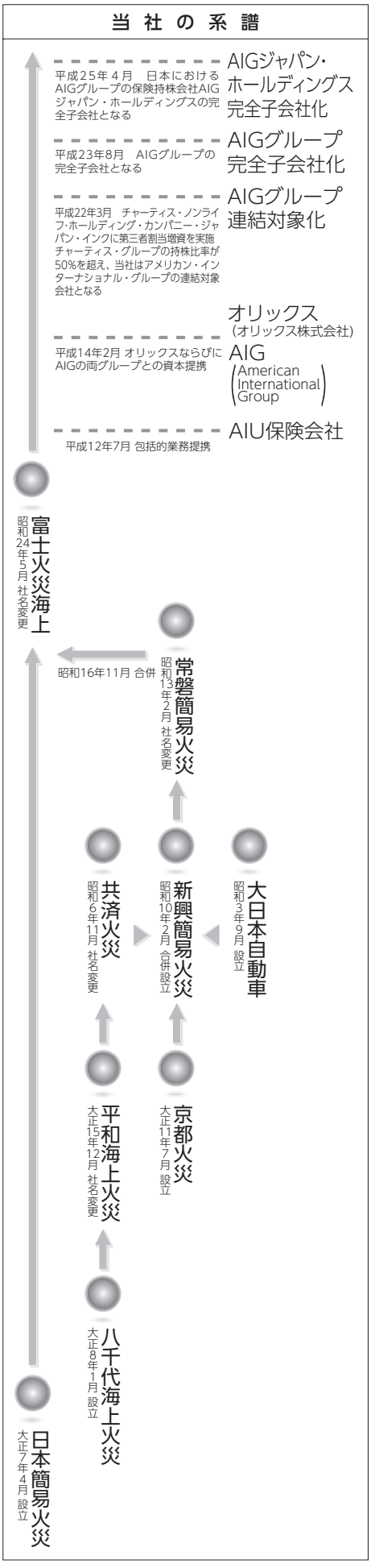

主な出来事

大　正

7年 (1918) 4月 当社前身日本簡易火災保険株式会社設立

昭　和

16年 (1941) 11月 常盤簡易火災保険株式会社を吸収合併

19年 (1944) 8月 普通火災保険を発売

24年 (1949) 3月 運送保険を発売

5月 社名を富士火災海上保険株式会社に変更

11月 海上保険を発売

27年 (1952) 12月 自動車保険を発売

28年 (1953) 3月 傷害保険を発売

9月 大阪証券取引所上場

30年 (1955) 12月 自賠責保険を発売

34年 (1959) 3月 月掛火災保険認可

35年 (1960) 12月 住宅総合保険認可

36年 (1961) 10月 東京証券取引所上場

37年 (1962) 5月 月掛住宅保険、月掛商工保険認可

7月 賠償責任保険を発売

11月 動産総合保険を発売

41年 (1966) 6月 地震保険を発売

42年 (1967) 8月 月掛自動車保険（6回払）認可

11月 交通事故傷害保険を発売

43年 (1968) 7月 長期総合保険を発売

11月 団地保険・月掛団地保険を発売

44年 (1969) 11月 月掛自動車保険（12回払）を発売

45年 (1970) 6月 茨木研修センター・事務センター竣工

47年 (1972) 5月 訪中使節団を派遣し、中国との再保険取引開始

11月 ロンドン事務所開設

48年 (1973) 7月 ファミリー交通傷害保険を発売

11月 住宅火災保険を発売

49年 (1974) 3月 家庭用自動車保険（対人示談交渉つき）を発売

6月 オランダ現地元受営業免許取得

50年 (1975) 1月 積立ファミリー交通傷害保険を発売

5月 英国現地法人富士火災 (U.K.) 社設立（ロンドン）

7月 富士火災損害調査株式会社を設立

10月 価額協定保険（火災）を発売

51年 (1976) 1月 自家用自動車保険(PAP)を発売

シカゴ事務所開設

55年 (1980) 8月 シンガポール事務所開設

56年 (1981) 10月 米国現地法人富士火災アメリカ社設立 (シカゴ)

57年 (1982) 10月 自家用自動車総合保険（SAP）を発売

11月 オンラインシステムFINES稼動

12月 家族傷害保険を発売

58年 (1983) 7月 パッケージ・ポリシーを発売

10月 積立保険の契約者貸付制度導入

59年 (1984) 8月 西ドイツで富士火災（U.K.）社が元受営業開始

10月 積立団地保険を発売

60年 (1985) 3月 積立家財総合保険を発売

6月 積立女性保険「EVE」を発売

7月 部門別総合オンラインシステムFINESⅢ稼動

61年 (1986) 4月 医療費用保険を発売

5月 ニューヨーク事務所開設

7月 ルクセンブルグに富士火災インベストメント社を設立

10月 ロスアンジェルス事務所開設

11月 積立家族、積立普通傷害保険を発売

62年 (1987) 1月 第1回無担保転換社債発行（100億円）

2月 ファミリースポーツ総合保険を発売

7月 新営業オンライン稼動

63年 (1988) 1月 （積立）こども総合保険を発売

3月 1993年満期分離型米貨建新株引受権付社債発行（1億1000万米ドル）

4月 財形（貯蓄、年金、住宅）傷害保険を発売

9月 香港事務所開設

平　成

元年 (1989) 3月 夜間休日事故受付フリーダイヤルサービス開始

富士火災アメリカ社の社名をアメリカン富士社に変更

4月 デュッセルドルフ事務所開設

バンコク事務所開設

国債窓販業務開始

5月 無償新株式発行

10月 介護費用保険を発売

2年 (1990)
1月 富士火災（U.K.）社の社名を富士インターナショナル社に変更

2月 第1回無担保新株引受権付社債発行(200億円)

4月 介護関連サービス「けんこう・くらぶ」サービスをスタート

「国際花と緑の博覧会」へ出展

資産運用システム「ACE」運用開始

6月 緊急帰国費用保険を発売

「富士火災ワールドデスク」開始

9月 商店会総合保険を発売

10月 積立介護費用保険を発売

3年 (1991)
4月 東京本社を設け大阪・東京2本社制へ

6月 インドネシア・リッポグループと提携

4年 (1992)
4月 富士火災セイフティダイヤル株式会社を設立

富士火災営業サービス株式会社を設立

5月 多摩研修センター・防災トレーニングセンター開設

10月 クアラルンプール事務所開設

ジャカルタ事務所開設

11月 年金払積立傷害保険を発売

5年 (1993)
7月 創立75周年記念事業展開

6年 (1994)
7月 ベトナム国営保険会社バオベト社と業務提携

11月 国内コマーシャルペーパーを発行

7年 (1995)
4月 上海事務所開設

5月 富士火災物流センター完成

8年 (1996)
8月 富士生命保険株式会社（現AIG富士生命保険株式会社）を設立

第2回無担保転換社債発行（250億円）

10月 富士生命保険株式会社（現AIG富士生命保険株式会社）営業開始

9年 (1997)
9月 ニュー・インディア保険会社（インド）と業務提携

12月 富士火災サポートセンター（現お客さまセンター）設立

10年 (1998)
2月 新損害調査システム全面稼動

5月 創立80周年記念商品「ハッピーサポーター」を発売

11年 (1999)
4月 オールインワン型独自商品「月掛生活総合保険」を発売

12年 (2000)
4月 ロードサービス付自動車保険「たすCarる」を発売

5月 傷害総合保険「未来スケッチ」を発売

7月 AIU保険会社（現AIU損害保険株式会社）と包括的業務提携

9月 積立傷害総合保険「積立未来スケッチ」を発売

12月 グループ傷害保険「経営安心部長」を発売

13年 (2001)
6月 賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα（アルファ）」を発売

8月 第三分野解禁第1弾商品として「医療保険」を発売

14年 (2002)
2月 オリックスならびにAIGグループによる当社への資本参加について三社で基本合意

3月 ルクセンブルクの子会社富士火災インベストメント社を解散

オリックスならびにAIGとの出資契約を締結

オリックスならびにAIGを割当先とする第三者割当増資を行う

5月 オンライン事故報告システムサービスの稼動

6月 家庭用火災総合保険「未来住まいる」発売

8月 ストック・オプション（新株予約権）を割当てストック・オプション（新株予約権）を発行

10月 「事業総合保険」を発売

11月 “あなたスタイルの自動車保険”家庭用総合自動車保険「FAP（Fuji Automobile Policy）」を発売

食品製造業者向け「総合環境衛生管理無料診断プログラム」を開発

15年 (2003)
4月 新型医療保険「医療保険DR」を発売

5月 事業総合保険「E☆ガード」を発売

7月 「PA（プロフェッショナルアドバイザー）社員制度」を創設

富士火災テレマーケティングセンターを開設

「マンション管理安心保険」を発売

12月 「富士火災損害サービスパッケージ」をスタート

16年 (2004)
1月 「みんなの健保（医療費用担保特約）」を発売

3月 建設事業基本特約条項付帯事業総合保険「工事王」を発売

4月 「富士火災損害サービスパッケージ」の拠点「セイフティ24サービスセンター」を開設

グループ傷害保険「“新”経営安心部長」を発売

新型自動車保険「FAI」・「FAP NEO」を発売

9月 物流業者向けサービス「フジロジスティックスメンバーズクラブ Fuji Logistics Members Club」を設置

10月 24時間365日の対応窓口「セイフティ24サービスセンター」を稼動

自動車損害賠償責任保険の共同システム「e-JIBAI(イージバイ)」を稼動

12月 「個人情報漏えい防止プログラム」を開発、提供開始

17年 (2005) **4月** AIG Greater China Ltd.と包括業務提携契約を締結

5月 満期返れい金付き医療保険「積立医療保険」を発売

6月 「ひとつ上を行く自動車保険“ベリエスト”」を発売

補償・サービス充実型自動車保険「ベリエスト」付帯サービスの拡充を図るため、「日本弁護士連合会」と協定を結ぶ

10月 自動車保険「ロードサービス」に「入退院サポートサービス」を導入、「社団法人　日本自動車連盟（JAF）」と連携しサービス内容拡充

自動車保険「緊急アシストサービス」に「福祉・介護タクシー紹介・手配」「お車搬送業者紹介・手配」を導入

18年 (2006) **2月** 新損害サービス対応「安心コール1」を開始

9月 50歳からの傷害保険「シニアの救急箱」を発売

12月 愛媛県松山市の中央営業事務センターの業務開始

19年 (2007) **1月** 来店型保険代理店の新ブランド「みんなの保険プラザ」に出資

3月 「移動式損害サービスオフィス」によるサービス開始

10月 女性による女性のための医療・健康サポートサービス「富士火災フローラクラブ」のサービス開始

音声ガイドによるわかりやすい海外旅行保険のオンライン契約サイトをオープン

20年 (2008) **2月** 携帯電話による「賃貸入居者向け家財保険」の契約締結を実現した「らくトクねっと-Plus」を稼動

6月 創立90周年記念商品「かいけつサポーターズ」を発売

8月 “事故対応力に特化した”ドライバー想いの自動車保険「ミューズ」を発売

10月 海外旅行保険の法人顧客に業界初となる24時間365日対応の「海外安否確認」サービスを提供開始

11月 「CRMベストプラクティス賞」を受賞

12月 AIGグループ企業を割当先とする第三者割当増資を発表

次世代認定マーク「くるみん」を取得

21年 (2009) **2月** 「富士事業強化プラン」を発表

インターネット上で“家庭用火災総合保険「未来住まいる」”の契約締結が可能なシステムを稼動

11月 「がんの実費補償」に重点を置いた医療保険みんなの健保『がんにも負けず』を発売

“補償の柔軟性”と“提案の簡便性”を備えた企業向け賠償責任保険「MVP」を発売

22年 (2010) **3月** チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インクを割当先とした第三者割当増資を実施

7月 自動車保険「フリート」ご契約者向け新サービス「社長“ホッと”コール」をスタート

12月 必要な補償を自由に選べる近年の医療事情に対応した実費補償型医療保険「みんなの健保2」を発売

23年 (2011) **2月** AIGグループによる完全子会社化を目的とした公開買付けが表明される

7月 完全子会社化に向け、東証・大証　上場廃止

8月 AIGグループの完全子会社となる。これに伴いガバナンス体勢を監査役会設置会社に移行

24年 (2012) **3月** 新しい労災リスクから企業を守る　業務災害総合補償保険「みんなの労災ガード」を発売

10月 富士損害サービス社を本体統合

12月 引受基準緩和型契約特約付医療総合保険「持病のある方も入りやすいみんなの健保3」発売

25年 (2013) **3月** アメリカン富士社、富士インターナショナル社を売却

4月 AIGジャパン・ホールディングスの完全子会社化

富士生命保険株式会社の社名をAIG富士生命保険株式会社に変更

富士火災インシュアランスサービスとチャーティス・コーポレート・ソリューションズが合併し、AIG富士インシュアランスサービス株式会社設立

2. 当社の組織

（1）本社機構、営業・損害サービス機構（平成25年7月1日現在）

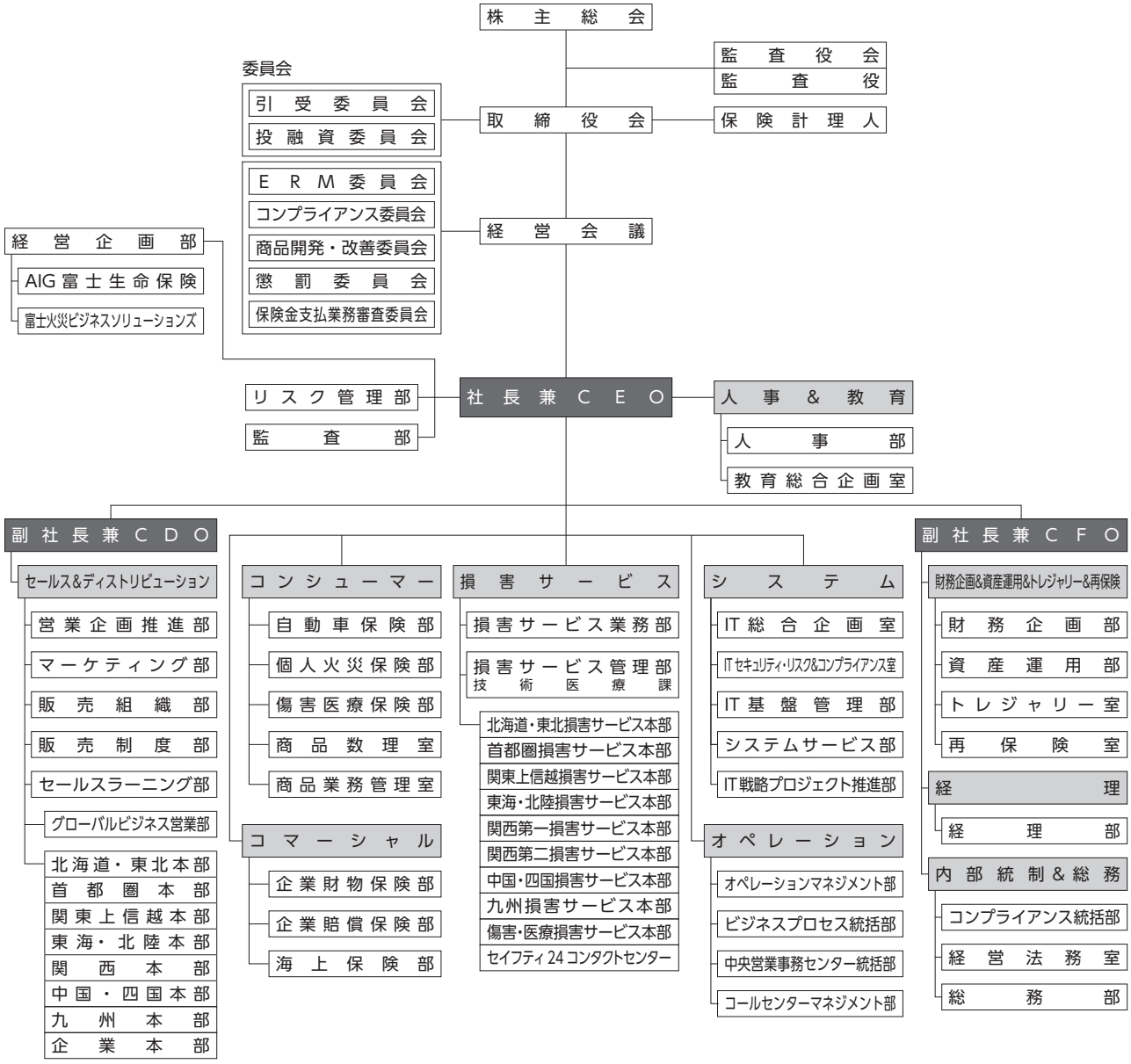

（2）国内ネットワーク（平成 25年7月1日現在）

日本全国の主要都市に営業店舗や事故相談センター（サービスセンター）を配置し、地域に密着したきめ細やかな対応ができるよう努めています。

さらに、日中はもちろん平日の時間外や休日も保険に関するお問い合わせをフリーダイヤルでお受けする「お客さまセンター」や万一の事故のときのために24時間365日体制の「セイフティ24コンタクトセンター」を設置するなど、万全の体制を整えています。

合計

課･支店･センター	210
サービスセンター（コンタクトセンター含む）	101

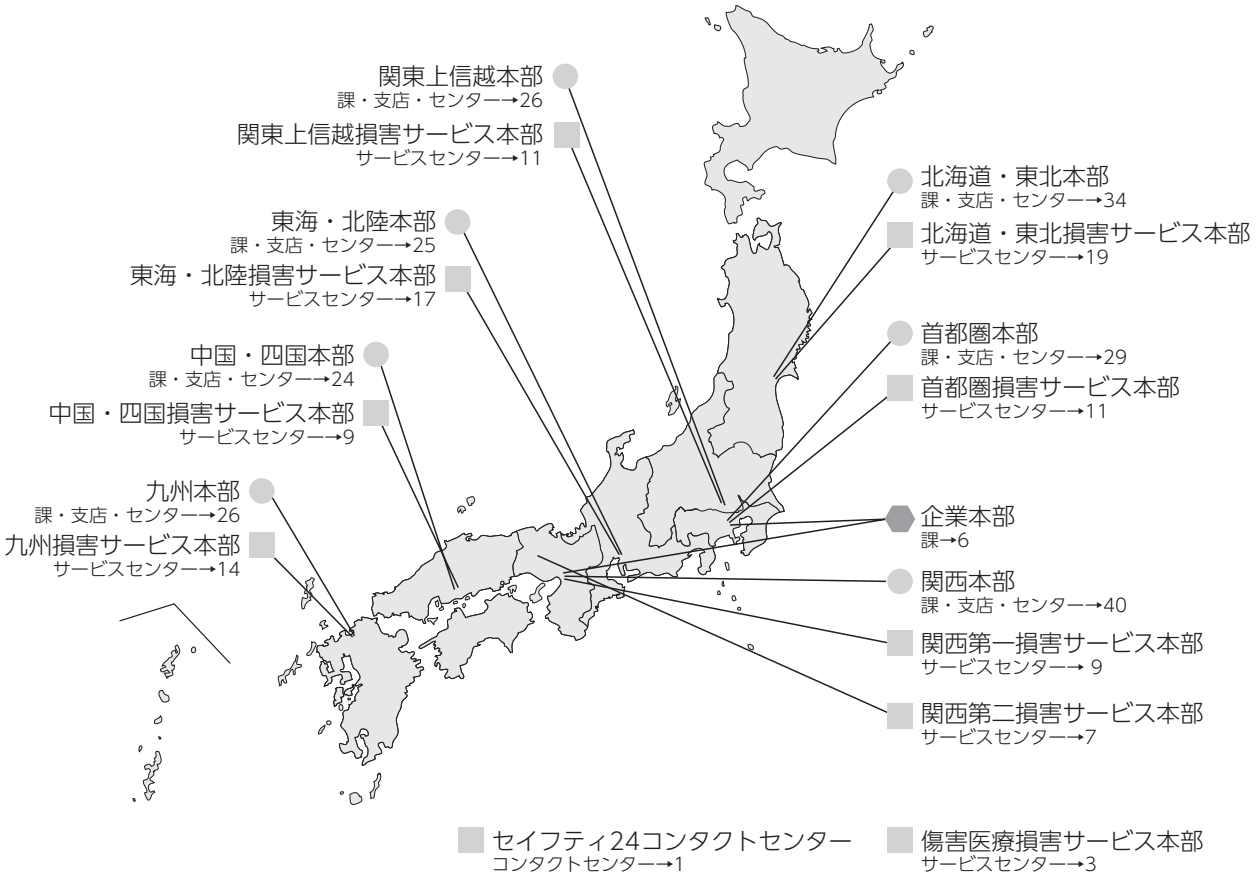

（3）海外ネットワーク（平成 25年7月1日現在）

当社の海外拠点はありませんが、AIGグループの世界的なネットワークを通じて、お客さまにサービスを提供できる体制にあります。

3. 株主の状況

大株主の状況

氏名又は名称	住　所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
チャーティス･ジャパン･キャピタル･カンパニー･エルエルシー（常任代理人　AIG ジャパン・ホールディングス株式会社）	米国・デラウェア（東京都港区虎ノ門４丁目 3-20）	55,000	45.45
チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク（常任代理人　AIG ジャパン・ホールディングス株式会社）	米国・ニューヨーク（東京都港区虎ノ門４丁目 3-20）	47,000	38.84
AIG ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門４丁目 3-20	19,000	15.71
計	－	121,000	100.00

4. 役員の状況

(1) 取締役・監査役の状況

(平成 25 年 6 月 21 日現在)

役　名	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役	横山（よこやま）　隆美（たかよし） （昭和27年12月18日生）	昭和51年 4月　AIU保険会社　入社 平成 2年 6月　同社　財務部部長 平成 3年 1月　同社　AVP財務部部長 平成 4年 8月　アメリカンホーム保険会社　日本における代表者 平成13年12月　AIU保険会社　日本における代表者 平成19年 1月　アメリカンホーム保険会社　日本における代表者 平成22年 4月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　エグゼクティブ・バイス・プレジデント 平成22年 5月　当社　代表執行役社長兼COO 平成22年 6月　当社　取締役兼代表執行役社長兼COO 平成23年 9月　当社　代表取締役社長兼COO 平成23年10月　当社　代表取締役社長兼CEO（現任） 平成23年10月　富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社)　取締役(非常勤)(現任) 平成23年10月　富士火災インシュアランスサービス株式会社　取締役（非常勤） 平成24年 6月　日本地震再保険株式会社　監査役（非常勤）（現任）
取締役	見瀬（みせ）　清次（きよつぐ） （昭和32年12月16日生）	昭和56年 4月　当社　入社 平成14年 4月　当社　大阪法人営業本部金融法人営業部長 平成15年 3月　当社　営業本部金融企業法人部長 平成16年 2月　当社　営業本部金融企業法人部長兼金融開発推進室長 平成16年 4月　当社　営業本部法人営業統括部長 平成16年11月　当社　法人本部長 平成17年 4月　当社　法人営業本部副本部長 平成18年 4月　当社　金融法人本部長 平成19年 4月　富士生命保険株式会社　法人営業部長兼市場開発部長 平成20年 4月　同社　営業推進部長 平成20年10月　同社　取締役営業推進部長 平成21年 4月　同社　取締役 平成21年 7月　当社　営業役員法人営業本部長 平成21年 8月　当社　執行役法人営業本部長 平成21年 8月　富士マネジメントサービス株式会社　取締役（非常勤） 平成21年10月　当社　執行役法人営業本部長、企業部担当 平成22年 1月　当社　執行役法人本部長 平成23年 4月　当社　常務執行役、セールス＆マーケティング担当 平成23年 4月　富士生命保険株式会社　取締役（非常勤） 平成23年 6月　富士火災インシュアランスサービス株式会社　取締役（非常勤） 平成23年 9月　当社　取締役常務執行役員、セールス＆マーケティング担当 平成23年10月　当社　代表取締役副社長兼CDO、セールス＆ディストリビューション担当（現任） 平成25年 4月　AIG富士インシュアランスサービス株式会社　取締役（非常勤）（現任）
取締役	首藤（しゅどう）　透（とおる） （昭和34年6月25日生）	昭和57年 4月　日本長期信用銀行　入行 平成14年 2月　アメリカンインターナショナルグループ株式会社　企画開発本部部長 平成18年 7月　同社　統合プロジェクトマネジメント室　バイスプレジデント 平成21年 1月　AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社　プロジェクトマネジメント　バイスプレジデント 平成22年 3月　当社　執行役、資産運用部担当 平成22年 7月　当社　執行役、財務企画＆資産運用担当 平成22年11月　富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社)　取締役(非常勤)(現任) 平成23年 4月　当社　代表執行役副社長兼CFO、財務企画＆経理＆資産運用担当 平成23年 6月　当社　取締役兼代表執行役副社長兼CFO、財務企画＆経理＆資産運用担当 平成23年 9月　当社　代表取締役副社長兼CFO、財務企画＆経理＆資産運用担当、内部統制＆総務担当 平成23年10月　当社　代表取締役副社長兼CFO、財務企画＆経理＆資産運用担当 平成24年 4月　当社　代表取締役副社長兼CFO、財務企画＆経理＆資産運用＆再保険担当 平成25年 4月　当社　代表取締役副社長兼CFO、財務企画＆資産運用＆トレジャリー＆再保険担当（現任）
取締役 (非常勤)	近藤（こんどう）　章（あきら） （昭和20年2月2日生）	昭和42年 4月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）　入行 平成 9年 6月　同行　常務取締役 平成11年 4月　大和証券SBキャピタル・マーケッツ株式会社　代表取締役副社長 平成12年 4月　株式会社ブックワン　監査役 平成12年 5月　ソニー株式会社　執行役員専務 平成16年 7月　AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社　副会長 平成17年 6月　当社　取締役 平成17年11月　AIGジャパン・パートナーズ株式会社　社外取締役 平成21年 6月　当社　代表執行役社長兼CEO 平成21年 6月　当社　取締役兼代表執行役社長兼CEO、指名委員、報酬委員 平成22年 5月　当社　取締役兼代表執行役会長兼CEO、報酬委員 平成22年 6月　当社　取締役兼代表執行役会長兼CEO、指名委員 平成22年 6月　富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社)　取締役(非常勤)(現任) 平成22年 6月　富士火災インシュアランスサービス株式会社　取締役（非常勤） 平成23年 9月　当社　代表取締役会長兼CEO 平成23年10月　当社　取締役（非常勤）（現任） 平成23年10月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社（現AIGジャパン・ホールディングス株式会社）　副会長（現任） 平成24年 4月　株式会社国際協力銀行　取締役（非常勤）（現任）

（平成 25 年 6 月 21 日現在）

役　名	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役	**佐藤（さとう）　康洋（やすひろ）** （昭和30年8月29日生）	昭和54年 4月　株式会社日本債券信用銀行　入行 平成 6年 2月　同行　総合企画部　企画渉外室長 平成 7年 7月　同行　企業情報部　次長 平成10年 7月　アメリカンインターナショナルグループ株式会社　入社 AVP企画開発本部長 平成12年 1月　同社　取締役　企画開発本部長 平成13年 9月　同社　取締役　バンカシュアランス担当 平成15年 9月　同社　常務取締役　コーポレートディベロップメント担当 平成16年 7月　ティーペック株式会社　社外取締役 平成16年 8月　AIG投信投資顧問株式会社　社外監査役 平成17年11月　AIGジャパン・パートナーズ株式会社　社外取締役 平成19年 6月　AIGファイナンシャルラーニング株式会社　社外監査役 平成19年 6月　当社　取締役、指名委員、報酬委員 平成19年 8月　AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 リージョナルバイスプレジデント　コーポレートディベロップメント担当 平成20年 6月　当社　取締役、監査委員 平成21年 6月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社　取締役常務執行役員 戦略企画担当 平成22年 6月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社（現AIGジャパン・ホールディングス株式会社）　取締役専務執行役員　コーポレート・プランニング部門担当（現任） 平成22年 6月　当社　取締役、指名委員、監査委員 平成23年 9月　当社　取締役（現任） 平成23年 9月　富士生命保険株式会社（現AIG富士生命保険株式会社）　監査役（非常勤）（現任） 平成24年 5月　AIU設立準備会社（現AIU損害保険株式会社）　監査役（非常勤）（現任）
取締役	**ホゼ・A・ヘルナンデス** （昭和40年10月26日生）	昭和62年10月　セグロス保険会社　入社　アシスタント・クレーム・マネージャー 平成 2年 8月　ジョンソン・アンド・ヒギンス　アカウント・エグゼクティブ 平成 3年 9月　サウス・コンティネンタル・インシュランス代理店　社長 平成 6年 9月　AIGメヒコ・セグロス・インテルアメリカーナ　コマーシャルライン部門担当、ブローカー・マネジメント・ディストリビューション担当　バイス　プレジデント 平成 9年 7月　アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ中南米部門　バイス　プレジデント 平成10年 7月　AIGメヒコ・セグロス・インテルアメリカーナ　AIGプロパティ・アンド・カジュアルティ保険会社　ジェネラル・マネージャー 平成13年 1月　アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ　インターナショナル・アクシデント&ヘルス部門　オペレーション担当（日本・韓国以外）シニア・バイス・プレジデント 平成15年 8月　AIGカンパニーズ日本韓国地域　アクシデント＆ヘルス部門担当　リージョナル　バイス　プレジデント 平成15年 9月　AIU保険会社　アクシデント＆ヘルス部門担当　専務執行役員 平成16年 9月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　取締役（非常勤） 平成19年12月　アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ　アクシデント＆ヘルス部門担当　プレジデント 平成19年12月　AIGトラベル・インク（現Travel Guard world wide,inc）　会長 平成20年 1月　AIU保険会社（ニューヨーク）　取締役　シニア　エグゼクティブ　バイスプレジデント（非常勤）（現任） 平成21年 8月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社　代表取締役社長兼CEO 平成21年 8月　チャーティス・インターナショナル LLC　オフィサー 平成21年 8月　アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社　代表取締役 平成21年 8月　チャーティス・クレイム・ソリューション・ジャパン株式会社　取締役（非常勤） 平成21年 9月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成22年 6月　当社　取締役、指名委員長、報酬委員 平成23年 1月　チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシー　取締役兼CEO兼プレジデント（非常勤） 平成23年 9月　当社　取締役（現任） 平成23年12月　チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク　取締役兼プレジデント 平成24年 2月　チャーティス・ジャパン・ホールディングス株式会社　取締役社長兼CEO 平成24年 5月　アメリカン・インターナショナル・グループ・インク　シニア・バイス・プレジデント（現任） 平成24年 6月　AIU保険会社（ニューヨーク）　エグゼクティブ　バイスプレジデント（非常勤）（現任） 平成24年 6月　AIGオーストラリア・リミテッド　取締役（非常勤）（現任） 平成24年 6月　チャーティス・シンガポール・インシュアランス Pte.Ltd.（現AIGアジア・パシフィック・インシュアランス Pte.Ltd.）　取締役（非常勤）（現任） 平成24年 7月　チャーティス・インターナショナル・エルエルシー　エグゼクティブ・バイス・プレジデント 平成25年 2月　AIGジャパン・ホールディングス株式会社　代表取締役会長（現任） 平成25年 4月　AIGプロパティ・カジュアリティ・インターナショナル・エルエルシー　取締役（非常勤）エグゼクティブ　バイスプレジデント（現任）

（平成 25 年 6 月 21 日現在）

役　名	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役	**デービッド・W・ジューニアス** （昭和45年11月14日生）	平成12年12月　AIGインク　AIGストラティージック　プラニング　マネージング　ディレクター 平成21年 7月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社　取締役常務執行役員兼チーフ　ファイナンシャル　オフィサー 平成21年 8月　アメリカンインターナショナルグループ株式会社　取締役（非常勤） 平成21年 8月　AIU保険会社（ニューヨーク）　取締役（非常勤） 平成21年11月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成22年 6月　チャーティス・ビジネス・パートナーズ株式会社（現AIGビジネス・パートナーズ株式会社）　取締役（非常勤）（現任） 平成22年 6月　当社　取締役、報酬委員 平成22年11月　チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク　トレジャラー（非常勤） 平成23年 1月　チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシー　取締役トレジャラー（非常勤） 平成23年 6月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社（現AIGジャパン・ホールディングス株式会社）　取締役専務執行役員兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（現任） 平成23年 7月　チャーティス・パシフィック・リム・ホールディングス・エルエルシー　アシスタント・セレクタリー（非常勤） 平成23年 9月　当社　取締役（現任） 平成23年 9月　富士生命保険株式会社（現AIG富士生命保険株式会社）　取締役（非常勤）（現任） 平成23年12月　チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシー　取締役兼CFO（非常勤） 平成23年12月　チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク　取締役兼CFO（非常勤） 平成24年 1月　チャーティス・ジャパン・ホールディングス・エルエルシー　取締役兼CFO（非常勤） 平成24年 3月　AIGアセット・マネジメント株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成24年 6月　チャーティス・シンガポール・インシュアランスPte.Ltd.（現AIGアジア・パシフィック・インシュアランスPte.Ltd.）　取締役（非常勤）（現任） 平成24年 6月　AIU保険会社（ニューヨーク）　シニア・バイス・プレジデント（現任）
取締役	**ロバート・L・ノディン** （昭和36年5月26日生）	昭和60年 8月　AIGインク（ニューヨーク）入社　オペレーション・マネジメント部門配属　オペレーション・コンサルタント 昭和61年 8月　AIGデータセンター　バイスプレジデント　オペレーションマネジメント担当 昭和62年 6月　メタミクロ・コンピューター・コンサルティング　プレジデント 昭和62年12月　AIGデータセンター　バイスプレジデント　オペレーションマネジメント企業情報室、オフィス・スペース企画　担当 平成 2年 1月　AIUインシュアランス　カンパニー　フィリピン支店　バイスプレジデント　東南アジア地域オペレーション担当 平成 5年 4月　ニューハンプシャー保険会社　タイ支店　副支店長代理 平成 8年 9月　AIUインシュアランス　カンパニー　フィリピン支店　リージョナル　バイス　プレジデント　リージョナル開発マネージメント室　担当 平成11年10月　同社　香港支店　リージョナル　バイス　プレジデント　オーストラレーシア　東南アジア・中国地域　オペレーションズ・システムズ担当 平成14年10月　アメリカン　インターナショナル　グループ　株式会社（AIGKK）　リージョナル　バイス　プレジデント　日本・韓国地域　オペレーションズ・システムズ担当 平成17年11月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　取締役　兼任 平成17年12月　AIU保険会社　日本支店　専務執行役員　システム＆オペレーション担当　兼任 平成18年 6月　AIUインシュアランス　カンパニー（ニューヨーク）　シニアバイスプレジデント　オペレーション＆システム 平成18年 6月　AIGシステムズ　ソリューション（インド　チェンナイ）　取締役兼取締役会会長 平成18年 9月　AIUインシュアランス　カンパニー（ニューヨーク）　取締役 平成18年11月　AIGグローバルサービス（ニューヨーク）　取締役 平成20年 2月　AIGインク　損害保険部門　オペレーション＆システム　エグゼクティブ 平成21年 5月　AIUホールディングス（ニューヨーク）　シニアバイスプレジデント　オペレーション＆システム 平成21年 7月　AIU保険会社　日本支店　最高執行責任者　COO 平成23年 4月　同社　日本支店　日本における代表者　CEO 平成24年 5月　AIGインク　バイス・プレジデント（非常勤）（現任） 平成24年 5月　AIU設立準備会社（現AIU損害保険株式会社）　取締役（非常勤）（現任） 平成24年 6月　当社　取締役（現任） 平成24年 6月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　取締役専務執行役員　兼　最高執行責任者（COO） 平成25年 2月　AIGジャパン・ホールディングス株式会社　代表取締役社長　CEO（現任）

（平成 25 年 6 月 21 日現在）

役　名	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役	**レオナルド・A・ベラフィオーレ** （昭和32年10月14日生）	昭和54年　コンチネンタル・インシュアランス・ニューヨーク　アソシエイト・アクチュアリー 平成10年　AIGヨーロッパ　シニア・バイス・プレジデント 平成13年　AIGヨーロッパ　マネージング・ディレクター 平成17年　AIU保険会社（ニューヨーク）　チーフ・アクチュアリー 平成21年 1月　AIU保険会社（ニューヨーク）　チーフ･アンダーライティング･オフィサー 平成21年 6月　チャーティス・インターナショナル・エルエルシー　COO 平成21年 8月　トラベル・ガード・ワールドワイド・インク　取締役 平成23年 6月　チャーティス・インク　コンシューマー・インシュアランス　チーフ・アンダーライティング・オフィサー 平成24年 4月　アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド　取締役（非常勤） 平成24年 4月　アメリカン・インターナショナル・オーバーシーズ・リミテッド　取締役（非常勤） 平成24年 5月　AIGインク　シニア・バイス・プレジデント（非常勤）（現任） 平成24年 9月　モアファー・マーケティング・インク　取締役（非常勤） 平成24年10月　AIG PCグローバル・サービス・インク　シニア・バイス・プレジデント（非常勤）（現任） 平成25年 1月　AIGジャパン・ホールディングス株式会社　専務執行役員コンシューマー担当（現任） 平成25年 1月　当社　取締役（現任） 平成25年 4月　AIU損害保険株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成25年 6月　AIGコーリア・インク　取締役（非常勤）（現任）
取締役	**クリスチャン・M・サンドリック** （昭和48年11月8日生）	平成20年 7月　AIGグローバル・オペレーション＆システムUK　リージョナル・エグゼクティブ 平成22年 8月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　常務執行役員オペレーション担当 平成24年 7月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社（現AIGジャパン・ホールディングス株式会社）　常務執行役員ジャパン・トランスフォーメーション担当（現任） 平成25年 1月　当社　取締役（現任） 平成25年 4月　AIU損害保険株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成25年 6月　AIGコーリア・インク　取締役（非常勤）（現任）
取締役 （非常勤）	**友野（ともの）　紀夫（のりお）** （昭和29年6月24日生）	昭和52年 4月　千代田生命保険相互会社　入社 平成 8年 4月　チヨダ・ライフ・ヨーロッパ・リミテッド　社長 平成13年 3月　千代田生命保険相互会社　取締役 平成13年 4月　エイアイジー・スター生命保険株式会社　取締役 平成16年12月　アメリカン・ジェネラル社　バイス・プレジデント 平成18年 3月　エイアイジー・スター生命保険株式会社　取締役 平成19年 6月　エイアイジー・スター生命保険株式会社　代表取締役社長 平成24年 1月　ジブラルタ生命保険株式会社　取締役副会長 平成25年 2月　富士生命保険株式会社（現AIG富士生命保険株式会社）代表取締役社長兼COO（現任） 平成25年 6月　当社　取締役（非常勤）（現任）
監査役 （常勤）	**長田（おさだ）　國彦（くにひこ）** （昭和27年9月6日生）	昭和51年 4月　当社　入社 平成11年 4月　当社　人事部長 平成13年 6月　当社　経営管理部長 平成14年 4月　当社　代理店部長 平成14年11月　当社　販売組織部長 平成15年 3月　当社　代理店営業部長 平成16年11月　当社　代理店本部長 平成17年 4月　当社　業務管理部長 平成18年 7月　当社　総務部長兼業務管理部長 平成19年 4月　当社　業務役員総務部長 平成21年 8月　当社　執行役員総務部長 平成22年 4月　当社　執行役、内部統制＆総務担当 平成22年 6月　富士損害サービス株式会社　監査役（非常勤） 平成23年 9月　当社　監査役（常勤）（現任）
監査役 （非常勤）	**荒川（あらかわ）　純司（じゅんじ）** （昭和34年6月2日生）	昭和58年 4月　AIU保険会社　入社 平成 7年 5月　AIU保険会社　国際営業部課長 平成 8年12月　同社　社長室長 平成10年12月　同社　企業保険部本部長/アシスタント・バイスプレジデント 平成12年 4月　AIGニューヨーク本社出向　アジア・アメリカ・ディビジョン　バイスプレジデント 平成15年 5月　AIU保険会社　コマーシャルライン本部副本部長　アシスタント・バイスプレジデント 平成18年 8月　同社　コンプライアンス本部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー/アシスタント・バイスプレジデント 平成21年 1月　同社　執行役員　チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成21年 6月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社（現AIGジャパン・ホールディングス株式会社）　取締役常務執行役員　チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任） 平成23年 9月　当社　監査役（非常勤）（現任） 平成24年 5月　AIU設立準備会社（現AIU損害保険株式会社）　監査役（非常勤）（現任）

（平成 25 年 6 月 21 日現在）

役　名	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
監査役 （非常勤）	高橋（たかはし）　直樹（なおき） （昭和36年4月26日生）	昭和60年 4月　日産自動車株式会社　入社 平成 7年 4月　ホワイト・アンド・ケース外国法事務弁護士事務所 平成10年 2月　日本コカ・コーラ株式会社　リーガル・カウンセル 平成12年 5月　株式会社アイ・キュー・スリー　取締役上級副社長 平成13年 8月　アメリカンインターナショナルグループ株式会社　法務部長 平成21年 6月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社　取締役常務執行役員　ゼネラルカウンシル 平成23年 7月　チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク　取締役アシスタント・セクレタリー 平成23年 7月　チャーティス・パシフィック・リム・ホールディングス・エルエルシー（非常勤） 平成23年 9月　AIU保険会社（ニューヨーク）ゼネラルカウンセル兼アシスタント・セクレタリー（現任） 平成23年12月　チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシー　取締役（非常勤） 平成24年 1月　チャーティス・ジャパン・ホールディングス株式会社　取締役常務執行役員　ゼネラルカウンシル 平成24年 2月　チャーティス・ビジネス・パートナーズ（現AIGビジネス・パートナーズ株式会社）　取締役（現任） 平成25年 2月　AIGジャパン・ホールディングス株式会社　常務執行役員　ゼネラルカウンシル 平成25年 3月　当社　監査役（非常勤）（現任） 平成25年 4月　AIG富士インシュアランスサービス株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成25年 6月　AIGジャパン・ホールディングス株式会社　取締役常務執行役員　ゼネラルカウンシル（現任）

（注）1. 佐藤康洋、ホゼ・A・ヘルナンデス、デービッド・W・ジューニアス、ロバート・L・ノディン、レオナルド・A・ベラフィオーレ、およびクリスチャン・M・サンドリックは、会社法第２条第 15 号に定める社外取締役であります。
2. 荒川純司および高橋直樹は、会社法第２条第 16 号に定める社外監査役であります。
3. チャーティス・インターナショナル LLC は、2013 年 4 月 1 日付けで「AIG プロパティ・カジュアリティ・インターナショナル LLC」に商号変更いたしました。
また、チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー LLC、チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・インク、チャーティス・ジャパンホールディングス LLC およびチャーティス・パシフィック・リム・ホールディングス LLC の４社は、2013 年 4 月 1 日付けで、AIG プロパティ・カジュアリティ・インターナショナル LLC に吸収合併され、消滅しております。

(2) 執行役員の状況

(平成 25 年 6 月 21 日現在)

役　名	氏　名	担　当
代表取締役社長兼CEO	横山　隆美	全般 オペレーション、経営企画部、リスク管理部、監査部担当
代表取締役副社長兼CDO	見瀬　清次	セールス＆ディストリビューション担当
代表取締役副社長兼CFO	首藤　透	財務企画＆資産運用＆トレジャリー＆再保険担当
常務執行役員	東　希篤	コンシューマー担当
執行役員	則生　直人	損害サービス担当
執行役員	西田　直樹	人事＆教育担当（人事部長）
執行役員	登石　宏明	内部統制＆総務担当
執行役員	御厨　志郎	コマーシャル担当
執行役員兼CIO	ヴィンセント・M・オフレシオ	システム担当
執行役員	前場　俊宏	セールス＆ディストリビューション担当（CDO補佐）
執行役員	北澤　緑	経理担当（経理部長）
執行役員	栗丸　安幸	セールス＆ディストリビューション担当（CDO補佐） （関西本部長）
執行役員	坂本　真樹	富士火災ビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長

5. 従業員の状況

（1）従業員数、平均年齢、平均勤続年数

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
5,502	40.5	15.1

（注）1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、使用人兼務取締役、監査役、執行役員及び休職者等を含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、営業社員を含んでおりません。また、小数点第 2 位を切り捨てて小数点第 1 位まで表示しております。

（2）教育研修制度の特色

当社は社員の人材育成に特に力を入れています。企業を支えるのは人であり、社員はその要として、それぞれの分野でリーダーシップを発揮していきます。

育成においては当社の経営戦略に沿った人材の育成をしていくことはもちろんですが、同時に社員一人ひとりのキャリアプランの大切さを理解し、それを積極的にサポートしていこうと考えています。社員の一人ひとりがワーク／ライフ両面のバランスの取れた生活の中で個人のキャリアを築き、個人と会社がニーズを共有し社員の真の自立を支援していくことが当社の発展につながるものと考えています。

また、その前提としての人権教育やコンプライアンス教育についても、全社的に取組みを行っています。

内勤社員

①全社員共通教育プログラム

当社の経営戦略のベクトルに沿った、高いレベルの教育・研修を実施し、将来の当社を支える「人財」を育成しています。

《リーダー育成プログラム》

ＭＢＡ知識やそのアウトプットスキルから、当社のケースにあてはめた経営戦略の策定、実行のリーダーシップに至るまで、実践的な「リーダー育成プログラム」を実施しています。

《ビジネススキル強化プログラム》

ビジネススキル強化を目的とした多数の魅力あるプログラムでは、e-ラーニングや通信研修も織り交ぜ、数多くの社員に能力開発の機会を提供しています。

また、英語学習においては、ビジネスに実用的なスピーキング、リスニング、ライティングをバランスよく学習できる ICP（International Communication Program）を実施しています。

その他、公的資格（ＭＢＡ・中小企業診断士・ＦＰ資格・英語検定等）の取得支援も積極的に行っています。

《テーマ別教育プログラム》

キャリア開発ワークショップ、テーマ別ワークショップなど、テーマごとに多数のプログラムを企画・実施しています。

《階層別教育プログラム》

新入社員を対象とする入社前・入社時研修をはじめとして、フォローアップ研修、マネージャー研修など、階層ごとに多数のプログラムを企画・実施しています。

《人権教育》

人間が等しく保有している基本的人権を尊重し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して、正しい理解と認識を深め、人間尊重の社風を構築するため、人権教育を全社的に実施しています。

《コンプライアンス教育》

社員が法令や社内規程、企業倫理等を遵守するために必要な事項について、全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。また、e-ラーニング等により、研修内容の理解度向上を図っています。

【全体像】

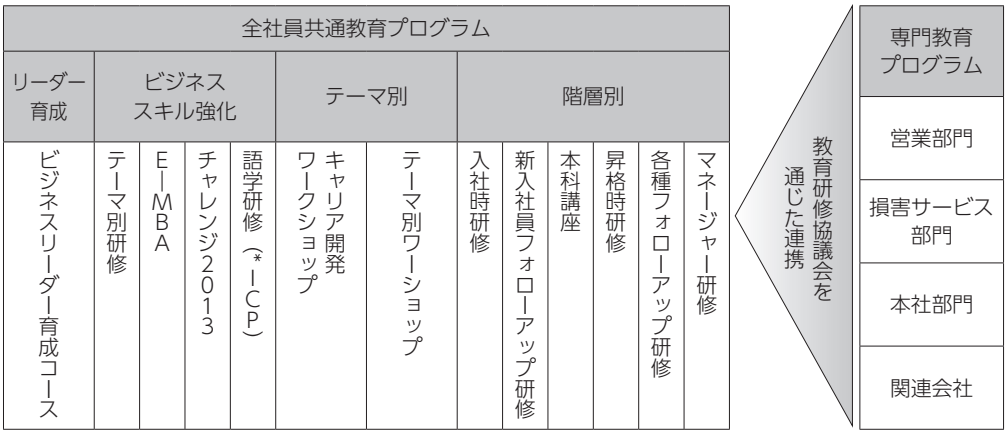

*ICP = International Communication Program の略

②専門教育プログラム

営業部門・損害サービス部門については、教育研修部門が実践的な教育研修を企画・実施しています。また、それ以外の部門についても各種研修を実施し、スペシャリストの育成を図っています。

《教育研修協議会》

当社には多数の教育研修メニューがありますので、本社部門の各ユニットから教育研修の代表メンバーが集まり、当社の経営戦略とのベクトル合わせや受講者ニーズ・利便性の確保、研修リソースの有効活用といった観点から、定期的に調整を行っています。

コーポレート・プロフェッショナル・アドバイザー（営業社員）

トレーニングシステム

コーポレート・プロフェッショナル・アドバイザーに対する当社独自のトレーニングシステムは、商品知識などの単なる座学研修に終わるのではなく、お客様との関係の質を高めるために体系化された循環（情報提供）型セールス手法を活用した研修体系が特徴です。

科学的に構築されたメソッドを用いたロールプレイングや、「実戦」を通じスキルアップを図るフィールドトレーニングなど、即戦力として役立つセールススキルが身につくトレーニングシステムです。

Ⅶ. プライバシーポリシー(個人情報保護宣言・方針)(全文)

当社は、業務上お取扱いさせていただく皆様の個人情報を保護することをお約束いたします。個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

本プライバシーポリシーは、富士火災のウェブサイト（以下「当社ウェブサイト」といいます。）及びその他の方法（例えば、保険契約の申込書・保険金請求書・取引書類、電話、電子メール等）により取得した個人情報を当社がどのように取り扱うかを記載したものです。

1. 個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社による個人情報の利用に関するご質問については以下のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

＜お問い合わせ窓口＞
富士火災海上保険株式会社
お客さまの声室
フリーダイヤル　0120-246-145
平日：午前９時～午後７時
（年末年始を除きます）

なお、ご契約内容、事故、保険金・給付金のご請求については、契約取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの当社営業店・損害サービスセンターにご照会ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで対応させていただきます。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。
＜お問い合わせ先＞
一般社団法人日本損害保険協会
そんぽＡＤＲセンター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
所在地　〒 101-0063　東京都千代田区神田淡路町２-105　ワテラスアネックス７階
電話　　03-3255-1470
（受付時間：午前９時～午後５時 土日祝祭日及び年末年始を除く）
ホームページアドレス（http://www.sonpo.or.jp）

2. 当社が取得する個人情報

皆様と当社との関係（例えば、記名被保険者、追加被保険者・保険金請求者、証人、代行者・指定代理人であるか）に応じて、皆様に関して当社が取得する個人情報には以下のものが含まれます。

・次の一般的な個人情報
皆様の氏名、住所及び電話番号、性別、既婚・未婚の別、ご家族の状況、生年月日その他の各種保険契約及び商品・サービス提供のお引受、ご継続・維持管理に関して必要な情報
・財務情報及び口座詳細
クレジットカード情報、銀行口座番号及び口座詳細
適切な補償の提供のためにご収入の状況をお尋ねすることがあります。
・病状及び健康状態
保険契約の締結・維持管理のため、現在及び過去の心身の状態・病状、健康状態、傷害・障害に関する情報、医療措置、個人的な習慣（例えば、喫煙・飲酒）、処方箋に関する情報及び病歴等
・マネーロンダリング調査のための情報
この目的で、例えば、保険契約者との保険契約に関する情報や、保険金請求者とのご請求に関する情報等を取得します。

・商品及びサービスをご提供するための情報
保険の目的物の所在地及び特定（例えば、物件の住所、車両のナンバープレートまたは登録番号標）、保険の対象とする個人の年齢区分、ご家族の状況、保険証券・請求番号、保険対象・危険性の詳細、損害の原因、事故歴または損害歴、ならびに加入している他の保険。その他ご契約を希望される保険のお引受けに必要な情報
・各種市場調査やアンケートにご協力いただいた場合の皆様の回答内容
皆様から当社に寄せられたご要望や嗜好、キャンペーンもしくは商品抽選その他の販売促進活動への参加または任意の顧客満足度調査を含む各種市場調査への回答をお願いする場合がございます。

3. 当社の個人情報利用方法（利用目的）
当社は取得した個人情報を次の目的のために利用します。

(1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理及び保険金・給付金等のお支払い。例えば次のようなことを行います。
・ご本人確認
・当社の保険業務の一環としてのご本人その他の方々との連絡
・当社の保険約款、当社ウェブサイトその他経営情報の変更に関する重要な情報の皆様への送付
・保険契約をお引受けするか否かの決定、ご請求内容の確認、処理、和解、及び請求に関する紛争の管理等
・皆様の保険金・給付金の請求権の確認、及び保険料その他のお支払の事務手続き
(2) グループ会社が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、それに関するご契約の維持管理。例えば次のようなことを行います。
・皆様の嗜好に基づくマーケティング情報（第三者たる特定取引先により提供された他の商品・サービスに関する情報を含みます。）のご提供
・皆様それぞれに合わせた情報及び広告の提示による、本ウェブサイト上の画面表示変更
・保険・支援サービスのご提供
(3) 当社業務に関する情報提供及び運営管理、商品・サービスの充実。例えば次のようなことを行います。
・当社お問い合わせ窓口宛の電話の録音やモニタリングによる、品質やセキュリティの向上及びトレーニングの実施
・満足度調査を含む各種市場調査及び分析の実施
・当社インフラ・業務運営の管理、社内方針・手続の遵守（監査・財務・経理、請求・集金、IT システム、データやウェブサイトの掲載、事業の継続を含みます。）及び記録・文書・印刷の管理
・苦情の解決及びデータのアクセスや訂正に関するご請求の取扱い
(4) 保険に関連・付随する業務の実施。例えば次のようなことを行います。
・他の事業者から個人情報の取扱いの全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
・詐欺・マネーロンダリングを含む犯罪の防止、摘発及び調査ならびにその他の商業上のリスクの分析・管理
・（皆様の居住国外の法令を含む）適用ある法令・規制（マネーロンダリングやテロの禁止に関する法令・規制等。）に基づく義務の遵守、法的手続の遵守及び（皆様の居住国外の公共機関・政府機関を含む）公共機関・政府機関からの要請への対応
(5) 当社が有する債権の回収
(6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
(7) お客様とのお取引き及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
(8) その他上記に付随する業務

4. 個人データの第三者への提供
当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

(1) ご本人が同意されている場合
(2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社代理店を含む）へ委託する場合

(3) 再保険の手続をする場合
(4) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
(5) その他法令に根拠がある場合

5. 個人データの共同利用

次の場合、当社は個人データを共同利用することがあります。

(1) 損害保険業界

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (http://www.sonpo.or.jp) をご覧ください。

また、自賠責保険における適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ (http://www.giroj.or.jp) をご覧ください。

(2) 代理店等情報確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（http://www.sonpo.or.jp）をご覧ください。

(3) 国土交通省への個人データ提供

当社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。詳細につきましては、国土交通省のホームページ（http://www.jibai.jp）をご覧ください。

(4) グループ会社

当社は、皆様の個人データをグループ会社との間で共同利用する場合があります。この場合においても、それぞれの会社が皆様の個人データを責任をもって管理いたします。

[共同利用する個人データ]

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、事故状況及び保険金支払状況等の内容

[共同利用の目的]

(a) グループ会社からの商品やサービスのご案内・提供
(b) ご契約の維持管理
(c) 商品・サービスの充実
(d) その他各社の事業に関連・付帯する業務

[グループ会社] は、下記のとおりです。

・富士火災グループ会社
・日本における AIG グループ会社（AIG メンバーカンパニーズ）
＊詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。

[AIG メンバーカンパニーズについて]

AIGグループは世界の保険･金融サービス業界のリーダーであり､130以上の国･地域で事業展開しています。AIG グループ各社は、世界最大級のネットワークを通して、個人・法人のお客さまに損害保険・生命保険を提供しています。このほか、リタイヤメント・サービス事業、金融サービス事業、そして資産運用事業もAIG グループの世界的な事業となっています。持ち株会社 AIG, Inc. の株式はニューヨークおよび東京の各証券取引所に上場されています。

6. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 10 に基づき、保健医療情報などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

(1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
(2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
(3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
(4) 法令に基づく場合
(5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
(6) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 9 に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. セキュリティ

当社は、ご本人の個人データを正確、最新のものにするよう常に適切な処置を講じています。また、適用あるプライバシー及びデータ保護に関する法令に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施いたします。

100％安全であると保証できるインターネット上のデータ送信システムやデータ記憶システムはあり得ません。当社とのやりとりが安全でないと考えられる理由がある場合（皆様から当社に提供した可能性のある個人情報の安全性が損なわれていると考えられる場合等）は、直ちにお知らせください。（上記１．「個人情報に関するお問い合わせ窓口」の項をご覧ください。）

9. その他の重要な情報

・当社が取り扱う個人情報が、利用目的に照らして信頼できるものであるよう、また、本プライバシーポリシーに記載された目的を実施するため必要な範囲において正確かつ完全であるよう、確実を期すため合理的な措置を講じます。また、法令による規定・許可により期間延長がなされる場合を除き、本プライバシーポリシーに概要を記載した目的を達成するため必要な期間、個人情報を保持します。
・当社が業務委託契約に基づき業務受託者に個人データを提供する場合は、かかる業務受託者を慎重に選定するものとし、また、選定された業務受託者においては個人データの秘密及び安全を保護するため適切な措置を講じなければならないものとします。当社に代わり個人データを取り扱う業務受託者は、厳重なセキュリティ基準を適用することが求められます。万一、個人データに関する事故が発生した場合には、当社は迅速かつ適切に対応いたします。
・当社業務のグローバルな性格上、上記の目的のため、（皆様が本拠地とする国とは情報保護制度が異なる米国等）他国に個人データを送る場合があります。例えば、皆様が海外にいらっしゃる際に、海外旅行保険に関する請求の処理及び緊急医療サポート業務を行うため、個人データを送ることがあります。また、当社のグループ会社、業務受託者及び政府・公共機関に対し、国境を越えて情報を送る場合もあります。

10. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。

なお、当社の個人情報の取扱いについてのご質問等は、上記１．「個人情報に関するお問い合わせ窓口」へご連絡ください。適切に対処いたします。

また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、すみやかに当社のウェブサイト等に掲載・公表いたします。

11. 保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求

当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応いたします。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。利用目的の通知請求及び開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。これらの具体的な請求手続きについては、上記１．のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

12. 当社ウェブサイトを通じて取得するその他の情報

「その他の情報」とは、ご本人を特定しない次のような情報をいいます。

・ブラウザ情報
・クッキー（cookie）、ピクセルタグ（pixel tag）等を通じて取得される情報
・皆様から提供を受ける人口学的情報等
・総計情報

当社が取得するその他の情報

当社及び第三者たる当社の業務受託者は、次の方法を含む様々な方法により、その他の情報を取得する場合があります。

(1) インターネットブラウザによる方法

IP アドレス（皆様のコンピュータのインターネット上のアドレス）、ディスプレー解像度、オペレーティングシステムの種類（ウィンドウズかマックかの別）・バージョン、インターネットブラウザの種類・バージョン、閲覧日時及び閲覧ページ等一定の情報は、ほとんどのウェブサイトを通じて取得されます。当社は、これらの情報を、当社ウェブサイトの利用度の算出、サーバー・トラブル診断の支援及び当社ウェブサイトの管理等のために利用します。

(2) クッキーの利用

クッキーとは、皆様が利用されているコンピュータ上に直接保存される情報です。当社は、クッキーにより、皆様のコンピュータを認識し、インターネットブラウザ、当社ウェブサイトの利用に費やされた時間、閲覧ページ、言語選択等の情報を取得することができます。また、安全確保のために当該情報を利用することで、ナビゲーションを円滑化し、より効果的に情報を掲示し、皆様が当社ウェブサイトを閲覧される際の操作性の向上に役立て、または、当社ウェブサイトの利用に関する統計情報を取得することもできます。クッキーには、お客様の連絡先が判明するような情報は含まれておりません。

さらに、当社は、クッキーの利用により、皆様が最も関心を寄せられるような広告・ご提案を行うこともできます。また、クッキーを利用して当社の広告に対する皆様のレスポンスを追跡したり、クッキー等のファイルを利用して皆様の他のウェブサイトのご利用状況を追跡することもできます。

なお、皆様のコンピュータのブラウザの設定を調整することで、当社が利用する他のクッキー受信を拒否することができます。但し、これらのクッキーを受信されない場合、当社ウェブサイトや一部のインターネット商品を利用する際にご不便が生じる場合があります。

(3) ピクセルタグ、Web バグ、クリア GIF 等の利用

これらは、当社ウェブサイトの一部及び HTML 形式の電子メールに関連して、特に、当社ウェブサイトの利用者及び電子メールの受信者の行動の追跡、マーケティングキャンペーンが成功したか否かの判断及び当社ウェブサイトの利用・レスポンス率に関する統計の編集に使用される場合があります。

当社はアクセス解析サービスを利用することがあります。これは、当社のウェブサイトが皆様にどのように利用されているかについて、より理解することで、その改善を図るため、クッキーと Web バグを使用するものです。

(4) 皆様からのご提供によるもの

一部の情報（皆様の位置情報や希望される連絡方法等）は、これが皆様から任意に提供される際に取得されます。個人情報と併用される場合を除き、本情報により個人が特定されることはございません。

(5) 情報の総計によるもの

当社は、一定の情報を総計し、利用する場合があります（例えば、特定の市外局番の当社利用者の割合を算出するために情報を総計する場合があります）。

電話の録音
当社は、皆様とコールセンター等との間の電話の内容を録音いたします。

13. 第三者のウェブサイト
本プライバシーポリシーは、当社ウェブサイトにリンクが張られたサイトの運営者を含むいかなる第三者のプライバシー、情報その他業務について記載したものでもなく、これらについて責任を負うものでもありません。また、当社ウェブサイトにリンクが張られたサイトを当社または当社のグループ会社が支持していることを意味するものでもありません。

14. プライバシーポリシーの変更
当社は定期的にプライバシーポリシーを見直し、当社の業務及び法令の変更を勘案してこれを変更することがあります。最新情報については当社ウェブサイトに掲載いたします。
最終改定日を確認するため、本プライバシーポリシーの「最終更新日」をご覧ください。

最終更新日：2013 年 3 月 1 日

Ⅷ. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応を行うべく、以下のとおり基本方針を定めます。

1. 取引を含めた一切の関係遮断
   反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を持つことがないよう努めます。また、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶します。

2. 裏取引や資金提供の禁止
   反社会的勢力による要求が、事業活動上の不祥事や役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、その事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供も絶対に行いません。

3. 会社全体の取組み
   反社会的勢力に対しては、役職員の安全を確保しつつ、会社全体として対応します。

4. 外部専門機関との連携
   反社会的勢力への対応に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 有事における民事と刑事の法的対応
   反社会的勢力に対しては、民事と刑事の両面からの法的対応を行います。

2012 年 12 月 13 日制定
富士火災海上保険株式会社

Ⅸ. 利益相反管理方針の概要（全文）

弊社は、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定め、利益相反のおそれのある取引を管理してまいります。本方針の概要は以下のとおりです。

1. 利益相反のおそれのある取引
   本方針において管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、弊社または弊社のグループ会社が行う取引（以下「対象取引」といいます。）のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。
   利益相反は、①弊社または弊社のグループ会社とお客さまの間の利益相反、または②弊社または弊社のグループ会社のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型と特定方法
   対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。例えば、以下のような事情が利益相反のおそれのある取引に該当する可能性があります。
   ○お客さまの犠牲により、弊社または弊社関係者が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合。
   ○お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的誘因がある場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法
   弊社は、利益相反となるおそれのある取引を特定した場合、例えば次に掲げる方法やその他の方法により当該お客さまを保護いたします。
   ○対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
   ○対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
   ○対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法
   ○対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、弊社または弊社のグループ会社等が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

4. 利益相反管理体制
   弊社は、利益相反管理統括部署を設置し、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の集約、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証を行い、改善いたします。
   また、役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた業務運営の手続に関する研修を定期的に実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲
   利益相反管理の対象となる会社は、弊社および弊社グループ会社内の金融機関等（AIG 富士生命保険株式会社 等）です。

2009 年 6 月 1 日公表

X. 損害保険用語の解説

か　行

【価格変動準備金】
保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金です。

【過失相殺】
損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することです。

【クーリングオフ】
保険契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合、保険期間が１年を超える契約について、契約の申込日またはクーリングオフ説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含め８日以内に保険契約の申込みの撤回または解除を行うことができます。ただし、契約によってはクーリングオフの対象外となる場合があります。

【契約者貸付】
積立保険（貯蓄型保険）を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返れい金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

【契約者配当金】
積立保険（貯蓄型保険）で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返れい金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

【契約の解除】
契約当事者（保険契約者または保険会社）の一方の意思により、保険契約の効力を消滅させることをいいます。

【契約のしおり】
保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続きを行えるよう、契約時に配布するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払に関する事項、事故が起こった場合の手続き等が記載されています。

【契約の失効】
保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。たとえば保険で支払われない事故によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

【告知義務】
保険契約の申込みの際に、保険契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事実を正確に申し出る義務をいいます。

さ　行

【再調達価額】
保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

【再保険】
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

【時価（額）】
再調達価額から、使用による消耗分を控除して算出した金額です。

【事業費】
保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

【地震保険料控除制度】
地震保険契約について、所得税法上および地方税法上、支払保険料に応じた一定の額を、契約者の課税所得から控除できる制度をいいます。

【示談】
損害賠償の解決方法のひとつで、裁判によらず賠償額などを当事者間で交渉して決める和解契約のことです。

【質権設定】
火災保険などで、保険契約の対象となっている物件が罹災（りさい）した時の保険金請求権を、被保険者が他人に質入れすることをいいます。

【指定紛争解決機関】
2009 年 6 月 24 日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

【支払準備金】
決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【正味収入保険料】
保険契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）から積立保険料相当分を控除し、再保険料（受再保険料および出再保険料）を加減した保険料です。

【責任準備金】
将来の保険金支払いなど、保険契約上の債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。

【全損】
保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のことです。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいいます）、後者の場合を経済的全損（海上保険の場合は推定全損）といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

【損害てん補】
保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

【損害保険募集人一般試験】
損害保険募集人が、保険募集にあたり、保険契約の内容等について適切かつ十分な説明を行うために必要となる知識を習得し、募集品質の確保・向上を図ることを目的として実施する試験制度です。試験には「基礎単位」と「商品単位」があります。

【損害保険料率算出機構】
「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された特殊法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行っています。

【損害率】
収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

た　行

【大数（たいすう）の法則】
サイコロを振って１の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど６分の１に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【超過保険・一部保険】
保険金額（ご契約金額）が保険の対象である物の実際の価額（保険価額）を超える保険を超過保険といいます。また、保険価額に比べて保険金額が少ない保険を一部保険といいます。

【重複保険】
同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価（額）を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】
保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかにその事実を保険会社に対して連絡しなければならない義務のことです。

【積立勘定】
積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区別して運用する仕組みのことをいいます。

【積立保険】
損害保険において契約が満期時まで有効に存続し、保険料が全額払い込まれていることを条件として、満期時に一定の満期返れい金が支払われる貯蓄型の保険をいいます。また積立保険料の運用が予定利回りを超えたときは、満期返れい金に加算されて契約者配当金が支払われます。

は　行

【被保険者】
保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険利益】
ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【比例てん補】
損害が発生したとき、保険金額（ご契約金額）が保険価額を下回っている一部保険の場合に、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が支払われることをいいます。

【分損】
保険対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

【保険価額】
被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

【保険期間】
保険のご契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。

【保険金】
保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

【保険金額】
保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。すなわちご契約金額のことです。

【保険契約者】
保険会社に保険契約を申し込み、保険料を支払う人をいいます。

【保険契約準備金】
保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険契約申込書】
保険を契約する際に保険を契約される方が保険会社に提出する所定の書類をいいます。保険契約は、保険加入希望者のお申込みと保険会社の承諾により成立する契約であり、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取り決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

【保険事故】
保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷などが該当します。

【保険証券】
保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する書面をいいます。

【保険の対象】
保険を付ける対象のことをいいます。自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

【保険引受利益】
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

【保険約款（やっかん）】
保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約すべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充･変更･排除する特別約款（特別条項）とがあります。

【保険料】
保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。

【保険料即収の原則】
保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【保険料率】
保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの金額で表されています。例えば、保険金額 1,000 円あたり 1 円の保険料であれば「1 円」、または「1 パーミル」と表現されることがあります。

ま　行

【マリン・ノンマリン】
マリンは海上保険を意味し、船舶保険、貨物保険、運送保険が含まれます。ノンマリンは、マリン以外の保険を意味し、火災保険、自動車保険、傷害保険などが含まれます。

【満期返れい金】
積立保険（貯蓄型保険）で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことをいいます。その金額はあらかじめ定められています。

【免責】
保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金の支払いの義務を負いますが、特定のことがらが生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故などです。

【免責金額】
自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことです。

【免責条項】
保険約款において、保険金が支払われない場合について定めてありますが、これを免責条項といいます。例えば、保険契約者や被保険者の故意、戦争危険がこれにあたります。

【元受保険】
再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

1. 国内営業体制 ※店頭受付を取り扱わない店舗です。

（平成25年7月1日現在）

富士火災お客さまセンター
平　日　：午前9：00～午後6：00
土・日・祝：午前9：00～午後5：00

自動車保険専用窓口　0120-228-303
火災・傷害・医療など自動車保険以外の窓口　0120-228-386
（携帯電話・PHSからもご利用になれます。）

北海道・東北本部				
北海道エリア統括部	札幌営業第一課	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西 6-20-1（富士火災札幌ビル）	011-231-1096
	札幌営業第二課	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西 6-20-1（富士火災札幌ビル）	011-231-5617
	函館支店	040-0011	北海道函館市本町 6-5（富士火災函館ビル）	0138-55-5848
	苫小牧支店	053-0022	北海道苫小牧市表町 5-10-7（セントラル駅前ビル）	0144-33-5906
	恵庭支店	061-1414	北海道恵庭市漁町 29-1（富士火災恵庭ビル）	0123-33-5336
	旭川支店	070-0034	北海道旭川市 4 条通 12- 左 10 号（富士火災旭川ビル）	0166-26-0201
	滝川支店	073-0031	北海道滝川市栄町 2-5-1（富士火災滝川ビル）	0125-24-6235
	帯広支店	080-0803	北海道帯広市東三条南 9-19-2（富士火災帯広ビル）	0155-26-1151
	釧路支店	085-0015	北海道釧路市北大通 12-1-4（明治安田生命釧路第 2 ビル）	0154-23-9365
	北見支店	090-0024	北海道北見市北 4 条東 3-1-1（富士火災北見ビル）	0157-24-7417
北東北エリア統括部	盛岡支店	020-0015	岩手県盛岡市本町通 3-18-45（富士火災盛岡ビル）	019-651-0584
	一関支店	021-0024	岩手県一関市幸町 1-24（幸和ビル）	0191-23-9411
	三陸支店	027-0083	岩手県宮古市大通 4-4-22（朝日生命宮古ビル）	0193-62-1618
	青森支店	030-0861	青森県青森市長島 2-10-5（富士火災青森ビル）	017-777-3531
	八戸支店	031-0081	青森県八戸市柏崎 1-10-16（富士火災八戸ビル）	0178-24-1271
	弘前支店	036-8001	青森県弘前市代官町 15（第一オフィスビル）	0172-34-0603
	秋田支店	010-0001	秋田県秋田市中通 2-3-8（秋田アトリオンビル）	018-801-2010
	横手支店	013-0046	秋田県横手市神明町 1-2（あたごビル）	0182-33-2501
東北エリア統括部	仙台営業第一課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル）	022-221-2532
	仙台営業第二課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル）	022-221-2530
	福島支店	960-8031	福島県福島市栄町 6-6（ユニックスビル）	024-523-3111
	郡山支店	963-8014	福島県郡山市虎丸町 24-8（富士火災郡山ビル）	024-933-6211
	会津支店	965-0041	福島県会津若松市駅前町 8-1（桑原ビル）	0242-22-1420
	いわき支店	970-8026	福島県いわき市平小太郎町 1-6（明治安田生命平ビル）	0246-23-3145
	石巻支店	986-0812	宮城県石巻市東中里 2-10-16（富士火災石巻ビル）	0225-23-1408
	古川支店	989-6162	宮城県大崎市古川駅前大通 1-3-8（遠藤ビル）	0229-24-1631
	山形支店	990-0042	山形県山形市七日町 3-5-20（富士火災山形ビル）	023-622-4322
	米沢支店	992-0012	山形県米沢市金池 5-13-3（KR ビル金池）	0238-23-6321
	庄内支店	998-0853	山形県酒田市みずほ 2-8-2	0234-26-0622
業務推進部	開発営業課	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル）	022-221-2535
札幌リアルターセンター		060-8635	北海道札幌市中央区南一条西 6-20-1（富士火災札幌ビル）	011-231-1760
仙台リアルターセンター		980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル）	022-774-2255
札幌 PA センター		060-8635	北海道札幌市中央区南一条西 6-20-1（富士火災札幌ビル）	※
仙台 PA センター		980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル）	※
首都圏本部				
東京法人営業部	営業第一課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6403
	営業第二課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6407
	営業第三課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6405
東京エリア統括部	東京第一支店	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6415
	東京第二支店	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6417
	東京第三支店	160-0023	東京都新宿区西新宿 2-4-1（新宿 NS ビル）	03-6894-6010
	足立支店	121-0064	東京都足立区保木間 2-1-1（富士火災足立ビル）	03-3884-2201
	西東京支店	190-0012	東京都立川市曙町 2-22-20（立川センタービル）	042-526-6005
	山梨支店	400-0032	山梨県甲府市中央 2-9-21（富士火災甲府ビル）	055-228-6311
	新宿 PA 支店	160-0023	東京都新宿区西新宿 2-4-1（新宿 NS ビル）	03-3343-2322

神奈川エリア統括部	横浜営業第一課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル）	045-471-7541
	横浜営業第二課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル）	045-471-7541
	横浜営業第三課	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル）	045-471-7541
	横浜中央支店	232-0014	神奈川県横浜市南区吉野町 2-5（富士火災横浜中央ビル）	045-251-5626
	神奈川県央支店	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野 3-13-15（第 3 タカビル）	042-766-2321
	湘南支店	254-0035	神奈川県平塚市宮の前 1-7（平塚宮の前ビル）	0463-23-1331
千葉エリア統括部	千葉営業第一課	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-17-1（富士火災千葉ビル）	043-225-1345
	千葉営業第二課	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-17-1（富士火災千葉ビル）	043-225-1349
	東葛支店	277-0852	千葉県柏市旭町 1-1-5（浜島ビル）	04-7145-8384
	成田支店	286-0033	千葉県成田市花崎町 800-6（丸喜ビル）	0476-23-0750
	木更津支店	292-0057	千葉県木更津市東中央 2-4-13（富士火災木更津ビル）	0438-23-0939
業務推進部	開発営業課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6449
東京リアルターセンター		160-0023	東京都新宿区西新宿 2-4-1（新宿 NS ビル）	03-6894-6009
横浜リアルターセンター		222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル）	045-471-9418
東京代理店センター		136-0071	東京都江東区亀戸 6-58-15（富士火災城東ビル）	03-3685-2641
横浜代理店センター		222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル）	045-475-5391
千葉代理店センター		260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-17-1（富士火災千葉ビル）	043-225-2821
東京 PA センター		160-0023	東京都新宿区西新宿 2-4-1（新宿 NS ビル）	※
横浜 PA センター		222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル）	※
関東上信越本部				
埼玉エリア統括部	埼玉営業第一課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-54（富士火災大宮ビル）	048-641-4050
	埼玉営業第二課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-54（富士火災大宮ビル）	048-641-4050
	川口支店	332-0035	埼玉県川口市西青木 3-3-9（富士火災川口ビル）	048-253-4403
	越谷支店	343-0845	埼玉県越谷市南越谷 1-16-13（日生越谷ビル）	048-987-2731
	川越支店	350-1124	埼玉県川越市新宿町 3-3-2（ダイゴビル新宿）	049-244-6100
	熊谷支店	360-0037	埼玉県熊谷市筑波 2-48-1（大栄日生熊谷ビル）	048-522-2932
北関東エリア統括部	茨城営業第一課	310-0805	茨城県水戸市中央 2-6-29（富士火災水戸ビル）	029-224-5505
	茨城営業第二課	310-0805	茨城県水戸市中央 2-6-29（富士火災水戸ビル）	029-224-5505
	茨城南第一支店	300-0045	茨城県土浦市文京町 1-50（富士火災土浦ビル）	029-821-0799
	茨城南第二支店	300-0045	茨城県土浦市文京町 1-50（富士火災土浦ビル）	029-821-0799
	古河支店	306-0013	茨城県古河市東本町 1-3-12（白戸ビル）	0280-31-8661
	栃木支店	320-0807	栃木県宇都宮市松ヶ峰 1-3-15（富士火災宇都宮ビル）	028-633-5230
	小山支店	323-0025	栃木県小山市城山町 2-12-16（中野屋ビル）	0285-25-3511
	那須支店	329-2754	栃木県那須塩原市西大和 1-8（そすいスクエア AQUAS）	0287-36-9480
上信越エリア統括部	群馬支店	370-0801	群馬県高崎市上並榎町 382-1（富士火災高崎ビル）	027-363-4122
	前橋支店	371-0024	群馬県前橋市表町 2-2-6（前橋第一生命ビル）	027-224-1401
	桐生支店	376-0023	群馬県桐生市錦町 3-7-14（富士火災桐生ビル）	0277-46-3421
	長野支店	380-0813	長野県長野市鶴賀緑町 1393-3（富士火災長野ビル）	026-224-4110
	松本支店	390-0814	長野県松本市本庄 1-3-12（アカギビル）	0263-32-7991
	飯田支店	395-0051	長野県飯田市高羽町 6-1-9	0265-23-1579
	長岡支店	940-0088	新潟県長岡市柏町 2-2-36（富士火災長岡ビル）	0258-33-9009
	上越支店	943-0804	新潟県上越市新光町 1-8-8	025-524-5464
	新潟支店	950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町 1-30（新潟第一生命戸田建設共同ビル）	025-243-4871
業務推進部	開発営業課	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-54（富士火災大宮ビル）	048-641-4050
埼玉代理店センター		330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-54（富士火災大宮ビル）	048-644-6120
埼玉 PA センター		330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-54（富士火災大宮ビル）	※
東海・北陸本部				
愛知エリア統括部	名古屋営業第一課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	052-251-3175
	名古屋営業第二課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	052-251-3178
	名古屋営業第三課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	052-685-6194
	豊橋支店	440-0814	愛知県豊橋市前田町 1-6-4（富士火災豊橋ビル）	0532-53-5285
	岡崎支店	444-0914	愛知県岡崎市末広町 4-15（富士火災岡崎ビル）	0564-23-8211
	豊田支店	471-0034	愛知県豊田市小坂本町 1-13-11（富士火災豊田ビル）	0565-31-3171
	半田支店	475-0903	愛知県半田市出口町 2-250（富士火災半田ビル）	0569-21-0780
	一宮支店	491-0858	愛知県一宮市栄 3-7-15（一宮駅前ビル）	0586-24-0501

岐阜・三重エリア統括部	岐阜営業第一課	500-8073	岐阜県岐阜市泉町 41（富士火災岐阜ビル）	058-263-9141
	岐阜営業第二課	500-8073	岐阜県岐阜市泉町 41（富士火災岐阜ビル）	058-263-8703
	美濃加茂支店	505-0044	岐阜県美濃加茂市加茂川町 1-4-29（富士火災美濃加茂ビル）	0574-25-2660
	高山支店	506-0025	岐阜県高山市天満町 5-13（スギビル）	0577-32-0080
	四日市支店	510-0082	三重県四日市市中部 10-18（富士火災四日市ビル）	059-351-2581
	三重支店	514-0832	三重県津市南中央 4-16（富士火災津ビル）	059-226-3911
静岡エリア統括部	静岡支店	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町 20-1（富士火災静岡ビル）	054-255-5141
	沼津支店	410-0801	静岡県沼津市大手町 2-10-14（三井生命沼津大手町第 2 ビル）	055-962-4392
	浜松支店	430-7715	静岡県浜松市中区板屋町 111-2（浜松アクトタワー）	053-452-3171
北陸エリア統括部	金沢支店	920-0962	石川県金沢市広坂 1-2-24（富士火災金沢ビル）	076-222-0005
	福井支店	910-0858	福井県福井市手寄 1-20-1（手寄久我ビル）	0776-22-1552
	富山支店	930-0856	富山県富山市牛島新町 5-5（インテックビル）	076-432-6232
業務推進部	開発営業課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	052-261-6560
名古屋リアルターセンター		460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	052-261-6513
静岡リアルターセンター		420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町 20-1（富士火災静岡ビル）	054-255-5155
名古屋代理店センター		460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	052-261-5583
名古屋 PA センター		460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	※
関西本部				
大阪法人営業部	営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7026
	営業第二課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7064
	営業第三課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7027
	自動車営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7032
	自動車営業第二課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7289
大阪エリア統括部	大阪営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7033
	大阪営業第二課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7741
	大阪営業第三課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7030
	北大阪第一支店	560-0082	大阪府豊中市新千里東町 1-4-1（阪急千里中央ビル）	06-6835-3644
	北大阪第二支店	560-0082	大阪府豊中市新千里東町 1-4-1（阪急千里中央ビル）	06-6835-3644
	京阪第一支店	570-0056	大阪府守口市寺内町 2-7-27（富士火災守口ビル）	06-6994-1882
	京阪第二支店	570-0056	大阪府守口市寺内町 2-7-27（富士火災守口ビル）	06-6994-1881
南大阪エリア統括部	南大阪支店	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東 1-1-1（富士火災堺ビル）	072-223-6630
	岸和田支店	596-0057	大阪府岸和田市筋海町 6-10（第 2 渡辺ビル）	072-422-3887
	南河内支店	583-0026	大阪府藤井寺市春日丘 1-8-5（日本生命藤井寺ビル）	072-931-0235
	阿倍野支店	545-0052	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-10-1（あべのベルタビル）	06-6631-3492
	奈良支店	630-8115	奈良県奈良市大宮町 6-3-3（富士火災奈良ビル）	0742-35-3150
	橿原支店	634-0804	奈良県橿原市内膳町 1-1-11（U 遊タウンビル）	0744-24-8251
	和歌山支店	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地 1-25（富士火災和歌山ビル）	073-431-0226
京滋エリア統括部	京都営業第一課	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480（富士火災京都ビル）	075-371-2111
	京都営業第二課	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480（富士火災京都ビル）	075-371-2111
	京都営業第三課	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480（富士火災京都ビル）	075-371-2111
	京都北支店	620-0054	京都府福知山市末広町 1-18-2（福知山大和ビル）	0773-22-1633
	滋賀支店	520-0806	滋賀県大津市打出浜 34-7（富士興業大津ビル）	077-522-3283
	彦根支店	522-0074	滋賀県彦根市大東町 14-15（上野第 5 ビル）	0749-23-5737
兵庫エリア統括部	神戸営業第一課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 3-2-22（富士火災神戸ビル）	078-265-3056
	神戸営業第二課	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 3-2-22（富士火災神戸ビル）	078-265-3056
	阪神支店	663-8171	兵庫県西宮市甲子園一番町 2-3（富士火災阪神ビル）	0798-47-9385
	但馬丹後支店	668-0031	兵庫県豊岡市大手町 8-5（アビックスαビル）	0796-22-2443
	姫路支店	670-0932	兵庫県姫路市下寺町 114（富士火災姫路ビル）	079-285-4731
	明石支店	673-0898	兵庫県明石市樽屋町 1-29（日工住友生命ビル）	078-912-0035
業務推進部	開発営業課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-8450
大阪リアルターセンター		542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7291
神戸リアルターセンター		651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 3-2-22（富士火災神戸ビル）	078-265-2612
大阪代理店センター		542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7578
京都代理店センター		600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480（富士火災京都ビル）	075-371-2113
神戸代理店センター		651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 3-2-22（富士火災神戸ビル）	078-265-2600

大阪 PA センター		530-0003	大阪府大阪市北区堂島 2-1-31（京阪堂島ビル）	※
京都 PA センター		600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480（富士火災京都ビル）	※
神戸 PA センター		651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 3-2-22（富士火災神戸ビル）	※
中国・四国本部				
中国エリア統括部	広島営業第一課	730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル）	082-223-5995
	広島営業第二課	730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル）	082-223-3391
	広島北支店	731-0221	広島県広島市安佐北区可部 2-26-16	082-814-0440
	福山支店	720-0811	広島県福山市紅葉町 2-27（日本生命福山ビル）	084-922-1477
	呉支店	737-0046	広島県呉市中通 2-1-23（富士火災呉ビル）	0823-21-5151
	周南支店	745-0036	山口県周南市本町 1-3（大同生命徳山ビル）	0834-31-2117
	山口中央支店	754-0014	山口県山口市小郡高砂町 2-7（朝日生命小郡ビル）	083-972-8730
東中国エリア統括部	岡山支店	700-0837	岡山県岡山市北区南中央町 2-11（富士火災岡山ビル）	086-231-1214
	倉敷支店	710-0833	岡山県倉敷市西中新田 317-1	086-424-2226
	鳥取支店	680-0821	鳥取県鳥取市瓦町 101（富士火災鳥取ビル）	0857-22-4840
	米子支店	683-0805	鳥取県米子市西福原 2-1-1（YNT 第 10 ビル）	0859-32-6631
	松江支店	690-0003	島根県松江市朝日町 498（松江センタービル）	0852-26-2241
四国エリア統括部	高松支店	760-8539	香川県高松市磨屋町 8-1（富士火災高松ビル）	087-851-0196
	丸亀支店	763-0034	香川県丸亀市大手町 3-5-18（ジブラルタ生命丸亀ビル）	0877-23-2751
	徳島支店	770-0856	徳島県徳島市中洲町 1-42-1（富士火災徳島ビル）	088-625-7115
	高知支店	780-0822	高知県高知市はりまや町 2-2-11（富士火災高知ビル）	088-824-1050
	中村支店	787-0013	高知県四万十市右山天神町 4-25	0880-35-6336
	松山支店	790-0003	愛媛県松山市三番町 4-8-11（富士火災松山ビル）	089-943-6963
	新居浜支店	792-0026	愛媛県新居浜市久保田町 1-2-5（富士火災新居浜ビル）	0897-37-3065
	今治支店	794-0027	愛媛県今治市南大門町 1-6-18（富士火災今治ビル）	0898-22-1141
	宇和島支店	798-0060	愛媛県宇和島市丸之内 5-4-5（富士火災宇和島ビル）	0895-22-0467
業務推進部	開発営業課	730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル）	082-530-6709
中国リアルターセンター		730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル）	082-223-3359
広島 PA センター		730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル）	※
九州本部				
福岡・沖縄エリア統括部	福岡営業第一課	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル）	092-712-0559
	福岡営業第二課	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル）	092-712-0495
	福岡営業第三課	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル）	092-712-0494
	北九州第一支店	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町 2-3-31（富士火災小倉ビル）	093-531-9101
	北九州第二支店	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町 2-3-31（富士火災小倉ビル）	093-531-5281
	飯塚支店	820-0040	福岡県飯塚市吉原町 6-1（あいタウン）	0948-22-1690
	行橋支店	824-0001	福岡県行橋市行事 1-3-3（ジブラルタ生命行橋ビル）	0930-23-9651
	久留米支店	830-0018	福岡県久留米市通町 10-4（富士火災久留米ビル）	0942-33-0441
	沖縄支店	900-0032	沖縄県那覇市松山 1-1-19（JPR 那覇ビル）	098-868-3340
中九州・西九州エリア統括部	熊本支店	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町 4-20（富士火災熊本ビル）	096-354-1551
	人吉支店	868-0004	熊本県人吉市九日町 16（井上ビル）	0966-22-3868
	佐賀支店	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-9-45（三井生命ビル）	0952-26-4171
	長崎支店	850-0032	長崎県長崎市興善町 4-8（富士火災長崎ビル）	095-826-5274
	島原支店	855-0823	長崎県島原市湊町 267（日建ビル）	0957-64-2899
	佐世保支店	857-0028	長崎県佐世保市八幡町 4-3（八幡ビル）	0956-23-7341
	大分支店	870-0045	大分県大分市城崎町 1-3-31（富士火災大分ビル）	097-534-1400
南九州エリア統括部	鹿児島営業第一課	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町 11-30（富士火災鹿児島ビル）	099-226-6655
	鹿児島営業第二課	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町 11-30（富士火災鹿児島ビル）	099-226-6738
	宮崎支店	880-0001	宮崎県宮崎市橘通西 5-1-24（富士火災宮崎ビル）	0985-24-3412
	延岡支店	882-0823	宮崎県延岡市中町 2-1-7（ジブラルタ生命延岡ビル）	0982-32-2038
	都城支店	885-0021	宮崎県都城市平江町 13 街区 15 号（富士火災都城ビル）	0986-23-2103
	鹿屋支店	893-0014	鹿児島県鹿屋市寿 2-8-15	0994-44-3103
業務推進部	開発営業課	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル）	092-771-0525
福岡リアルターセンター		810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル）	092-771-8535
福岡代理店センター		810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル）	092-737-1418
福岡 PA センター		810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル）	※

企業本部				
東京企業営業部	開発営業課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6402
	営業第一課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6401
	営業第二課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6404
大阪企業営業部	開発営業課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-8910
	営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7029
	営業第二課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7387

2. 国内事故処理サービス体制 ※店頭受付を取り扱わない店舗です。 （平成 25 年 7 月 1 日現在）

24時間365日 セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557（事故受付）

リアルタイムに対応するサービスネットワーク

当社では、万一事故にあわれた場合、ただちに事故対応ができるよう、全国に事故相談センターを設置しています。
また、「セイフティ24コンタクトセンター」により24時間事故受付体制を整備しています。(SC=サービスセンター)

北海道・東北損害サービス本部			
仙台 SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル）	022-221-2536
札幌 SC	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西 6-20-1（富士火災札幌ビル）	011-231-5361
函館 SC	040-0011	北海道函館市本町 6-5（富士火災函館ビル）	0138-55-5820
苫小牧 SC	053-0022	北海道苫小牧市表町 5-10-7（セントラル駅前ビル）	0144-33-5918
帯広 SC	080-0803	北海道帯広市東三条南 9-19-2（富士火災帯広ビル）	0155-26-1156
釧路 SC	085-0015	北海道釧路市北大通 12-1-4（明治安田生命釧路第 2 ビル）	0154-32-0550
旭川 SC	070-0034	北海道旭川市 4 条通 12- 左 10（富士火災旭川ビル）	0166-23-8733
北見 SC	090-0024	北海道北見市北 4 条東 3-1-1（富士火災北見ビル）	0157-24-9051
山形 SC	990-0042	山形県山形市七日町 3-5-20（富士火災山形ビル）	023-633-7500
山形 SC（庄内オフィス）	998-0853	山形県酒田市みずほ 2-8-2	※
米沢 SC	992-0012	山形県米沢市金池 5-13-3（KR ビル金池）	0238-23-6341
石巻 SC	986-0812	宮城県石巻市東中里 2-10-16（富士火災石巻ビル）	0225-23-1409
盛岡 SC	020-0015	岩手県盛岡市本町通 3-18-45（富士火災盛岡ビル）	019-651-0853
八戸 SC	031-0081	青森県八戸市柏崎 1-10-16（富士火災八戸ビル）	0178-24-1278
郡山 SC	963-8014	福島県郡山市虎丸町 24-8（富士火災郡山ビル）	024-933-6341
郡山 SC（会津オフィス）	965-0041	福島県会津若松市駅前町 8-1（桑原ビル）	※
いわき SC	970-8026	福島県いわき市平字小太郎町 1-6（明治安田生命平ビル）	0246-23-3146
秋田 SC	010-0001	秋田県秋田市中通 2-3-8（秋田アトリオンビル）	018-801-2020
弘前 SC	036-8001	青森県弘前市代官町 15（第一オフィスビル）	0172-39-2241
北海道火災新種 SC	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西 6-20-1（富士火災札幌ビル）	011-231-6481
東北火災新種 SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル）	022-221-2537
首都圏損害サービス本部			
東京第一 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6418
東京第二 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6419
東京第三 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6420
東京第三 SC（西東京オフィス）	190-0012	東京都立川市曙町 2-22-20（立川センタービル）	※
甲府 SC	400-0032	山梨県甲府市中央 2-9-21（富士火災甲府ビル）	055-228-6309
横浜 SC	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル）	045-471-5915
横浜 SC（湘南オフィス）	254-0035	神奈川県平塚市宮の前 1-7（平塚宮の前ビル）	※
相模大野 SC	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野 3-13-15（第 3 タカビル）	042-766-5841
千葉 SC	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-17-1（富士火災千葉ビル）	043-225-2424
東葛 SC	277-0852	千葉県柏市旭町 1-1-5（浜島ビル）	04-7145-8389
東日本自動車 SC	140-0014	東京都品川区大井 1-49-12（富士火災大井ビル）	03-5746-3131
首都圏火災新種 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6424
海損 SC	105-8622	東京都港区虎ノ門 4-3-20（神谷町 MT ビル）	03-5400-6544
関東上信越損害サービス本部			
さいたま SC	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-54（富士火災大宮ビル）	048-641-8421
さいたま SC（熊谷オフィス）	360-0037	埼玉県熊谷市筑波 2-48-1（大栄日生熊谷ビル）	※
川口 SC	332-0035	埼玉県川口市西青木 3-3-9（富士火災川口ビル）	048-253-9653
群馬 SC	370-0801	群馬県高崎市上並榎町 382-1（富士火災高崎ビル）	027-363-4130
水戸 SC	310-0805	茨城県水戸市中央 2-6-29（富士火災水戸ビル）	029-224-5507
土浦 SC	300-0045	茨城県土浦市文京町 1-50（富士火災土浦ビル）	029-823-2811
宇都宮 SC	320-0807	栃木県宇都宮市松ヶ峰 1-3-15（富士火災宇都宮ビル）	028-636-0205
小山 SC	323-0025	栃木県小山市城山町 2-12-16（中野屋ビル）	0285-24-3681
長野 SC	380-0813	長野県長野市鶴賀緑町 1393-3（富士火災長野ビル）	026-224-4120

長野 SC（松本オフィス）	390-0814	長野県松本市本庄 1-3-12（アカギビル）	※
新潟 SC	950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町 1-30（新潟第一生命戸田建設共同ビル）	025-243-4861
新潟 SC（長岡オフィス）	940-0088	新潟県長岡市柏町 2-2-36（富士火災長岡ビル）	※
関東火災新種 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6425
東海・北陸損害サービス本部			
名古屋 SC	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	052-251-3171
一宮 SC	491-0858	愛知県一宮市栄 3-7-15（一宮駅前ビル）	0586-24-1051
三重 SC	514-0832	三重県津市南中央 4-16（富士火災津ビル）	059-225-5195
四日市 SC	510-0082	三重県四日市市中部 10-18（富士火災四日市ビル）	059-353-1601
岐阜 SC	500-8073	岐阜県岐阜市泉町 41（富士火災岐阜ビル）	058-262-8141
美濃加茂 SC	505-0044	岐阜県美濃加茂市加茂川町 1-4-29（富士火災美濃加茂ビル）	0574-25-1105
高山 SC	506-0025	岐阜県高山市天満町 5-13（スギビル）	0577-32-8180
岡崎 SC	444-0914	愛知県岡崎市末広町 4-15（富士火災岡崎ビル）	0564-23-8214
半田 SC	475-0903	愛知県半田市出口町 2-250（富士火災半田ビル）	0569-23-3751
豊橋 SC	440-0814	愛知県豊橋市前田町 1-6-4（富士火災豊橋ビル）	0532-53-6947
静岡 SC	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町 20-1（富士火災静岡ビル）	054-255-5142
沼津 SC	410-0801	静岡県沼津市大手町 2-10-14（三井生命沼津大手町第 2 ビル）	055-962-7161
浜松 SC	430-7715	静岡県浜松市中区板屋町 111-2（浜松アクトタワー）	053-452-3197
金沢 SC	920-0962	石川県金沢市広坂 1-2-24（富士火災金沢ビル）	076-232-3071
福井 SC	910-0858	福井県福井市手寄 1-20-1（手寄久我ビル）	0776-22-5022
富山 SC	930-0856	富山県富山市牛島新町 5-5（インテックビル）	076-432-6280
東海・北陸火災新種 SC	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	052-251-3173
関西第一損害サービス本部			
大阪 SC	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-4968-6701
大阪東 SC	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-4968-6720
堺 SC	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東 1-1-1（富士火災堺ビル）	072-221-9344
和歌山 SC	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地 1-25（富士火災和歌山ビル）	073-431-8370
守口 SC	570-0056	大阪府守口市寺内町 2-7-27（富士火災守口ビル）	06-6994-1892
大阪北 SC	560-0082	大阪府豊中市新千里東町 1-4-1（阪急千里中央ビル）	06-6835-3591
西日本自動車 SC	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-7730-2771
自賠責 SC	542-0082	大阪府大阪市中央区島之内 1-7-21（ミナミ長堀ビル）	06-6244-6939
大阪火災新種 SC	542-0082	大阪府大阪市中央区島之内 1-7-21（ミナミ長堀ビル）	06-6244-5730
関西第二損害サービス本部			
神戸 SC	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 3-2-22（富士火災神戸ビル）	078-265-2630
姫路 SC	670-0932	兵庫県姫路市下寺町 114（富士火災姫路ビル）	079-285-4735
京都 SC	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480（富士火災京都ビル）	075-371-2201
北近畿 SC	620-0054	京都府福知山市末広町 1-18-2（福知山大和ビル）	0773-24-0630
滋賀 SC	520-0806	滋賀県大津市打出浜 34-7（富士興業大津ビル）	077-522-3284
奈良 SC	630-8115	奈良県奈良市大宮町 6-3-3（富士火災奈良ビル）	0742-35-4581
関西火災新種 SC	542-0082	大阪府大阪市中央区島之内 1-7-21（ミナミ長堀ビル）	06-6244-5731
中国・四国損害サービス本部			
広島 SC	730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル）	082-223-3322
山口 SC	745-0036	山口県周南市本町 1-3（大同生命徳山ビル）	0834-31-2031
福山 SC	720-0811	広島県福山市紅葉町 2-27（日本生命福山ビル）	084-922-1488
岡山 SC	700-0837	岡山県岡山市北区南中央町 2-11（富士火災岡山ビル）	086-231-1244
山陰 SC	683-0805	鳥取県米子市西福原 2-1-1（YNT 第 10 ビル）	0859-32-6654
高松 SC	760-8539	香川県高松市磨屋町 8-1（富士火災高松ビル）	087-822-6979
松山 SC	790-0003	愛媛県松山市三番町 4-8-11（富士火災松山ビル）	089-943-6979
松山 SC（新居浜オフィス）	792-0026	愛媛県新居浜市久保田町 1-2-5（富士火災新居浜ビル）	※
徳島 SC	770-0856	徳島県徳島市中洲町 1-42-1（富士火災徳島ビル）	088-625-2335
高知 SC	780-0822	高知県高知市はりまや町 2-2-11（富士火災高知ビル）	088-824-9100
中国火災新種 SC	730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル）	082-223-2611

九州損害サービス本部			
福岡 SC	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル）	092-761-7951
沖縄 SC	900-0032	沖縄県那覇市松山 1-1-19（JPR 那覇ビル）	098-868-3357
久留米 SC	830-0018	福岡県久留米市通町 10-4（富士火災久留米ビル）	0942-31-2429
佐賀 SC	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-9-45（三井生命ビル）	0952-29-8941
長崎 SC	850-0032	長崎県長崎市興善町 4-8（富士火災長崎ビル）	095-825-4933
佐世保 SC	857-0028	長崎県佐世保市八幡町 4-3（八幡ビル）	0956-23-7348
熊本 SC	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町 4-20（富士火災熊本ビル）	096-354-1562
大分 SC	870-0045	大分県大分市城崎町 1-3-31（富士火災大分ビル）	097-535-1150
北九州 SC	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町 2-3-31（富士火災小倉ビル）	093-551-0034
飯塚 SC	820-0040	福岡県飯塚市吉原町 6-1（あいタウン）	0948-22-8300
鹿児島 SC	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町 11-30（富士火災鹿児島ビル）	099-224-1761
宮崎 SC	880-0001	宮崎県宮崎市橘通西 5-1-24（富士火災宮崎ビル）	0985-24-3263
宮崎 SC（延岡オフィス）	882-0823	宮崎県延岡市中町 2-1-7（ジブラルタ生命延岡ビル）	※
都城 SC	885-0021	宮崎県都城市平江町 13 街区 15 号（富士火災都城ビル）	0986-23-2163
九州火災新種 SC	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル）	092-771-8794
傷害医療損害サービス本部			
東日本傷害 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6423
東日本傷害 SC（名古屋）	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	052-251-3170
西日本傷害 SC	542-0082	大阪府大阪市中央区島之内 1-7-21（ミナミ長堀ビル）	06-6244-6834
西日本傷害 SC（福岡）	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル）	092-687-5066
医療 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6422
セイフティ 24 コンタクトセンター			
	556-0017	大阪府大阪市浪速区湊町 1-4-38（近鉄新難波ビル）	0120-220-557

富士火災

Member of AIG

富士火災海上保険株式会社

東京本社：〒105-8622　東京都港区虎ノ門４丁目３番２０号 神谷町MTビル　Tel.03-5400-6000（大代表）
大阪本社：〒542-8567　大阪市中央区南船場１丁目１８番１１号　Tel.06-6271-2741（大代表）
ホームページ：http://www.fujikasai.co.jp/

VEGETABLE OIL INK

2013.7（D0108）10,000